

令和 5 (2023) 年度
埼玉女子短期大学
自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目 次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	25
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	42
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	62
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	80
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	91
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	97
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	101
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	110
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	110
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	114
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	117
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、埼玉女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和6年6月30日

理事長

川口 拓也

学長

楯沢 栄一

ALO

三ツ木 丈浩

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 5 (1930) 年 3 月	川口渉が早稲田大学速記研究会において「早稲田式速記法」を完成、発表
昭和 10 (1935) 年 5 月	川口渉が東京市淀橋区戸塚町 1 丁目 568 番地 (早大西門前) に「早稲田式速記普及会」を設立、通信教育及び実地教育 (昭和 11 年 4 月、早稲田式速記士養成所) を開始
昭和 25 (1950) 年 3 月	早稲田式速記士養成所が東京都認可各種学校となり「早稲田速記学校」と改称 (昭和 26 年 4 月開校)
昭和 39 (1964) 年 7 月	早稲田式速記普及会を法人化し「財団法人早稲田速記普及協会」を設立 (理事長川口晃玉)、「早稲田速記講座」が文部省 (現文部科学省) 認定社会通信教育となる
昭和 44 (1969) 年 7 月	「学校法人川口学園」を設立し、川口晃玉が初代理事長に就任、早稲田速記学校の設置者となる
昭和 46 (1971) 年 1 月	学校法人川口学園が財団法人早稲田速記普及協会の社会通信事業 (速記講座、秘書講座) を継承、事業を学校法人に集約 (財団法人は現務の結了後、昭和 46 年 12 月解散)
昭和 47 (1972) 年 4 月	早稲田速記学校に「医療秘書科」を開設
昭和 51 (1976) 年 10 月	学校教育法改正による専修学校の発足に伴い、早稲田速記学校が専修学校専門課程 (専門学校) として認可
昭和 63 (1988) 年 12 月	私立学校法第 3 条による学校法人に組織変更
平成元 (1989) 年 4 月	「埼玉女子短期大学」 (商学科・英語科) を埼玉県狭山市にて開学
平成 3 (1991) 年 4 月	早稲田速記学校の校名を「早稲田速記秘書専門学校」に変更
平成 9 (1997) 年 4 月	早稲田速記秘書専門学校の校名を「早稲田速記医療福祉専門学校」に変更し、厚生労働大臣指定の「介護福祉科」を開設
平成 11 (1999) 年 3 月	埼玉県日高市女影 1616 に埼玉女子短期大学のキャンパスを移転
平成 13 (2001) 年 4 月	埼玉女子短期大学の英語科を「国際コミュニケーション学科」に名称変更
平成 14 (2002) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校に厚生労働大臣認定の「鍼灸医療科」を開設
平成 16 (2004) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校の「病院管理科」が「診療情報管理士認定試験受験指定校」として認可
平成 18 (2006) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校に「診療情報管理専攻科」を開設
平成 21 (2009) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校の速記科を「速記コンピュータ科」に、病院管理科を「医療マネジメント科 (2 年制)」に科名変更。「医薬・健康美容科」を開設
平成 24 (2012) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校の医薬・健康美容科を「くすり・調剤事務科」に科名変更
平成 26 (2014) 年 5 月	学校法人川口学園創立 80 周年記念式典を挙行
平成 27 (2015) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校が社会医療法人河北医療財団看護専門学校を事業継承し、「看護科」を開設
平成 29 (2017) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校に「医師事務技術専攻科」を開設
平成 30 (2018) 年 4 月	早稲田速記医療福祉専門学校に「字幕制作・速記者養成科」を開設
平成 30 (2018) 年 4 月	川口拓也が第 2 代理事長に就任

<短期大学の沿革>

平成元（1989）年4月	埼玉女子短期大学（商学科・英語科）を埼玉県狭山市上広瀬 2011 に開学 山岡喜久男が初代学長に就任
平成3（1991）年4月	清水武が第2代学長に就任
平成4（1992）年4月	科目等履修生制度を開設
平成5（1993）年4月	学位授与機構認定専攻科（商学専攻・英語専攻）を開設
平成7（1995）年4月	小林太三郎が第3代学長に就任
平成11（1999）年3月	埼玉県日高市女影 1616 に、短期大学校舎（本館・教育棟・クレセントホール）・ 体育館（敷地 63,519 平方メートル、校舎、体育館総床面積 11,835 平方メートル） が完成し、キャンパスを移転
平成11（1999）年4月	中山和久が第4代学長に就任
平成13（2001）年4月	英語科を「国際コミュニケーション学科」に名称変更
平成15（2003）年4月	鈴木健一が第5代学長に就任
平成16（2004）年9月	文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に選定
平成21（2009）年4月	梶沢栄一が第6代学長に就任
平成23（2011）年3月	第三者評価適格認定（一般財団法人短期大学基準協会）
平成30（2018）年3月	第三者評価適格認定（一般財団法人短期大学基準協会）
令和元（2019）年5月	埼玉女子短期大学開学30周年記念式典を開催

(2) 学校法人の概要（令和6年5月1日現在）

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

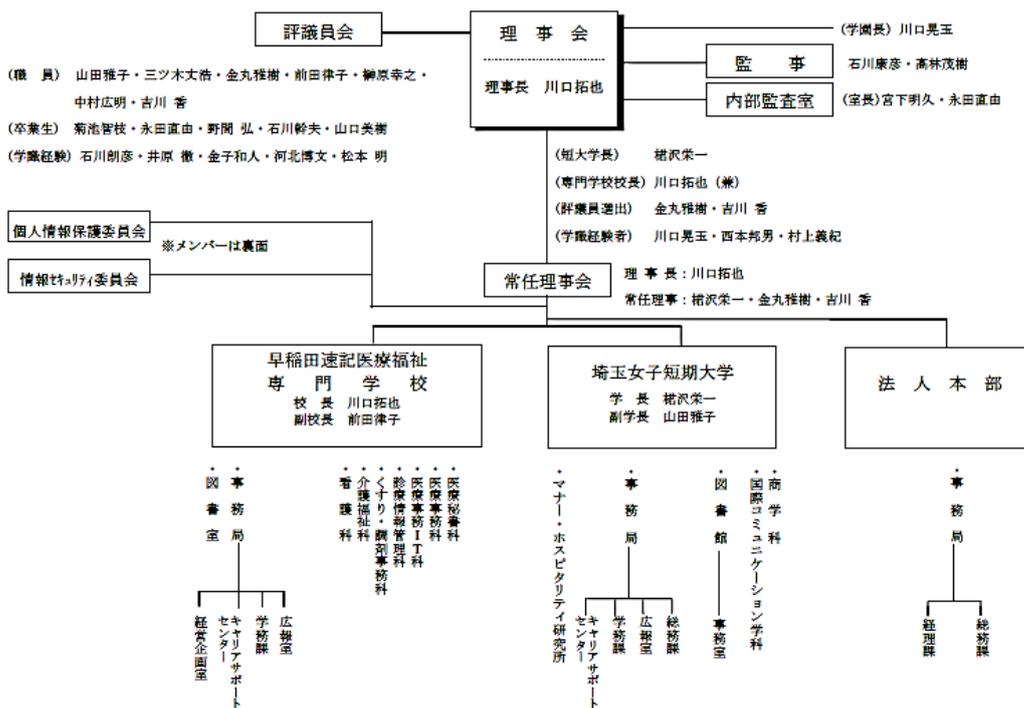
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
埼玉女子短期大学	埼玉県日高市女影 1616	300	600	494
早稲田速記医療福祉専門学校	東京都豊島区高田 3-11-17	385	845	503

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 組織図（令和6年5月1日現在）

学校法人 川口学園 組織図

学校法人 川口学園 組織図 6.4.1現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

【日高市の人口推移表】

年度	世帯数	人口			人口 対前年比
		総数	男	女	
令和2 (2020)	24,236	55,590	27,666	27,924	99.3%
令和3 (2021)	24,375	55,142	27,380	27,762	99.1%
令和4 (2022)	24,458	54,791	27,222	27,569	99.3%
令和5 (2023)	24,787	54,557	27,098	27,459	99.5%
令和6 (2024)	25,003	54,367	27,027	27,340	99.6%

■ 学生の入学動向（学生の出身地別人数及び割合）

地 域	令和 2 (2020) 年度		令和 3 (2021) 年度		令和 4 (2022) 年度		令和 5 (2023) 年度		令和 6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道 ／東北	30	8.0%	35	10.0%	26	8.1%	9	3.4%	16	6.6%
北関東	59	15.8%	50	14.0%	51	15.8%	32	12.1%	43	17.8%
埼玉	212	56.7%	201	57.4%	185	57.5%	166	62.6%	157	64.9%
南関東	31	8.3%	23	6.6%	27	8.4%	24	9.0%	10	4.1%
中部・ 近畿	40	10.7%	29	8.3%	31	9.6%	26	9.8%	13	5.4%
中国／ 四国／ 九州／ 沖縄	8	2.1%	12	3.4%	2	0.1%	7	2.6%	1	0.4%
その他 ☆	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%	2	0.8%
合計	374	100%	350	100%	322	100%	265	100%	242	100%

☆ その他：外国の学校卒・高等学校卒業程度認定試験 等

※各地域の構成比（％）は小数点第 2 位を四捨五入しているため、全地域の数値を加算した合計が 100.0%にならない場合がある。

■ 地域社会のニーズ

日高市は、将来都市像である「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」の実現を目指す「第 6 次日高市総合計画後期基本計画（令和 3 年～令和 12 年度）」の中で、本計画を市政や事業に活かすため、市内及び近隣大学との連携により賑わいと活力のあるまちづくりを推進している。本学は日高市との間で、平成 25 年に「日高市と埼玉女子短期大学との地域連携協定」を締結し、人的資源の交流とともに文化、教育、産業、まちづくりなどの分野において地域連携を進めている。こうした中、本学教員が日高市青少年問題協議会委員や日高市教育振興基本計画策定等委員会委員、日高市人権教育推進協議会委員、日高市環境審議会委員などを務め、地域社会の教育などに大きく貢献している。

また、生涯学習ニーズに応えるため、地域住民を対象とした公開講座を開講するほか、埼玉県教育局が主導し行っている「子ども大学ひだか」に参画し、日高市教育委員会や飯能青年会議所と連携を図りながら地域の小学生に対して知的好奇心を刺激する各種講座を開講している。

さらに、日高市や近隣の警察署、消防署などに対し、さまざまな学生ボランティアの派遣を積極的に行うなど、地域のニーズに大学として社会的な使命を果たすべく取り組んでいる。

■ 地域社会の産業の状況

日高市は埼玉県の南西部に位置し、東京都心から約 40km 圏内にある。東は川越市、南東は狭山市、南は飯能市など 5 市 1 町に接している。市内鉄道網は、JR 川越線が市中央部より東に延びており、また、JR 八高線が市中央部を南北に通っている。さらに市西部には西武池袋線が通っている。

市東部には首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通り、狭山日高 IC、圏央鶴ヶ島 IC に隣接している。圏央道の段階的な開通により、中央道、関越道、東名道などの主要な高速道路と相互に連絡できるようになったほか、国道 407 号や県道、都市計画道路など、交通の利便性に恵まれているため、工場、倉庫、事務所などを中心に企業の進出が増えている。

日高市の商業は、個人商店など小規模店舗が多く、中心的商業地が発達していない。工業についても、一般機械、電気機械、金属製品の部品製造など小規模工場・企業が大半を占めており、発展途上にあるといえる。

令和 2（2020）年の経済センサス報告・基礎調査によると、日高市の就業者数は 25,293 人であり、産業別では、第一次産業が 609 人（2.4%）、第二次産業が 7,162 人（28.3%）、第三次産業が 16,864 人（66.7%）、その他の産業が 658 人（2.6%）の構成となっている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

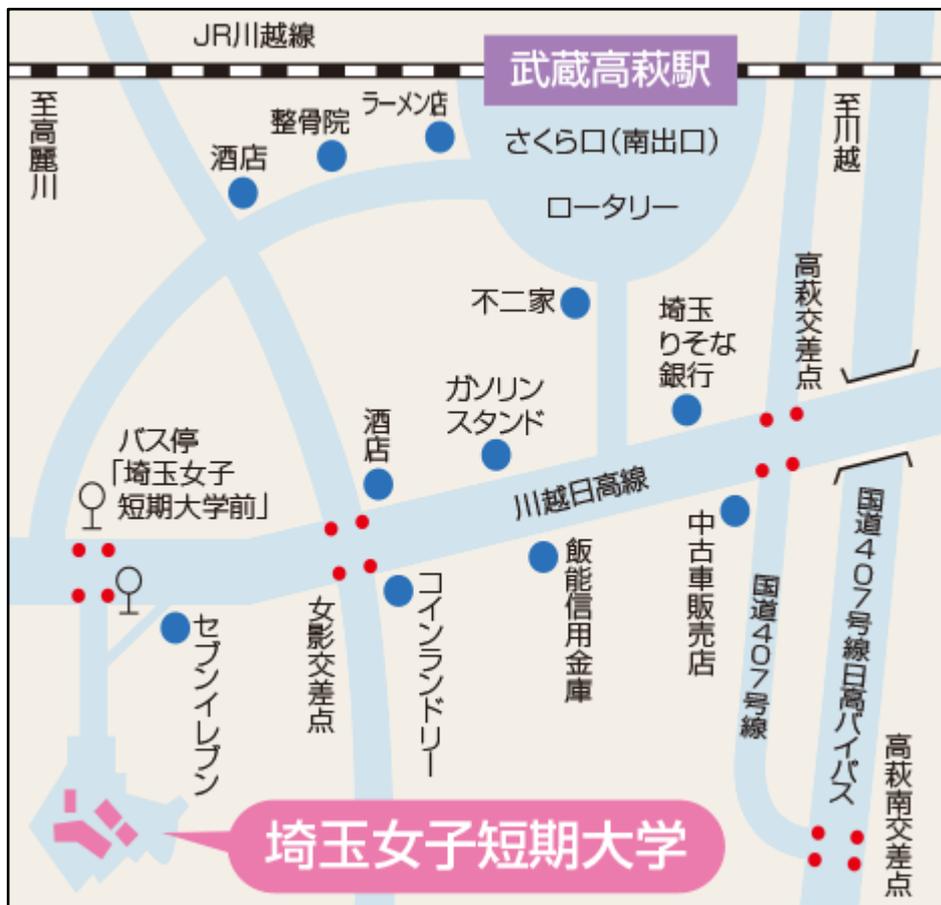
・埼玉県内地図（出典：Mapionマップ）



・日高市全体図（出典：Googleマップ）



・短大アクセスマップ（出典：埼玉女子短期大学ホームページ）



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</p> <p>[テーマB 教育の効果]</p> <p>教育の質を保証するという観点から、80分の授業時間で教育の質を担保するために、授業時間外での学習課題等をシラバスに記載するよう留意されたい。シラバスに授業外学修の記載がない科目が散見されるため、1単位45時間の学修時間を担保する記載内容を心掛けたい。</p>
(b) 対策
<p>平成30（2018）年度のWebシラバスより、事前学修及び事後学修の記載を全教員に求めており、現在、記載する意識は根付いている。1単位あたり45時間の学修であること、またその根拠をシラバスに示すことを、シラバス作成研修会（FSD研修会）の中で説明し、教員同士のシラバスピアチェックにより、実際にも不足なく記載されていることを確認している。また、令和4（2022）年度より授業時間を90分とし、同年度より本格導入したオンライン学習支援システム（LMS：Learning Management System）のWeb Classの活用を進め、学生の授業外学修を促している。</p>
(c) 成果
<p>全ての科目において授業時間外の学修時間・学修内容をWebシラバスに記載するようになった。更に、授業時間を1時限90分に変更し、総授業時間数1,350分（90分×15回＋フィードバック）を確保した上、Web Classを導入したことで学生の授業外学修の習慣を前進させることができた。令和5（2023）年度学修時間・行動調査における勉強時間や学修成果獲得実感の回答状況、及び令和5（2023）年度卒業生のGPS-Academic（株式会社ベネッセi-キャリアによる思考力アセスメントテスト）の各種スコア伸長が示すように、授業内外の両面において学修の質と量を向上・維持することができている。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>[テーマA 教育課程]</p> <p>シラバスに、一部の科目ながら出席の状況の評価を加味するものが散見される。出席は評価の前提となるものであり、それ自体を評価に組み込むことは適切でないため、記載内容の確認と修正が望まれる。</p>
(b) 対策
<p>平成30（2018）年度より成績評価に出席状況を加味しないこと、シラバス上に「出席点」という文言は使わないよう全教員に周知徹底した。また、シラバス公開前に教員同士でピアチェックを行い、最終的に教務委員長が確認し、適切なシラバス作成を行っている。</p>
(c) 成果
<p>全ての科目において出席点を評価に加味することがなくなり、適切な成績評価がなされるようになった。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>[テーマA 教育課程]</p> <p>教員配置は設置基準を満たしているが、専任教員がいないコースが2つあるので、教育の質を保證するためには専任教員を配置することが望まれる。</p>
(b) 対策
<p>不足のあるコースについて積極的な教員採用を行い、教員の専門性のコースバランスがとれるよう配慮した。現在は各コースに専任教員が配置されており、改善済みである。</p>
(c) 成果
<p>専任教員がコース担当を務めることにより学生との日常的な接点が増し、より綿密な指導が行われるようになった。また、専門性を活かした指導を行うことができるため、今後も教育効果の向上が見込まれる。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</p> <p>[テーマB 学生支援]</p> <p>「教員による学習成果の把握」「教員による学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況の把握・評価」について、科目レベルでの把握に留まっているため、学科全体の学習成果をどのように把握・査定するか検討を進められたい。</p>
(b) 対策
<p>学科全体の学習成果を査定する方法として、「学修時間・行動調査」をはじめとするアセスメントを全学レベルで続け、令和4（2022）年度より、思考力や姿勢・態度を計測する「GPS-Academicプログラム」を導入した。さらに、科目アセスメントの事前・事後報告により、科目レベルでの把握から全学のレベルで達成状況を把握する仕組みを試運用し始めた。なお、令和6（2024）年度より、学生による授業アンケート「学生の声調査」に学修成果獲得状況の実感を尋ねる設問を加え、学科全体での能力伸長を捉えることを検討している。</p>
(c) 成果
<p>全学での学修成果獲得状況を主観・客観の両面から掴み、FSD（Faculty Staff Development）研修会等を通じて全教員で結果を共有できるようになった。また、当該結果を踏まえた教学改善により、教学マネジメント委員会を中心に教育の質向上への施策を探ることができるようになった。</p>

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
<p>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</p> <p>[テーマA 人的資源]</p> <p>科学研究補助金などの外部研究費の獲得に向けて、専任教員の科研費応募支援を目的とする研修会や研究支援等、応募率向上を目指す仕組みを検討されたい。</p>
(b) 対策
<p>専任教員の教育研究活動については、その自主性を前提にしつつも、教育研究支援を望む教員に対して、より積極的な援助が行えるよう事務体制の整備と教員への支援内容の周知を行った。科学</p>

研究費補助金や外部研究費などの公募情報については、事務局より全教員への通知を続けている。
また、学内において外部研究資金に関する FSD 研修会を令和 5（2023）年 7 月 27 日に開催し、その概要や申請に関する留意点について研修し、全学的に奨励している。

(c) 成果

専任教員の教育研究活動に対しての意識・意欲の向上を図った。令和 3（2021）年度には、分担研究者を含め 2 名の専任教員が科学研究費補助金を受けている。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

退職給与引当特定資産の計上が望まれる。

(b) 対策

中期計画（令和 4（2022）年度～8（2026）年度）にて、各種特定資産留保の計画を掲げた。

(c) 成果

令和 3（2021）年度に退職給与引当特定資産 3,000 万円の積み立てを開始し、退職給与引当金相当額を目標に、一定の額を毎年度増額している。令和 4（2022）年度と令和 5（2023）年度は、それぞれ 1,000 万円程度を積み増した。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

寄付行為に基づいて、定期預金に絞った安全で健全な資金運用が行われている。しかし、併設の専門学校に関連する有限会社の株式を所有しているので、資金運用規定の整備が望まれる。

(b) 対策

資金運用規程を平成 31（2019）年 4 月に制定し、令和 2（2020）年 4 月、令和 4（2022）年 2 月にそれぞれ一部改正を行った。

(c) 成果

資金運用規程に基づき、安全性を堅持しつつ適正に運用している。

上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項

教務委員会の拡大組織である拡大教務委員会がカリキュラム編成や 3 ポリシー策定を含む教務事項を担っているが、より包括的・俯瞰的な視点から中長期的な教学マネジメントを扱うには至っていない。

(b) 対策

令和 3（2021）年度に教学マネジメント委員会を組織し、教育の質向上を意識した教学マネジメントを幅広く扱う体制を整えた。毎年、平均して年間 10 回程度開催し、学長・学科長をはじめ、ほぼすべての委員会の委員長及び各課長が参加している。

(c) 成果
<p>教学 IR や各種アセスメントに基づいた 3 つのポリシーを体系的に点検し、教育の質や学修の質向上に向け、一体的に教学事項を扱い、PDCA サイクルを意識した教学改善に取り組めるようになった。</p>

(a) 改善を要する事項
<p>建学の精神と教育目的の一部不整合がある。</p>
(b) 対策
<p>令和 4 (2022) 年度に教学マネジメント委員会から教育目的の変更を提案し、理事会との連携の下、建学の精神や現代的な考え方に適合した表現に改めた。</p>
(c) 成果
<p>建学の精神と教育目的の不整合が解消され、現代の価値観により適した教育目的を掲げるに至った。</p>

- ② 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマB 学長のリーダーシップ] 評価の過程で、教授会規程の教授会の役割が学校教育法に則って規定されていないという問題点が認められた。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことが確認された。今後は、法令順守の下、より一層学長の意思決定やリーダーシップが適切に発揮されるよう取り組むこととした。</p>

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」における指摘事項及びその履行状況

(a) 指摘事項
<p>なし</p>
(b) 履行状況
<p></p>

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月文部科学大臣決定。平成 26 年 2 月 18 日改訂）の趣旨に基づき、「埼玉女子短期大学公的研究費等の管理に関する規程」を平成 28（2016）年 12 月 1 日に、「埼玉女子短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い内規」を令和元（2019）年 12 月 1 日に改正した。また、「埼玉

女子短期大学公的研究費等の不正使用防止計画」と「埼玉女子短期大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに関する内規」を平成 28（2016）年 12 月 1 日に施行し、公的資金の適正管理の体制を整えている。

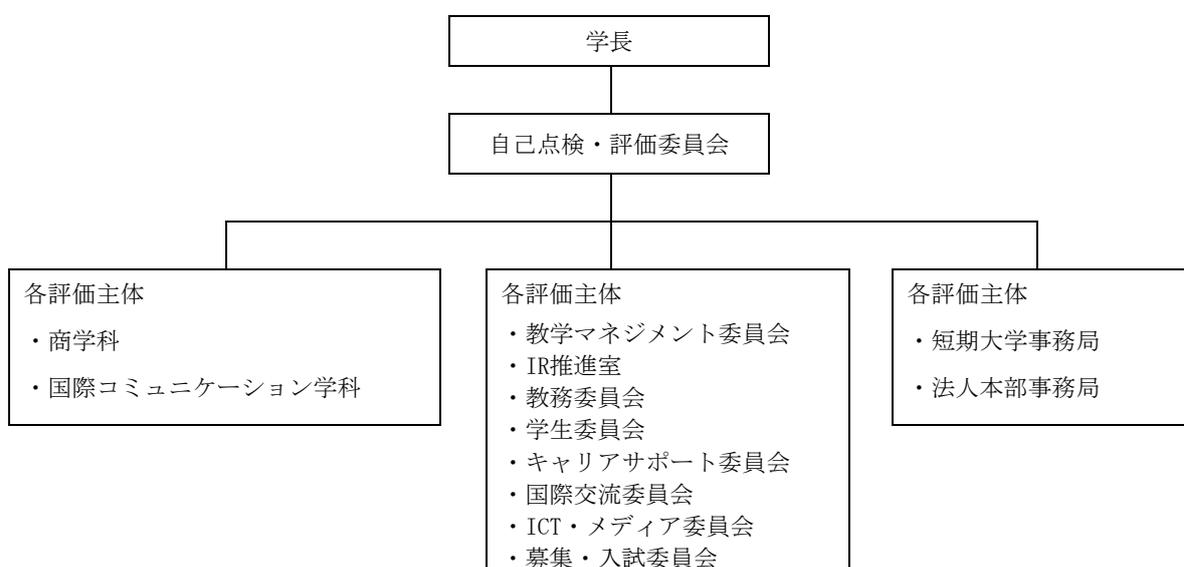
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和5（2023）年度自己点検・評価委員会

担 当	氏 名	所属・役職
委員長	三ツ木 丈浩	ALO 国際コミュニケーション学科長 教授
委 員	三好 善彦	商学科長 教授（IR推進室長）
〃	森川 佳世	国際コミュニケーション学科 教授（学生委員長）
〃	白石 晴美	商学科 准教授（キャリアサポート委員長）
〃	齊藤 彰	国際コミュニケーション学科 准教授
〃	金丸 雅樹	事務局長
〃	大澤 隆洋	学務課長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価活動は、「埼玉女子短期大学自己点検・評価規程」「埼玉女子短期大学自己点検・評価実施に関する細則」に基づき、本学の活性化及び教育研究の質的向上を目的として規定している。また、「埼玉女子短期大学自己点検・評価規程」第8条に基づき、自己点検・評価及び第三者評価を円滑に実施するために、「自己点検・評価委員会」を設置している。

自己点検・評価委員会は、ALOを委員長とし、学科長、IR推進室長、学生委員長、キャリアサポート委員長を含む教員、事務局長、学務課長を委員として構成されている。各評価主体である教学マネジメント委員会、IR推進室、教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、国際交流委員会、ICT・メディア委員会、募集・入試委員会及び短期大学事務局より情報を収集し、全ての教職員がかかわり、審査年度に関わらず、毎年「自己点検・評価報告書（以下、報告書）」を作成し、公表している。

報告書については、各区分・各テーマに該当する委員会や事務局各課が執筆し、その後、短期大学については、ALO及び自己点検・評価委員を中心に、法人本部については、法人本部事務局長中心に確認している。報告書の内容は、該当年度の4月に自己評価の対象である教育活動、研究活動及び管理運営について評価項目案と書式を策定し、その年度の実績を項目ごとに前年と比較して作成している。また、学科、委員会、事務局、法人を含めて年度の活動実績を書類で点検し、現状の問題点を整理して具体的な改善点について問題意識の共有を図り、次年度の目標設定や活動の指針とすべく、提案するように努めている。

まとまった報告書の原案は、年度末の「自己点検・評価結果検討会」において討議し、最終的な報告書を取りまとめている。さらに、年度が改まってから学内で開催する「自己点検・評価報告会」では、全教員、課長以上の事務職員、理事長、法人本部事務局長及び経理課長が参加し、各区分・テーマに沿って、内容の報告・確認・討議を行っている。その結果を取りまとめて、学長に提出し、最終的に教授会で承認している。

更に、外部の意見を聴取し、本学の教育活動、研究活動及び管理運営について、「外部評価ヒアリング会」を毎年行っている。企業1～2社、高等学校1～2校に参加していただき、特に自己点検・評価に関わった役職者を中心に外部のステークホルダーからの意見に耳を傾け、次年度以降の改善につなげている。このように自己点検・評価報告書を作成するだけでなく、常に学内でPDCAを回しつつ、外部の客観的な意見を取り入れながら、改善に向けて努力している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

項 目	備 考
令和5（2023）年3月	令和4（2022）年度自己点検・評価結果検討会
令和5（2023）年4月	教授会 令和5（2023）年度自己点検・評価項目を報告
令和5（2023）年6月	令和5（2023）年度自己点検・評価報告会（対象：令和4年度報告書）
令和5（2023）年10月	令和4（2022）年度自己点検・評価報告書完成、学長に提出し、教授会承認
令和5（2023）年11月	令和5（2023）年度自己点検・評価報告書作成開始
令和5（2023）年11月～1月	自己点検・評価シートの更新 区分原稿執筆
令和6（2024）年1月～2月	テーマ原稿執筆
令和6（2024）年2月～3月	査読・校正・読み合わせ等 基準原稿執筆 令和5（2023）年度自己点検・評価結果検討会

■ 自己点検・評価委員会開催日・議題

開催日	議題等
令和5(2023)年4月27日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価活動の件
令和5(2023)年5月18日	1. 令和4(2022)年度短期大学認証評価を振り返って 2. 「向上・充実のための課題」指摘項目進捗状況の件 3. 根拠資料整備の件 4. 令和5(2023)年度自己点検・評価報告会(対象:令和4年度報告書)の件
令和5(2023)年6月8日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価報告会(対象:令和4年度報告書)の件 2. 令和4(2022)年度自己点検・評価報告書最終確認の件 3. 令和5(2023)年度改善点の件
令和5(2023)年7月20日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価「外部評価ヒアリング」の件 2. 令和6(2024)年度ALO対象説明会の件 3. 令和4(2022)年度自己点検・評価報告書の修正依頼の件
令和5(2023)年9月21日	1. 令和4(2022)年度自己点検・評価報告書の修正確認の件 2. 令和6(2024)年度ALO説明会内容の件 3. 令和5(2023)年度自己点検・評価活動報告書作成スケジュールの件 4. 令和5(2023)年度認証評価員報告の件 5. 改善テーマ「地域・社会との共生」進捗状況の件 6. 改善テーマ「社会が求める人財の創生」進捗状況の件
令和5(2023)年11月9日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価報告書作成スケジュールの件 2. 認証評価に向けた改善必要項目の件
令和5(2023)年12月7日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価シート進捗確認・最終更新の件
令和6(2024)年1月10日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価報告書テーマ原稿執筆の件 2. 令和6(2024)年度重点項目の件
令和6(2024)年2月22日	1. 令和6(2024)年度重点改善項目の件 2. 令和5(2023)年度自己点検・評価報告書査読の件
令和6(2024)年3月6日	1. 令和5(2023)年度自己点検・評価結果検討の件 2. 令和6(2024)年度自己点検・評価項目の件 3. 令和6(2024)年度自己点検・評価活動・重点改善課題の件 4. 令和6(2024)年度自己評価主体項目の件 5. 令和5(2023)年度認証評価受審準備の進捗状況の件

【基準I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準I-A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料

01. 学生ハンドブック 2022 年度生用 P.2
02. 学生ハンドブック 2023 年度生用 P.2
03. SAIJO GUIDEBOOK 2023 P.33
04. SAIJO GUIDEBOOK 2024 P.33
05. 公式ホームページ 建学の精神・教育理念
<https://www.saijo.ac.jp/information/sprits.php>
08. 2023 年度学生募集要項 P.2
09. 2024 年度学生募集要項 P.2

提出資料-規程集

01. 学校法人川口学園 寄附行為

備付資料

- 01-1. 創立 80 周年記念「川口学園のあゆみ」
- 01-2. 埼玉女子短期大学 30 周年記念誌
- 02-1. 株式会社 ANA 総合研究所と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-2. JTB (JEIC) と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-3. 日高市と埼玉女子短期大学の地域連携協定
- 02-4. 飯能信用金庫と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-5. 高大連携協定書 (県立日高高等学校、武蔵越生高等学校)
- 02-6. 株式会社ムーミン物語と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-7. JMA (日本メイクアップ技術検定協会) と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-8. エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ (大宮アルディージャ及び大宮アルディージャ VENTUS) と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-9. TJUP (埼玉東上地域大学教育プラットフォーム) の連携協定
- 02-10. 西会津町と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-11. 埴町と埼玉女子短期大学の協定書
- 02-12. 埼玉県秩父地域振興センターと埼玉女子短期大学の協定書
03. 令和 5 (2023) 年度自己点検・評価報告会資料・議事録
04. 公開講座実施報告書
05. 科目等履修生募集ガイド
06. 「子ども大学ひだか」実施報告書
- 07-1. 本学ホームページ「図書館一日高市の皆さまへ」
https://www.saijo.ac.jp/library/for_citizen.php

- 08. TJUP 参加記録
- 09. 令和4年10月教授会議事録、令和4年11月理事会・評議員会議事録
- 27. 不偏不羈エッセイコンクール実施要項
- 134. 埼玉女子短期大学 地域・社会連携の取り組み
- 135. マナホス出張講座実績

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学では、建学の精神『不偏不羈』を掲げることにより、本学の目指す教育の理念・理想を明示している。『不偏不羈』は、本学の設立母体である学校法人川口学園の建学の精神としても掲げられており、「かたよらず、とらわれず」と訓読みする。「不偏」の意味するところは、「偏らないこと」であり、「行き過ぎないこと」である。「不羈」は「頼らない、寄りすがらないこと」である。当該精神は、「専門分野だけの視点を重視するのではなく、逆により高い視点から社会全般を見渡すことのできる力」を目指したものであり、教育の原点として時代を超えた普遍性と示唆性を備えたものとなっている。本学の教育理念は、建学の精神から敷衍した「中庸・自立」であり、より平易な表現を用いた当該理念は、教職員はもちろんのこと、学生にも広く理解され、本学における教育活動、人間形成の軸となっている（提出-01-P.2、提出-02-P.2、備付-01-1、01-2）。

表 I-A-1-1 埼玉女子短期大学 建学の精神

『不偏不羈（ふへんふき）』

表 I-A-1-2 埼玉女子短期大学 教育理念（令和5年1月より）

<p>「中庸・自立」</p> <p><中庸> 学びの心を持ち 中正・不偏を旨とする 人間性豊かなひと</p> <p><自立> 自主独立の心を持ち 国際的な視野と 総合的な判断力に富むひと</p>

表 I-A-1-3 埼玉女子短期大学 教育目的（令和5年1月より）

<p>本学は教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、本学園建学の精神に基づき、高い教養と大学専門教育を授け、人格を涵養し、社会の発展に寄与し得る人間性豊かな人材を育成することを目的とする。（学則第1条）</p>

本学の建学の精神『不偏不羈』は、教育基本法及び私立学校法の精神に適い、高い公共性を有するものである。学校法人の運営の公正を期するため、理事会における特定親族の独占はなさず（私立学校法第35条第1項、第38条第7項）、学校法人の業務執行の諮問機関として評議員会を設置し（同法第41条～第44条、第46条）、学校法人の運営について意見を反映させている（提出-規程集-01）。

建学の精神の学内外への表明にも十分に留意し、「学生ハンドブック」（提出-01、02 P.2）「学校案内（SAIJO GUIDE BOOK）」（提出-03、04 P.33）や「学生募集要項」（提出-08、09-P.2）「本学ホームページ」（提出-05）を通じて明示している。入学式では壇上に『不偏不羈』の幕を掲げ、理事長の祝辞では『不偏不羈』の由来や、建学の精神に定めた経緯、考え方などを具体的に織り込んでいる。また、オープンキャンパスでは、本学で学ぶ上でこの建学の精神がいかに重要であるかを高校生や保護者にも伝えており、入学前から理解を求めている。なお、入学直後に実施する入学時キャリア教育での理解度アンケートにおいてもこの「建学の精神」の浸透度を測り、初期の数値化を行っている。さらに、来学者にも「建学の精神」が理解され親しまれるよう、応接室の額に『不偏不羈』を掲げている。

建学の精神は学内においても十分に共有し、毎年4月に配付する「学生ハンドブック」において、巻頭に『不偏不羈』の由来や意味を解説する他、学生や教職員をはじめとする本学関係者全員に対して、深い理解を促している。前述の通り、入学式の理事長祝辞の他、新入生オリエンテーションの中でも各学科長より改めて説明している。また、新年度準備のための兼任講師説明会（毎年3月開催）では、建学の精神や教育目的、三つの方針（以下、3ポリシーという）が掲載された「教員ハンドブック」を配付し、教育の根幹を成す精神や本学が育成を目指す学生像を専任教員・兼任講師全員が共有できるよう、学長、学科長より説明している。

建学の精神は、定期的に確認されている。毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し、自己点検・評価報告会を開催している他（備付-03）、建学の精神、教育目的、3ポリシーの検討を教学マネジメント委員会において綿密に行っている。令和4（2022）年度には、当該検討の結果、建学の精神の敷衍であるべき教育理念及び教育目的の一部について改正を提案するに至り、理事会承認、教授会承認を経て令和5（2023）年1月より改め、令和5（2023）年度からは、建学の精神と現代の価値観により即した新たな教育理念及び教育目的の下で教育活動を行うこととなった（備付-09）。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では一般市民を対象とした公開講座を設け、令和5(2023)年度も例年通り高等教育機関として地域・社会への貢献を目指してきた。新型コロナウイルス感染拡大の影響により公開講座の開催を令和2(2020)年度～令和3(2021)年度までは見送ったが、令和4(2022)年度より再開した。令和5(2023)年度も5月より企画し、夏休み前後から近隣へ公開講座のチラシを配布し、表I-A-2-1の通り、10月より運営した(備付-04)。参加者は、日高市近隣の方々を中心に卒業生も参加し延べ85名であった。また、生涯学習事業として科目等履修生制度を継続して実施しており、一般市民にも科目単位で正課授業の開放を行っている。令和5(2023)年度は1名の受け入れを行った(備付-05)。そのほか、本学、日高市商工会青年部、日高市教育委員会によって結成された子ども大学ひだか実行委員会の主催による日高市内在住の小学生高学年を対象とした「子ども大学ひだか」もあり、この企画についても5月より企画し、表I-A-2-2の通り、夏休みから10月まで小学生対象の講座を行った(備付-06)。さらに、本学では日高市在住・在勤者を対象に図書館を開放して生涯学習の支援を行っている(備付-07-1)。

表 I-A-2-1 令和5(2023)年度 公開講座実施状況

講 座	講 師	実施日	参加者数(延数)
英語の丁寧化 ～カジュアルから丁寧な表現までの簡単なさじ加減～	水上 亜紀子 講師	10/26(木)	10
Using Music to Learn about Western Culture and History	マイケル・ブリンクマン 講師	11/2(木)	13
江戸時代の高度経済成長期「元禄」	小塚 光芳 講師	11/9(木)	8
チーズ講座 2023	齊藤 彰 准教授	11/9(木)	14
生活習慣を見直しましょう!	小川 暢子 元兼任講師	11/16(木)	16
一生健康で楽しく歩く講座	小川 暢子 元兼任講師	11/16(木)	16
地域・社会との連携を考える	小林 奨 助教	11/23(木)	8
		合計(延数)	85
		(実数)	29

表 I-A-2-2 令和5(2023)年度子ども大学ひだか 実施状況

講 座	講 師	実施日	参加者数(延数)
ロボットを使ったプログラミング	三好 善彦 教授	8/20(日)	20
運動で元気な体を作ろう 皆で楽しく体を動かしましょう。	設楽 佳世 准教授	8/27(日)	19
英語で道案内～町で困っている外国人の人たちを助けてあげよう!	水上 亜紀子 講師	9/17(日)	17
香りで能力アップ!メディカルアロマを学ぼう	アロマセラピスト 濱岡 美保 氏	10/14(土)	19
大学祭(自由参加)	—	10/22(日)	12

また、平成 27 (2015) 年度に設置された「埼玉女子短期大学マナー・ホスピタリティ研究所」(通称 SAIJO マナー&ホスピタリティ研究所)では、『マナー』と『ホスピタリティ』に関する全般的調査・研究を行い、本学の教育目標ならびに『キャリア教育』の実践に寄与するとともに、広く一般にこの教育の普及活動を行うこと」を目的として掲げ、高等学校や市役所等におけるマナー講座を多数行っている(備付-135)。

地域・社会の地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体との連携は、表 I-A-2-3 の通り、協定を締結している。各連携先とは、様々な取り組みを行っており、特に専門ゼミ活動においては、表 I-A-2-5 の通り特に活発に活動している。その他、埼玉県の東武東上線沿線及び西武線沿線の大学・短期大学、自治体、企業が連携する「埼玉東上地域大学教育プラットフォーム(TJUP)」に新たに参加し、共同 IR や合同就職説明会、合同入学相談会等、TJUP 参加校と協力し、地域の発展に取り組んだ(備付-02-9、備付-08)。また、高等学校における各種出張講座も教育機関との連携として挙げることができる。例年、面接指導をはじめ、各分野の模擬授業、マナー講座等を数多く開講している。

表 I-A-2-3 産学・官学 地域・社会連携 協定締結先一覧(締結日順)

	連 携 先	締 結 日
1	株式会社 ANA 総合研究所(備付 02-1)	平成 19 (2007) 年 9 月 20 日
2	JTB インターナショナル カナダ (JEIC) (備付 02-2)	平成 24 (2012) 年 2 月 1 日
3	日高市(備付 02-3)	平成 25 (2013) 年 5 月 27 日
4	飯能信用金庫(備付 02-4)	平成 27 (2015) 年 12 月 11 日
5	埼玉県立日高高等学校(備付 02-5)	平成 28 (2016) 年 8 月 2 日
6	株式会社ムーミン物語(備付 02-6)	平成 30 (2018) 年 11 月 1 日
7	一般社団法人 JMA(日本メイクアップ技術検定協会)(備付 02-7)	令和元 (2019) 年 12 月 6 日
8	エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社(備付 02-8) (大宮アルディージャ及び大宮アルディージャ VENTUS)	令和 4 (2022) 年 2 月 16 日
9	学校法人越生学園 武蔵越生高等学校(備付 02-5)	令和 4 (2022) 年 6 月 28 日
10	福島県西会津町(備付 02-10)	令和 4 (2022) 年 10 月 22 日
11	福島県東白川郡塙町(備付 02-11)	令和 4 (2022) 年 10 月 23 日
12	埼玉県秩父地域振興センター(備付 02-12)	令和 5 (2023) 年 2 月 24 日

教職員及び学生によるボランティアの面では、例年の活動に加えて、小規模ながら新しい分野への活動も加わった。本学教員が地方自治体(日高市)関連の委員等として活動した実績は表 I-A-2-4 の通りである。知識経験者として本学より教員を派遣し、日高市に関わる種々の活動の支援、協力、本学との連携を図った(備付-134)。新規であるソーシャルひだかんファレンスでは、日高市でソーシャルビジネスを展開する事業者を応援するためのビジネスコンテストであり、本学教員がアドバイザーとして実行委員会に参画し、審査員も務めた。このコンテストを通じて地域貢献に取り組むとともに関係者を本学の講義に招聘するなど地域との交流を深めた。また、ゼロカーボンシティを提唱している日高市では公民館での各種セミナーが催され、令和 5 (2023) 年度は後述の専門ゼミが市内・学内で取り組んでいる SDGs 活動を市民の前でプレゼンテーションし、その後セッションを行った。市議会議員や自治体の市民との意見交

換により、大学で行っている教育を広く知っていただくとともに、市政で取り組んでいる施策についての理解が深まった。学生による活動として、専門ゼミ活動（各分野の専門知識を生かし、問題解決型学習（PBL）形式で実践的に学ぶ 2 年生対象のゼミナール）の中での地域連携や産学連携も、これまでの実績に加え、令和 5（2023）年度からスタートした医療事務コンピュータコースにおける専門ゼミ開講により、拡がり生まれた。地域・社会と連携した活動の詳細は表 I-A-2-5 の通りである。

表 I-A-2-4 令和 5（2023）年度日高市関連委員等協力教員

委員会等	氏名
日高市青少年問題・いじめ対策連絡協議会	山畑 淳子 教授
日高市児童福祉審議会	小堺 光芳 講師
日高市人権教育推進協議会	設楽 佳世 准教授
日高市環境審議会	山田 雅子 教授
日高市教育振興基本計画策定等委員会	三好 善彦 教授
ひだかん実行委員会	小林 奨 助教
日高市ゼロカーボンシティ地域セミナー	森川 佳世 教授
埼玉県「川の再生推進工事」事業 日高地区河川利用検討協議会	三ツ木 丈浩 教授

表 I-A-2-5 令和 5（2023）年度 専門ゼミによる地域連携・産学連携・その他の活動

ファッション・トレンド（丹羽 一友 講師）
関係団体：企業 ◆ SPA 企業（株式会社アダストリア）、OEM・ODM メーカー（株式会社道）、ラベル・織ネーム企業（東京吉岡株式会社）、テキスタイルコンバーター（若狭株式会社）への訪問を通じファッション業界における商流の企業について学んだ。
経営・マーケティング（小堺 光芳 講師）
関係団体：中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会（川越市） ◆ 「川越 昭和の街の感謝祭」に地域活性化活動の一環として参加
医療事務コンピュータ（安部 正美 講師）
関係団体：日高市教育センター ◆ 日高市立高根小学校 4 年生に「思春期を迎える子どもたちへの性教育の必要性」について授業を実施
観光・エンターテインメント（三ツ木 丈浩 教授）
関係団体：埼玉県 ◆ 埼玉県秩父地域振興センター及び JTB 川越支店、みそぼとと本舗、新井武平商店と協働して、秩父地域の魅力向上を図るべく、秩父の B 級グルメである「みそポテト」を学生が総合プロデュースし、「やみつきピリ辛みそポテト」として販売を行った。 ◆ 日本経済新聞全国版やテレビ埼玉等のメディアで取り上げられた。 ◆ 「やみつきピリ辛みそポテト」は、みそぼとと本舗の冷凍自販機及び JTB 川越クレアモール店頭の「ど冷えもん」で販売されている。
関係団体：一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社 ◆ 「ちちぶアンバサダー」に就任し、秩父市・小鹿野町・横瀬町・皆野町・長瀨町の地元企業や秩父エリアを取材し、魅力の発信に努めた。

関係団体：日高市

- ◆ 「日高市曼珠沙華まつり」にて無料シャトルバス内でのバスガイドを務めた（高麗神社～巾着田間）。
- ◆ 「日高市民まつり」において、「SAIJO ハニースイートポテト」をはじめ、地元企業の加藤牧場・長澤酒造・豆腐厨房とのコラボレーション商品を販売した。また、「SAIJO SDGs マーケット」を開催し、短大内で廃棄予定の傘や書籍類を販売し、売上を日高市の「緑の基金」に寄付した。
- ◆ 日高市唯一の国有有形文化財である「旧新井邸」を活用した学生が総合プロデュースを行った「SAIJO 高麗郷古民家カフェイベント」を開催した。このイベントは、日高市長から「冬の日高市の魅力を発掘し、発信して欲しい」との依頼からスタートし、令和 5（2023）年度で、10 年目の活動である。日高市や川越市の企業もイベントに参加。

関係団体：日高市内各企業

- ◆ 加藤牧場とは、長澤酒造を含め協働で開発した「冷やし甘酒」「ミルク甘酒」の普及に努めた。主に、「日高市民まつり」「SAIJO 高麗郷古民家カフェイベント」で提供した。
- ◆ 長澤酒造とは、加藤牧場とのコラボの「冷やし甘酒」「ミルク甘酒」の改良に努めた。
- ◆ 豆腐厨房とは、「豆乳マフィン（日高市産狭山茶使用の抹茶豆乳マフィン・日高市産ブルーベリーを使用したブルーベリー豆乳マフィン・チョコレート豆乳マフィン）」を商品開発し、店頭及び大学祭、「SAIJO 高麗郷古民家カフェイベント」で販売した。

関係団体：エヌ・ティ・ティ・スポーツコミュニティ株式会社（大宮アルディージャ及び VENTUS）

- ◆ 女子プロサッカー「WE リーグ」のスタートアップから参画。ホームゲームの運営のサポート（VIP 受付・アテンド、運営本部対応、チケット販売、グッズ販売等）。
- ◆ 「秩父・西部地域を知ろう！～ファミリーデー～」をテーマに、カップ戦を総合プロデュースした。日高市内の小中高校生を招待した。SAIJO ブースでは、SAIJO 生プロデュースの「みそポテト」「SAIJO ハニースイートポテト」サイボクとのコラボレーションによる「SDGs プレート」の販売等、イベントコーナーでは、キッズコーナー・スタンプラリー・秩父ダリアのフォトブースの設置・キャラクターショー、ちちぶ地域おもてなし観光公社や新井武平商店等の出店も行った。
- ◆ 女子サッカー及び大宮アルディージャの認知度調査を学内で行った。

関係団体：埼玉トヨペットホールディングス株式会社

- ◆ 「大宮区」をテーマに埼玉トヨペット発行の雑誌「bridge～絆～」の企画・撮影・取材を行った。
- ◆ 埼玉トヨペットの冠試合 5 試合（西武ライオンズ・大宮アルディージャ）のイベントブースの運営スタッフを担当した。

関係団体：株式会社トヨタレンタリース新埼玉

- ◆ 「女子大生が推す！トヨタレンタカーで秩父・飯能満喫コース」を企画・取材・冊子デザイン等を行った。冊子は、トヨタレンタリース新埼玉営業所及び観光案内施設等で配付されている。

関係団体：株式会社ケヤキ堂

- ◆ 狭山日高 IC の「SAIJO ハニースイートポテト」の販売ブースの刷新を行った。

関係団体：株式会社 JTB 川越支店

- ◆ 「川越まつり」において、JTB 川越クレアモール店において、新みそポテト「やみつきピリ辛みそポテト」のお披露目及び販売を行い、2 日間で、限定 1200 本を売り切った。
- ◆ 「第 2 回芋パーク」に出店し、加藤牧場と協働開発した「河越抹茶×川越芋プリン」「ボンデケーキ」を販売した。読売新聞等で取り上げられた。

関係団体：大宮門街

- ◆ 大宮門街において、「秩父・西部地域を知ろう！！埼玉県の観光&グルメ展」イベントを総合プロデュースした。埼玉トヨペットの EV カーで給電し「みそポテト」を調理し提供する等、日高市内企業とのコラボレーション商品の販売や秩父物産店、埼玉トヨペットの車両展示等を行い、多くのメディアで取り上げられた。

関係団体：株式会社サイボク

- ◆ SDGs 活動の一環として、規格外商品を各種イベントで「SDGs スペシャルメニュー」として調理、提供した。今年度は、大宮アルディージャのカップ戦、高麗郷古民家イベント、SAIJO オープンキャンパスでのスペシャルメニューの際、行った。

エアライン・ホスピタリティ (森川 佳世 教授)
<p>関係団体：福島県東白川郡塙町</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ SDGs 活動「学食プロジェクト」規格外野菜の活用 ◆ 塙町の特産ダリアのフラワーロス企画 ◆ 廃棄ダリア染料を使ったテディベア作りと頒布 ◆ 「質の高い教育」「住み続けられる街づくり」として地元小学校での SDGs ワークショップの開催 <p>関係団体：福島県耶麻郡西会津町</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ SDGs 活動「学食プロジェクト」における規格外食材調達連携 ◆ 純絶滅危惧種「おとめゆり」の保護活動と現地での啓蒙活動 <p>関係団体：株式会社グリーンハウス</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ SDGs 活動「学食プロジェクト」規格外野菜の活用と廃油再利用としての卵キャンドルナイトの実施 <p>関係団体：福島空港、福島県立図書館、株式会社ソラシドエア</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ オリジナル絵本「ぴちっ パリっ」寄贈（学生による自主製作作品 2009 年度より 14 冊目） <p>関係団体：日高市</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 規格外野菜の学食メニュー採用 地元農家「道谷農園」との協働 ◆ 日高 De マルシェとして地元野菜の販売とレシピ試食会の実施（1 回／月）
ブライダル・コーディネート (粕川 みな子 講師)
<p>関係団体：株式会社ウエディングパーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 株式会社ウエディングパークとのコラボレーションプロジェクトによるブライダル企画を実施

また、日高市内の地域連携活動については、令和 4（2022）年度以降、多くのプログラムが提示され、専門ゼミ活動との協働により 1 年生の参加も増えている。地域連携の主な活動は、近隣の小学校を対象とした放課後子ども教室や夏休みを利用した日高市のイベントサポート（ひ・まわり探検隊）が行われた。日高市民まつりや重要無形文化財である古民家でのイベントにも学生は積極的に参加し、地域を盛り上げようとする姿勢が市民・行政団体から高く評価された。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

科目等履修生は令和 5（2023）年度も募集を行ったが、パンデミック中の受け入れ中止を境に受講者数が伸び悩んでいる。地域・社会貢献という視点からも社会人を対象としたリカレント教育やリスキリングの充実を図り、履修証明制度の拡充やプログラム開発に取り組むことも課題である。

また、専門ゼミの活動を軸とした地域・社会との連携が進む一方、学内外における認知度の面では課題が残る。学内外への成果発表の機会を増やし、積極的に外部への広報にも取り組むことで、全学的な取り組みとして一層盛り上げていくことが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

令和 5（2023）年度には、教養選択科目の「知の探究 A」「知の探究 B」において、理事長による特別講義が行われ、建学の精神である『不偏不羈』に関する詳細な解説が加えられることにより、学生の理解と関心が高められている。加えて、ICT・メディア委員会及び教学マネジメ

ント委員会共同企画による「不偏不羈エッセイコンクール」が令和4（2022）年度より開催され、建学の精神を学生自身が掘り下げて考え、文章によって表現する場を創出している。当該取り組みは教職員にとっても意義深く、建学の精神に対する学生の理解に直接触れる機会ともなっている（備付-27）。さらに、令和5（2023）年度には、SNS発信を担う学生サポーター「SAIJOメディア部」により、『不偏不羈』をテーマとした動画が制作され、広く一般に公開された。学長による解説の撮影にはじまり、メディア部生個人の解釈までを含み、企画・取材・編集といった一連の活動からメディア部生自身の『不偏不羈』への理解が深まると共に、学生の目線から発信することにより、他の学生の関心も高めることができた。

令和6（2024）年2月にはエアライン・ホスピタリティコース専門ゼミが、「人生100年時代の社会人基礎力育成グランプリ」に出場した。「規格外野菜未来への挑戦～地元若手生産者・子供達との協働とSDGsへのアプローチへの在り方を考える～」をテーマに、地元日高市・農家とのコラボレーションや規格外野菜を活用した学食プロジェクトに焦点をあて、学生の成長とSDGsとの向き合い方について発表し、東北・関東地区予選大会において優秀賞を受賞した。また、観光・エンターテインメントコース専門ゼミでは産官学連携プロジェクトを展開し、多くの企業からのクライアントワークを達成した。特に、令和4（2022）年度から学生が「ちちぶアンバサダー」として活動していることから、秩父の魅力を食で発信する商品づくりに着手した。日本唯一のみそポテト専門店「みそぼてと本舗」と埼玉県唯一の老舗味噌店「新井武平商店」と協働し試行錯誤を重ね、若い女性に人気の「ヤンニョムチキン」の甘辛いソースを隠し味にした「やみつきピリ辛みそポテト」を開発し、令和5（2023）年10月の「川越まつり」において、JTB川越クレアモール店でお披露目し、JTB川越クレアモール店及びみそぼてと本舗店頭に設置してある冷凍自販機「ど冷えもん」で販売を行っている。本学で初めて、日本経済新聞全国版において記事として取り上げられ、地域社会に貢献している。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

01. 学生ハンドブック 2022 年度生用 P. 4～6、P. 23～27、P. 31～34
02. 学生ハンドブック 2023 年度生用 P. 3～6、P. 23～27、P. 31～34
03. SAIJO GUIDEBOOK 2023 P. 33
04. SAIJO GUIDEBOOK 2024 P. 33
06. 公式ホームページ教育研究上の目的・方針
<https://www.saijo.ac.jp/information/policy.php>
07. 埼玉女子短期大学学則 第 1 条
08. 2023 年度学生募集要項 P. 2
09. 2024 年度学生募集要項 P. 2
10. Web シラバス

備付資料

11. 令和 5 (2023) 年度兼任講師説明会資料
13. 令和 5 (2023) 年度科目アセスメント事前申告・報告
14. 令和 5 (2023) 年度「アセスメント実施報告書」
15. 令和 5 (2023) 年度春学期・秋学期学修時間行動調査結果
16. 令和 5 (2023) 年度自己評価主体 (ティーチング・ポートフォリオ)
24. 令和 5 (2023) 年度教員ハンドブック P. 2～6
33. 令和 5 (2023) 年度学内キャリアセミナー実施報告書
37. 企業による卒業生評価アンケート集計結果
123. 令和 5 (2023) 年度第 4 回教授会資料 6、議事録
(2024 年度ディプロマ・ポリシー改訂)

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の商学科及び国際コミュニケーション学科の教育目的・目標は、本学の建学の精神『不偏不羈』に基づき確立している。各学科の教育目的は、学則第 3 条の 2 に次のように明記している。

表 I-B-1-1 埼玉女子短期大学 商学科・国際コミュニケーション学科 教育目的

<p>商 学 科</p>	<p>商学科は、国際的視野をもち、商業・経営を主眼にした実学中心の教育を行い、地域と産業界に貢献し得る、実務能力及びビジネス感覚を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。(学則第3条の2)</p>
<p>国際コミュニケーション学科</p>	<p>国際コミュニケーション学科は、総合的な英語教育と産業界に貢献できる実務教育に重点をおき、国際社会で活躍し得る、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。(学則第3条の2 2)</p>

学科・コースの「教育目標と方針」に関しては、「学生ハンドブック」において分かりやすく明示し、学科内容、コース設定の意図などを詳しく説明している。オープンキャンパスでは高校生が理解できるように、求める学生像、教育内容、将来像を具体的に伝えている。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかについては、定期的に点検を行っている。学則第1条「社会の発展に寄与し得る人間性豊かな人材を育成することを目的とする」(提出-07-第1条)とあるように、社会のニーズの変化や学生の質の変化に対応すべく、本学学生の内定先企業やインターンシップ協力企業の担当者との懇談を通じて本学の教育に対する評価を聴取している(備付-33)。さらに、就職先企業を対象に卒業生評価アンケート調査及び聴取を行い、学内の関係機関で議論し、教学マネジメントの観点から更に多角的な意見交換をしながら適宜、教育の見直しを図っている(備付-37)。このように、全学で問題意識をもって改変するという意識は定着しつつある。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学は、短期大学全体としての学修成果(以下、本報告書においては「学習成果」に代えて「学修成果」の表記を用いる)を建学の精神『不偏不羈』に基づき定めている。具体的な学修成果は、教学マネジメント委員会において原案を策定し、教授会承認を経て決定している。なお、令和4(2022)年度分まではディプロマ・ポリシーの中に学修成果を含める形式をとっていたが、令和5(2023)年度分より、同ポリシーとは別に、より明確に示す形式に改め、令和5(2023)年度策定の令和7(2025)年度分においても同形式を維持している(備付-123)。

短期大学全体だけでなく学科ごとにも学修成果を定め、商学科、国際コミュニケーション学科の各学科の教育目的及び目標に合致した内容を「専門的学修成果」「汎用的学修成果」として明示している。当該内容も、前述の通り教学マネジメント委員会による十分な検討の上、教授会承認を経て決定している。

表 I-B-2-1 埼玉女子短期大学 令和 5 (2023) 年度 学修成果

<p>専門的学修成果</p> <p>(1) 基礎から専門に亘る高い教養と知識 (教養・知識)</p>
<p>汎用的学修成果</p> <p>(1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 (『不偏不羈』の姿勢)</p> <p>(2) 自ら発見した課題を自らが関わって解決しようとする姿勢 (課題発見・解決姿勢)</p> <p>(3) 他者を慮る精神 (他者配慮の精神)</p> <p>(4) 積み重ねた学修の成果を社会に向けて発揮する意欲と実践力 (学修成果の発揮意欲・実践力)</p>

表 I-B-2-2 埼玉女子短期大学 令和 5 (2023) 年度 商学科の学修成果

<p>専門的学修成果</p> <p>(1) 商学・経営学に真に関わる深い知識 (商学・経営学の知識)</p> <p>(2) ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性 (ビジネス実務能力・感性)</p>
<p>汎用的学修成果</p> <p>(1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 (『不偏不羈』の姿勢)</p> <p>(2) 世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢 (課題発見・解決姿勢)</p> <p>(3) 他者を慮る精神 (他者配慮の精神)</p> <p>(4) 社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力 (地域と産業界発展への意欲と実践力)</p>

表 I-B-2-3 埼玉女子短期大学 令和 5 (2023) 年度 国際コミュニケーション学科の学修成果

<p>専門的学修成果</p> <p>(1) 総合的に磨き上げた外国語能力 (外国語能力)</p> <p>(2) 産業界に活かし得る卓越した実務能力 (実務能力)</p>
<p>汎用的学修成果</p> <p>(1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 (『不偏不羈』の姿勢)</p> <p>(2) 他者を慮る精神 (他者配慮の精神)</p> <p>(3) 社会の一員、一職業人として、国際的視点をもって活躍しようとする高い意識 (国際的活躍に向けた意識)</p> <p>(4) 多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力 (コミュニケーション力)</p>

学修成果の学内への表明は、「学生ハンドブック」や各科目の「Web シラバス」を通じて行っている。一方、学外には公式ホームページや「学校案内 (SAIJO GUIDEBOOK)」及び「学生募集要項」を介して広く伝えると共に、高校生や保護者にはオープンキャンパスにおいても適宜説明を加えている (提出-02-P.3、提出-03,04 P.33、提出-06、備付-14)。

短期大学及び学科の学修成果は、学校教育法及び短期大学設置基準に照らし、主幹である教学マネジメント委員会における検討を十分に行った上で策定している。学校教育法及び短期大学設置基準と併せ、建学の精神である『不偏不羈』、教育理念である「中庸・自立」の価値観、「キャリア短大宣言」「企業に近いキャリア短大」のスローガンとの一致性に配慮し、さらに、「アセスメント・プラン」に基づく各種アセスメント結果も参考にしている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

本学の3ポリシーは、相互に関連付けて一体的に定めている。本学では、建学の精神として『不偏不羈』を掲げ、平成16（2004）年に「キャリア短大宣言」、平成23（2011）年に「企業に近いキャリア短大」をスローガンとし、社会から必要とされる人材の育成に努めてきた。平成28（2016）年には卒業認定・学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーという）、教育課程編成の方針（以下、カリキュラム・ポリシーという）、入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシーという）を定め、建学の精神、教育理念、教育目的から一貫した教育課程の体系的・一体的構築を図った。令和5（2023）年度の3ポリシーは次の通りである。なお、当該ポリシーは令和3（2021）年度に策定したものである。また、令和5（2023）年度に令和6（2024）年度版のディプロマ・ポリシーの表現を一部改め、学修成果の獲得を以て卒業認定する旨を明示するようにしている（備付-123）。

表 I-B-3-1 埼玉女子短期大学 令和5（2023）年度 3ポリシー

<p>ディプロマ・ポリシー</p> <p>埼玉女子短期大学は、本学卒業までに学生が身につける能力や素養として以下の5つを掲げ、所定の単位を修得した学生に対し卒業と同時に学位（ディプロマ）を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 2) 基礎から専門に亘る高い教養と知識 3) 自ら発見した課題を自らが関わって解決しようとする姿勢 4) 他者を慮る精神 5) 積み重ねた学修の成果を社会に向けて発揮する意欲と実践力
<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>埼玉女子短期大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 多様な価値観に触れ、学生自身が主体的に活動し、自らの成長を実感できる場を設ける 2) 基礎から専門分野に至るまで、幅広く、かつ、バランスのとれた科目群とコース制を活かした履修システムを提供する 3) 教職員と学生との関係構築を重視し、他者を慮る精神を教職員自ら体現する 4) 各種のプログラムにより社会との直接的な接点を設け、社会の一員、職業人たる意識を醸成すると共に実践力を錬成する 5) ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する
<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>埼玉女子短期大学は、教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感

- 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢
- 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力
- 4) 他者を尊重する気持ち
- 5) 職業人として社会で活躍する意欲

表 I-B-3-2 埼玉女子短期大学 令和 6 (2024) 年度 3 ポリシー

ディプロマ・ポリシー

埼玉女子短期大学は、本学所定の単位を修得し、次に掲げる学修成果を獲得した学生に対し卒業を認定すると共に、短期大学士の学位（ディプロマ）を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 基礎から専門に亘る高い教養と知識
- 3) 自ら発見した課題を自らが関わって解決しようとする姿勢
- 4) 他者を慮る精神
- 5) 積み重ねた学修の成果を社会に向けて発揮する意欲と実践力

カリキュラム・ポリシー

埼玉女子短期大学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。

- 1) 多様な価値観に触れ、学生自身が主体的に活動し、自らの成長を実感できる場を設ける
- 2) 基礎から専門分野に至るまで、幅広く、かつ、バランスのとれた科目群とコース制を活かした履修システムを提供する
- 3) 教職員と学生との関係構築を重視し、他者を慮る精神を教職員自ら体現する
- 4) 各種のプログラムにより社会との直接的な接点を設け、社会の一員、職業人たる意識を醸成すると共に実践力を錬成する
- 5) ICT を活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する

アドミッション・ポリシー

埼玉女子短期大学は、教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。

- 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感
- 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢
- 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力
- 4) 他者を尊重する気持ち
- 5) 職業人として社会で活躍する意欲

表 I-B-3-3 商学科 教育目的

商 学 科	商学科は、国際的視野をもち、商業・経営を主眼にした実学中心の教育を行い、地域と産業界に貢献し得る、実務能力及びビジネス感覚を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。(学則第3条の2)
-------	---

表 I-B-3-4 埼玉女子短期大学商学科 令和 5 (2023) 年度 3 ポリシー

ディプロマ・ポリシー

商学科では、卒業までに学生が身につける能力や素養として以下の6つを掲げ、所定の単位を修得した学生に対し卒業と同時に短期大学士（商学）の学位（ディプロマ）を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 商学・経営学に真に関わる深い知識

<p>3) 世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢</p> <p>4) 他者を慮る精神</p> <p>5) 社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力</p> <p>ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性</p>
<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>商学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 商学・経営学を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する 2) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる 3) ビジネスシーンに即応した技術と実践力を磨き、修得した実務能力と鋭敏な感性を自ら試す場を確保する 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、地域と自分、地域と産業界との繋がりを意識できる機会を積極的に創出する 5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する 6) ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する
<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>商学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と商学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力 4) 他者を尊重できる気持ち 5) 社会の一員、職業人として地域及び産業界で活躍する意欲 6) ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性を磨きたいという熱意

表 I-B-3-5 埼玉女子短期大学商学科 令和6（2024）年度 3 ポリシー

<p>ディプロマ・ポリシー</p> <p>商学科では、本学所定の単位を修得し、次に掲げる学修成果を獲得した学生に対し卒業を認定すると共に、短期大学士（商学）の学位（ディプロマ）を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 2) 商学・経営学に真に関わる深い知識 3) 世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢 4) 他者を慮る精神 5) 社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力 6) ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性
<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>商学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 商学・経営学を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する 2) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる 3) ビジネスシーンに即応した技術と実践力を磨き、修得した実務能力と鋭敏な感性を自ら試す場を確保する 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、地域と自分、地域と産業界と

<p>の繋がりを意識できる機会を積極的に創出する</p> <p>5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する</p> <p>ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する</p>
<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>商学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と商学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力 4) 他者を尊重できる気持ち 5) 社会の一員、職業人として地域及び産業界で活躍する意欲 6) ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性を磨きたいという熱意

表 I-B-3-6 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 教育目的

国際コミュニケーション学科	国際コミュニケーション学科は、総合的な英語教育と産業界に貢献できる実務教育に重点をおき、国際社会で活躍し得る、コミュニケーション能力を備えた、人間性豊かな人材を育成することを教育目的とする。(学則第3条の2 2)
---------------	--

表 I-B-3-7 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和5(2023)年度 3ポリシー

<p>ディプロマ・ポリシー</p> <p>国際コミュニケーション学科では、卒業までに学生が身につける能力や素養として以下の6つを掲げ、所定の単位を修得した学生に対し、卒業と同時に短期大学士(国際コミュニケーション)の学位(ディプロマ)を授与します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢 2) 総合的に磨き上げた外国語能力 3) 産業界に活かし得る卓越した実務能力 4) 他者を慮る精神 5) 社会の一員、一職業人として、国際的視点を持って活躍しようとする高い意識 6) 多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力
<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>国際コミュニケーション学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国際理解を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する 2) レベル別クラス編成に留意し、基礎から応用・実践的コミュニケーションまで、学生の外国語能力に合ったきめ細かな指導を行う 3) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、多様な他者、多様な価値観に触れる機会を積極的に創出する 5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する 6) ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する
<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>国際コミュニケーション学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p>

- 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感
 - 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と国際コミュニケーション学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢
 - 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力
 - 4) 他者を尊重する気持ち
 - 5) 社会の一員、職業人として国際社会で活躍する意欲
- ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性、コミュニケーション能力を磨きたいという熱意

表 I-B-3-8 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和6（2024）年度 3ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際コミュニケーション学科では、本学所定の単位を修得し、次に掲げる学修成果を獲得した学生に対し卒業を認定すると共に、短期大学士（国際コミュニケーション）の学位（ディプロマ）を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 総合的に磨き上げた外国語能力
- 3) 産業界に活かし得る卓越した実務能力
- 4) 他者を慮る精神
- 5) 社会の一員、一職業人として、国際的視点をもって活躍しようとする高い意識
- 6) 多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力

カリキュラム・ポリシー

国際コミュニケーション学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。

- 1) 国際理解を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する
- 2) レベル別クラス編成に留意し、基礎から応用・実践的コミュニケーションまで、学生の外国語能力に合ったきめ細かな指導を行う
- 3) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる
- 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、多様な他者、多様な価値観に触れる機会を積極的に創出する
- 5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する
- 6) ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する

アドミッション・ポリシー

国際コミュニケーション学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。

- 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感
- 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と国際コミュニケーション学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢
- 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力
- 4) 他者を尊重する気持ち
- 5) 社会の一員、職業人として国際社会で活躍する意欲
- 6) ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性、コミュニケーション能力を磨きたいという熱意

本学の3ポリシーは、学長、両学科長、各種委員会委員長、各課長により組織される教学マネジメント委員会において定期的に点検し、組織的議論を重ねた上、教授会承認を経て策定している。

本学の教育活動は3ポリシーを踏まえた上で展開されている。年度開始前に行われる兼任講師説明会（3月開催）（備付-11）において、学長より本学の建学の精神の説明、学科長より各学科の「教育目標と方針」及び科目の意図について入念な説明がなされると共に、専任教員対象のオリエンテーション（4月開催）においても教務委員長より3ポリシーが紹介され、それらに基づく教育実践が促されている。なお、教員に配付される「教員ハンドブック」にも3ポリシーを記載し、授業開始前に行う「科目事前申告」及び授業終了後に行う「科目アセスメント報告」においてもディプロマ・ポリシーに関わる点検項目を設け、3ポリシーを踏まえた教育活動の遂行を教員が意識できるようにしている（備付-13、24-P.2～6）。また、全学生を対象として行う「学修時間・行動調査」においても、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関わる設問を用意し、IR推進室による分析に基づき、教育活動の点検を定期的に行っている（備付-15）。

3ポリシーの表明は、前述の学修成果と同様の方法〔「学生ハンドブック」、「Web シラバス」及び「学校案内（SAIJO GUIDEBOOK）」、「学生募集要項」等〕により学内・学外とも実現できている（提出-01, 02 P. 4～5、提出-03, 04 P. 33、提出-08・09 P. 2）。新入生向けには入学式直後のオリエンテーションの中で、在学生には年度始めに行う各学科でのオリエンテーションにおいて各学科長より3ポリシーを紹介する場を設け、学生の心に届くように努めている。また、「Web シラバス」には各科目に関わりの深い学修成果を明記しており、科目を通じた学修がどのようにディプロマ・ポリシーの達成へと繋がるのかを理解しやすくなるように配慮している（提出-10）。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果 課題>

教育の効果向上のための課題として、学修成果獲得状況を測る指標の整理が挙げられる。「アセスメント・プラン」をベースに学修成果獲得状況の査定を進め、当該結果に基づく点検・計画・改善のサイクルを築きつつあるが、より効果的かつ効率的に改善へと繋げるため、指標や基準を定め、より洗練されたアセスメント方法を確立していくことが次なる課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和3（2021）年度に策定した令和5（2023）年度カリキュラムより、ディプロマ・ポリシーとは別に、2年間での獲得を目指す学修成果を明示する形式をとり、令和5（2023）年度策定の令和7（2025）年度カリキュラムにおいてもこれを維持した。令和5（2023）年度版「学生ハンドブック」とともに、令和7（2025）年度版「学校案内（SAIJO GUIDEBOOK）」（令和6年発行）にも当該内容が掲載されており、本学が2年間の教育により目指す成果がどのようなものであるか、本学の受験を検討する段階の高校生や保護者にも伝わるようになっている。

学生の学修成果獲得状況は、個人の成績評価やGPAで査定するのみならず、「アセスメント・プラン」に則り、科目単位の「科目アセスメント」を行うことで各学期の開始時と終了時に測っている。令和4（2022）年度からは、授業開始前の「科目事前申告」及び授業終了後に行う「科目アセスメント報告」を科目担当の専任教員・兼任講師の区別なく全科目について行い、ディプロマ・ポリシーや学修成果に関わる点検項目を設けることにより、学修成果の獲得に着目した教育活動を全教員が意識している。また、毎学期末に行う「学修時間・行動調査」によっても学生の学修成果獲得状況を3ポリシー対応の上で把握し、学修成果獲得状況の点検に繋

げている。

また、「Web シラバス」は科目による教育内容を非常に詳細に示しており、各科目の「学習到達目標」「授業概要」「学修成果・DP との関連性」「全 15 回（又は 30 回）の授業計画」までを掲載している。科目が目指す「学習到達目標」として学修成果を明確に示すことで、毎回の授業がどのように学修成果へと繋がるのかが学生にも伝わる設計となっている（提出-10）。なお、令和 6（2024）年度からは前述の「科目事前申告」において回答された「科目サブタイトル（キャッチフレーズ）」も「Web シラバス」上に副題として明示し、各科目履修の先にある学修成果、到達目標が一層学生に伝わるように改善することとしている。

さらに、独自の専任教員自己評価システム「自己評価主体（ティーチング・ポートフォリオ）」の中で、各教員は自らの科目の教授法や学生の反応、「学生の声調査」（学生による授業評価）及び科目アセスメント（プレテスト・ポストテスト）の結果などを記載し、改善点を含む報告書をまとめる点検形式を採用している。報告書は教員相互に閲覧でき、教育改善のための参考ともなっている（備付-16）。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 11-1. 埼玉女子短期大学自己点検・評価規程
- 11-2. 埼玉女子短期大学自己点検・評価実施に関する細則

提出資料-規程集

- 26. 埼玉女子短期大学自己点検・評価規程
- 27. 埼玉女子短期大学自己点検・評価実施に関する細則

備付資料

- 03. 令和 5 (2023) 年度自己点検・評価報告会資料・議事録
- 07-6. 公式ホームページ「情報の公開 (評価に関する情報)」自己点検・評価報告書
https://www.saijo.ac.jp/site_info/disclosure.php
- 13. 令和 5 (2023) 年度科目アセスメント事前申告・報告
- 14. 令和 5 (2023) 年度「アセスメント報告記録」
- 15. 令和 5 (2023) 年度春学期・秋学期「学修時間・行動調査」結果
- 16. 令和 5 (2023) 年度自己評価主体 (ティーチング・ポートフォリオ)
- 17. 令和 3~5 年度自己点検・評価報告書
- 18. 令和 5 (2023) 年度自己点検・評価委員会議事録
- 19. 令和 5 (2023) 年度外部評価ヒアリング資料・議事録・教育評価シート
- 20. 令和 5 (2023) 年度各種課題改善状況報告書
- 21. 2023 年度重点改善項目取組報告書
- 22. 科目アセスメントご協力をお願い
- 23-3. 令和 5 (2023) 年度 FSD 研修会実施記録 (第 5・12 回)
- 25. 専任教員自己申告書
- 26. 授業見学報告書
- 28. 令和 5 (2023) 年度カリキュラム改善に向けた学生ヒアリング会 資料・議事録
- 124. 令和 5 (2023) 年度第 2 回教授会資料 3 (2023 年度重点項目)
- 126. 令和 5 (2023) 年度第 15 回教授会資料 12 (2023 年度自己点検・評価重点項目取組状況)

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、埼玉女子短期大学学則第2条に基づき、自己点検・評価のための規程として「自己点検・評価規程」及び「自己点検・評価実施に関する細則」を定めている（提出-11-1～11-2、提出-規程集-26、27）。この規程及び細則は、本学の活性化及び教育・研究の質向上を図り、本学の目的及び社会的使命の達成に資することを目標とし、自己点検・評価に関する事項を検討する自己点検・評価委員会に関して必要な事項で構成されている。

自己点検・評価委員会は、定期的に自己点検・評価を行っており、ほぼ毎月1回、会議を開催している（備付-18）。前年度の自己点検・評価委員会から報告された詳細な評価結果に基づき、短期的に実行可能な項目と長期的な改善事項に分け、令和5（2023）年度の改善項目を決定し、該当年度の4月に自己評価の対象である教育活動、研究活動及び管理運営について評価項目案を策定している。特に、令和4（2022）年度に続き、令和5（2023）年度も「地域・社会との共生」「社会に求められる人財の創生」の2題を重点項目と定め、4月の教授会で審議し（備付-124）、全学で改善活動に取り組んでいる。また、認証評価の点検項目に関する情報や注意事項を学内の関係部署に伝達することも自己点検・評価委員会の重要な役割となっている。

自己点検・評価報告書は、毎年度定期的に本学ホームページ内「情報の公開」にて公表している（備付-17、備付-07-6）。

本学の自己点検・評価の活動は、全教職員関与のもとで進めている。学科、委員会のほか、事務局各部署の教職員が情報を収集し、集積した情報を「自己点検・評価報告書」として年度末にまとめている。また、報告書作成に留めることなく、全専任教員と事務局各部署の課長、理事長及び理事会の代表者出席のもと、各執筆担当者自身による「自己点検・評価報告会」を行い討議することで、自己点検・評価活動に対する全学的な意識醸成を図っている。令和5（2023）年度は2023年6月29日（木）に同会を開催した（備付-03）。これにより、前年度の取り組みの全体像を俯瞰すると共に、特に改善を要する点の共有が図られ、PDCAサイクルを全学で回す一助となっている。また、教員の自己点検・評価活動として、本学独自の書式による「自己評価主体（ティーチング・ポートフォリオ）」の作成にも取り組んでいる（備付-16）。当該資料は「自己点検・評価報告会」において「自己点検・評価報告書」の一部として併せて共有され、教授法などを中心とした教育改善に繋がられている。

自己点検・評価活動の一環として高等学校の関係者の意見聴取を「外部評価ヒアリング会」として行い、内部質保証に活かしている。令和5（2023）年度は、2023年9月14日（木）本学との高大連携校である埼玉県立日高高等学校長及び私立武蔵越生高等学校校長に評価を依頼し、客観的意見、外部的視点からの助言を多数得ることができた。また、上尾中央総合病院人事課課長、株式会社ホンダカーズ埼玉総務部採用人事課課長に評価を依頼し、多様な視点から自己点検・評価活動が進められるよう努めた。なお、依頼先はいずれも本学の教育と学生の資質を熟知する高等学校及び企業である（備付-19）。

自己点検・評価の結果は、改革・改善に向けて積極的に活用している。年度毎に作成する事業計画は前年度の点検・評価の内容を踏まえたものであり、3月開催の「自己点検・評価結果検討会」における討議を踏まえることにより、問題点の改善が強く意識されている。各委員会

でも年度初めの段階で当該計画の確認が徹底され、改善を前提として委員会が運営されている。また、前述の令和5（2023）年度重点課題については、教学マネジメント委員会の主導により各委員会で年間を通じた改善活動が行われた（備付-21）。一連の取り組み内容は令和6（2024）年1月の時点で第10回自己点検・評価委員会に報告され（備付-18）、3月の教授会での最終報告に至り（備付-126）、来る令和6（2024）年度の改善計画に役立てられている。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学修成果を焦点とする査定に関して一定の手法を有している。令和5（2023）年度は、以下の通り、手法の確立・改善を目的とした取り組みを行った。

- ① 専任教員及び兼任講師担当科目における査定（アセスメント）の実施（備付-22）
- ② 「アセスメント事前申告」及び「アセスメント報告」のまとめ（備付-13、14）
- ③ FSD研修会（第5・12回）におけるアセスメント結果の共有及び意見交換（備付-23-3）
- ④ IR推進室による学修成果を焦点とした「学修時間・行動調査」結果の分析（備付-15）

これらは令和元（2019）年度に策定され、毎年見直しを図っている「アセスメント・プラン」に則ったものである。なお、同プランは「学生ハンドブック」を通じて学生に知らせるとともに、公式ホームページを通じて学内外に知らせ、学修成果の査定に対する意識醸成を図った。平成28（2016）年度から続く①のアセスメントの実施に際しては、年度開始時点から全教員に周知徹底し、目指す学修成果、科目のサブタイトル、ディプロマ・ポリシーとの関連性について事前報告し、授業開始時点と授業終了時点とで状況を比較できるよう進めた。また、②の報告書は令和4（2022）年度からGoogle Formsを使い、科目履修による学修成果、科目のサブタイトル、授業開始時のアセスメント結果、授業終了時のアセスメント結果、ディプロマ・ポリシーとの関連性、学修成果・教育効果向上のための改善策の6点について科目毎に状況報告を求め、令和5（2023）年度も引き続き、実施している。③については、令和5（2023）年9月28日（木）と令和6（2024）年3月14日（木）に各学期のアセスメント報告会を行い、アセスメント方法の点検・授業改善についての報告と今後の授業における教育の質改善についての検討を行った。④の「学修時間・行動調査」は平成28（2016）年度より各学期末に実施しており、平成29（2017）年度からはディプロマ・ポリシーに対応した意識の変化や成長度合いを問う質問項目を整備した。「教養や知識はどのように変化しましたか」という設問は、「基礎から専門に亘る高い教養と知識」に対応させ、「他者に配慮する気持ちはどのように変化しましたか。」の設問は、「他者を慮る精神」に対応させている。令和5（2023）年度も当該設問を継続実施した結果、教養と知識の変化、他者を慮る気持ち、学んだことを社会に活かし貢献する意

識は全体の約 95%、伝える力、行動する力は約 93%、自らの成長は 90%の学生が意識の変化を感じており、ディプロマ・ポリシーに適う望ましい成長を認識していることが確認された。

また、当該査定の手法について、令和 4（2022）年度に引き続き、令和 5（2023）年度も定期的に点検を行った。教学マネジメント委員会におけるアセスメント・プランの策定に際し、アセスメント方法について協議し、査定対象と査定の手法を検討し、機関レベルから科目レベルまで、学修成果の獲得状況や年度ごとの学生の特徴把握のための指標設定に留意した。さらに、前述の報告書作成（②）及び FSD 研修会における相互報告と意見交換（③）により、知識・技術・態度について適切に捉える方法について考えを深め、教育の質保証、学修成果の定義に関する意識も高めることができた。

本学では教育の向上・充実のために PDCA サイクルを活用しており、その一つとして毎年、専任教員が作成している自己申告書が機能していると考えられる（備付-25）。当該文書は、年度開始前に教育を含む内容について教員個人が計画し、年度末の自己評価を基に学科長による他者評価を受ける形式となっており、計画から 1 年間の点検・改善計画までが個人単位のレベルでも行われた。また、自己点検・評価委員会の主導のもと、「自己評価主体（ティーチング・ポートフォリオ）」の作成が行われた上、前述の「アセスメント報告書」も改善計画を含む内容で構成されているため、令和 5（2023）年度も、各種の文書作成を通じて教育に対する点検・改善が実現されたと言い得る。「アセスメント報告書」は、Google Forms を用いる方式を採用したため、Google スプレッドシートにて、教員同士、情報共有をすることができた。加えて、令和 5（2023）年度も、教員相互の授業見学も教育の向上・充実に関わる一つの取り組みとして導入している（備付-26）。

令和 5（2023）年度も各種法令の遵守に努め、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更など逐次全学的に確認することができた。教授会や合同学科会の他、FSD 研修会やメールなどによる共有により、学外より得られた最新の情報も間をおかずに共有され、各種法令に対する理解を深める場を持つことができた。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証 課題>

本学は「キャリア短大」を標榜し、高等学校卒業後の高等教育を担い、社会で活躍できる人材を輩出する立場にある。高等学校においても、企業においても価値観の多様化が進む現状を踏まえ、特定の高等学校や企業に偏ることを避け、より広く意見聴取や情報収集を行うことが課題である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

令和 5（2023）年度学期末には、FSD 研修会にてアセスメント報告を専任教員がいくつかのグループに分かれて報告検証する研修会を行い、アセスメント結果の情報共有と教育方法に関する意見交換を行った。

また、令和 5（2023）年度は教務委員会主催で 9 月に行った学生ヒアリングにおいて、「SAIJOらしい授業のあり方」を検討し、ヒアリング結果を教学マネジメント委員会に報告、カリキュラム改善に繋げることで PDCA サイクルを回している（備付-28）。例えば、令和 5（2023）年度に「教養と数学」を新設し、「時事経済」を選択必修（キャリア基礎科目）としたことは、令和 3（2021）年度の学生ヒアリングにおいて SPI 対策や時事を扱う科目を望む声が聞かれたこと

を踏まえた改善の一例である。他にも、SDGs やデータサイエンスに対する学生の意見を確認した上で検討を続け、令和 6 (2024) 年度カリキュラムにおいて「SDGs・ESG マネジメント」を新設し、情報社会・データサイエンスコースを新しく誕生させるなど、学生からの直接の聴取によってカリキュラムの教育効果を捉えると共に、将来的なカリキュラム改善にも生かしている。

教育関係者からの外部評価に関しては、広報室や募集入試に関わる教職員だけでなく、日頃から学長による高等学校訪問において校長との日常的なコミュニケーションのもとにヒアリングを行っている。さらに、連携先である埼玉県立日高高等学校、私立武蔵越生高等学校の 2 校と、上尾中央総合病院、株式会社ホンダカーズ埼玉の 2 社に外部評価を委託し、自己点検・評価委員会にて意見を聴取した。令和 5 (2023) 年度の外部ヒアリング会では、インターンシップ等の正課外の活動に対する単位認定制度について高い評価が確認され、同年度秋学期より認定対象の拡大に着手し、専門ゼミ活動と連動した地域連携ボランティア等（例：大宮アルディージャ VENTUS 試合運営ボランティア、大宮門街イベント運営ボランティア）を新たに認定対象に加えるなど、寄せられた意見を実際の教育に反映させている。本学の自己点検・評価活動に対する客観的意見を「教育の質保証」に活かす仕組みは、年度を重ねることにより洗練されたものとなっており、改善に繋げることができるようになっている。

科目の「アセスメント報告書」は、令和 5 (2023) 年度より科目担当者が各学期の授業開始前に事前申告をスプレッドシートに記入する形式を導入し、教職員で情報を共有した上、FSD 研修会などを通じて内容や結果の把握に努めている。さらに、令和 6 (2024) 年度より科目のサブタイトル（副題）を明記することにより、学生に学修成果や科目の目指すことを認識させる一助となっている。スプレッドシートによる事前申告を行うことで可視化され、アセスメントの形骸化を改善し、アセスメントの計画・実行・集計・管理・報告の業務追加によって、教職員負担が過重となる状況を脱することができている。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の建学の精神、教育理念、教育目的に関しては、内部での周知の機会も増え、ステークホルダーに広報する機会も増えてきた。特に外部者は電子媒体や冊子媒体によるものが多い。また、ステークホルダー一人ひとりの理解度も徐々に浸透しつつある。

本学では全学の 3 ポリシーのほかに学科ごとの 3 ポリシーを策定し毎年検討する機会を設けている。また平成 9 (1997) 年よりコース制を取ることでより学生の進路に合わせた学修がしやすい体制を取っている。さらに学科ごとの「教育目標と方針」を表明するとともに、学科の違いを明確にしている。令和 5 (2023) 年度からは各学科の「学修成果」も明記し教員及び学生への意識を高めている〔令和 3 (2021) 年度策定〕。この「学修成果」はディプロマ・ポリシーとの連携を明確にしている。

就職内定率は平成 29 (2017) 年度卒業生以降 99%以上を維持しており、令和 5 (2023) 年度卒業生も内定率 99.2%と順調であった。

学修成果の把握については「アセスメント・プラン」に基づき様々なアセスメント調査が行われており数値的な客観的把握が行われている。特に専任教員による「科目アセスメント」は

平成 29(2017)年より実施し、各教員が次年度に向けた教授法の改善資料として活用している。令和 4(2022)年度からは兼任講師にもこれらの実施に至った。年数を重ねることにより貴重なデータとなるので累積調査を続けたい。また、各種資格取得検定試験の種類も増え、検定の種類にもよるが合格率の向上が見られたものもある。習熟度別にクラス分けをして教育効果を上げるように設計した科目もあり、TOEICなどは、全体の底上げには至らないものの、高得点者も出るようになった。また、本学の学生の教養教育レベルや専門教育レベルの実力を外部に発信する機会は少ないが、一部の専門ゼミでは積極的に外部発信が行われるようになった。

自己点検・評価については5月をめどに前年度の報告書の完成を目指しているが遅れがちである。この報告書を基に毎年7月「自己点検・評価並びに個人評価報告会」を実施し、理事長や外部評価員を招き意見交換をしており、令和5(2023)年度は予定通りに実施できた。外部評価者のヒアリングも対象人数が増え、令和5(2023)年度は高等学校2校、企業2社参加のもと9月に実施した。

自己点検・評価委員会のもとで、各委員会の活動にPDCAサイクルの活用を促しているが、まだ十分とはいえない。すべての学校運営についてPDCAを一斉に回すことは焦点がぼやけ、効果的ではないと思われるため、令和4(2022)年度より2つに絞り込んだ重点改善項目についてのPDCAを回す方法を取り入れた。重点項目1は「地域・社会との共生」[基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献しているに関連]を取り上げ、重点項目2は「社会が求める人財の創生」[基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っているに関連]を取り上げた。令和5(2023)年度も継続して、この二つの重点項目を掲げ、教学マネジメント委員会を中心に、現状・課題・改善に向けての整理ができた(備付-20、21)

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地域との連携の在り方はポストコロナにおいて変化してくるものと予想される。科目等履修生制度に関しては、令和6(2024)年度から公開講座の受講時等の機会に調査・聴取を行うことで、現在のニーズに適した制度展開を探る。リカレント教育やリスキリングの充実についても地域住民の声を丁寧に捉えるところから始め、教学マネジメント委員会及び教務委員会を中心に検討を重ね、オンデマンド形式等のオンライン開講や数科目構成によるパッケージ化等、令和7(2025)年度までには新たな方法を創出する。

また、専門ゼミの活動の認知度向上に向けては、活動情報の早期事前告知と報告の徹底が欠かせない要素である。令和6(2024)年度には、専門ゼミの活動を含んだフライヤーを教学マネジメント委員会の主導で作成し、全学生への配布と公式サイトでの公開の他、各種イベント等でも広く配布することで、学内外での認知度向上を目指す。また、ボランティア学生の参加を増やすことも、各活動に対する学内での意識を高めることに繋がる。令和6(2024)年度からは、春学期開始後間もなくの早期から全学的なボランティア学生募集を進め、より多くの学生が専門ゼミ活動を通じて地域連携に関わる機会を創出する。

「アセスメント・プラン」を計画に終わらせることなく、実効性のあるものとして機能させるためには、計画通りの実行を確認する体制の構築が求められる。令和6(2024)年度より、自己点検・評価委員会、IR推進室との連携の下、教学マネジメント委員会においてアセスメント情報の集積と整理を進め、学修成果獲得状況の査定に有用な指標を定めると共に、各アセスメントの合理的なチェック体制及び活用フローを令和7(2025)年度までに確立する。

特定の高等学校や企業に限定せず、より広く意見聴取や情報収集を実現するため、5年後の令和10（2028）年度までに、聴取先を5校・5社、詳細な調査の協力依頼先を10校・10社まで拡大する。また、従来の調査方法にこだわらず、日常的なコミュニケーションの中で得られた情報を整理することによって高等学校や企業の声を捉える方法についても検討を進める。令和6（2024）年度からは、教職員による高等学校や企業への訪問の際の共通質問を定め、訪問先の担当者からの回答を集積していくところから試験的に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

01. 学生ハンドブック 2022 年度生用 P. 4, 5, 18-54
02. 学生ハンドブック 2023 年度生用 P. 3, 4, 5, 18-54
03. SAIJO GUIDEBOOK 2023 P. 15、85～86
04. SAIJO GUIDEBOOK 2024 P. 16、89～90
06. 公式ホームページ 教育研究上の目的・方針
<https://www.saijo.ac.jp/information/policy.php>
07. 埼玉女子短期大学学則 第 6 章第 28 条
08. 2023 年度学生募集要項 P. 3～24
09. 2024 年度学生募集要項 P. 3～24
10. Web シラバス
12. 学年暦

提出資料-規程集

54. 埼玉女子短期大学 成績評価規程
59. 埼玉女子短期大学 履修登録単位数の上限・下限に関する規程

備付資料

- 07-2 公式ホームページ「オープンキャンパス」
<https://www.saijo.ac.jp/opencampus/>
- 07-3 公式ホームページ「選抜情報」
<https://www.saijo.ac.jp/admissions/>
- 07-4 公式ホームページ「就職率」
<https://www.saijo.ac.jp/career/results.php>
- 07-5 公式ホームページ「情報の公開（その他の取組）」調査報告
https://www.saijo.ac.jp/site_info/disclosure.php
- 07-7 公式ホームページ「情報の公開」大学の基本情報、修学・教育研究上の情報
https://www.saijo.ac.jp/site_info/disclosure.php
- 09-2 令和 5（2023）年度第 10 回教授会資料 3（2025 年度 3 ポリシー案等）、議事録
10. 令和 5（2023）年度第 6 回/第 7 回教学マネジメント委員会議事録
14. 令和 5（2023）年度「科目アセスメント報告記録」
15. 令和 5（2023）年度春学期・秋学期「学修時間・行動調査」結果
19. 令和 5（2023）年度外部評価ヒアリング議事録、教育評価シート
- 23-3. 令和 5（2023）年度 FSD 研修会実施記録（第 5・11・12 回）
29. シラバス作成要領、ピアチェックリスト

- 30. 令和4(2022)年度第12回教授会資料5(カリキュラム表)
- 31. 令和5(2023)年度GPS-Academic検査結果
- 32. インターンシップ企業評価票
- 33. 学内キャリアセミナー実施報告書
- 34. 入学時キャリア教育実施報告書
- 35. 卒業生モニタリング調査結果
- 37. 企業による卒業生評価アンケート集計結果
- 42. 令和5(2023)年度高校教員対象学生募集概要等説明会資料
- 43. GPA値一覧・分布
- 44. 資格取得率、単位取得率、学位取得率等、インターンシップ参加率、退学率等
- 45. 令和5(2023)年度春学期・秋学期「学生の声調査」結果
- 46. 令和5(2023)年度新入生アンケート結果
- 47. 令和5(2023)年度卒業時満足度調査結果
- 123. 令和5(2023)年度第4回教授会資料6(2024年度ディプロマ・ポリシー改訂)
- 129. 令和5(2023)年度第7回教授会資料2(履修登録単位数の上限下限に関する規程)
- 136. 令和5(2023)年度マナホス検定合格状況
- 137. ディプロマ・サブリメント

【区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

本学の定める学科のディプロマ・ポリシーは、各学科の学修成果の獲得を卒業認定の要件とすることを明確に示している。当該ポリシーは建学の精神から一貫した流れの上であり、令和5(2023)年度版も包括的な人間的成長上の目標を強く打ち出しており、コースの特性を超えて到達すべき学生像を表した方針となっている。具体的な卒業の要件は学則第6章第28条に定め、68単位以上の修得が必要であることを明示している(提出-01-P.4,5,18/提出-02-P.4,5,18/提出-07)。なお、令和6(2024)年度のディプロマ・ポリシーは表現の一部を変更することとし、卒業認定の要件として学修成果の獲得が求められることがより明確に学内外へ届くよう改めた(備付-123)。

表Ⅱ-A-1-1 埼玉女子短期大学商学科 令和5(2023)年度 ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

商学科では、卒業までに学生が身につける能力や素養として以下の6つを掲げ、所定の単位を修得した学生に対し卒業と同時に短期大学士(商学)の学位(ディプロマ)を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 商学・経営学に真に関わる深い知識
- 3) 世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢
- 4) 他者を慮る精神
- 5) 社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力
- 6) ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性

表Ⅱ-A-1-2 埼玉女子短期大学商学科 令和6(2024)年度 ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

商学科では、本学所定の単位を修得し、次に掲げる学修成果を獲得した学生に対し卒業を認定すると共に、短期大学士(商学)の学位(ディプロマ)を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 商学・経営学に真に関わる深い知識
- 3) 世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢
- 4) 他者を慮る精神
- 5) 社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力
- 6) ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性

表Ⅱ-A-1-3 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和5(2023)年度 ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際コミュニケーション学科では、卒業までに学生が身につける能力や素養として以下の6つを掲げ、所定の単位を修得した学生に対し、卒業と同時に短期大学士(国際コミュニケーション)の学位(ディプロマ)を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 総合的に磨き上げた外国語能力
- 3) 産業界に活かし得る卓越した実務能力
- 4) 他者を慮る精神
- 5) 社会の一員、一職業人として、国際的視点を持って活躍しようとする高い意識
- 6) 多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力

表Ⅱ-A-1-4 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和6(2024)年度 ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際コミュニケーション学科では、本学所定の単位を修得し、次に掲げる学修成果を獲得した学生に対し卒業を認定すると共に、短期大学士(国際コミュニケーション)の学位(ディプロマ)を授与します。

- 1) かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
- 2) 総合的に磨き上げた外国語能力
- 3) 産業界に活かし得る卓越した実務能力

- 4) 他者を慮る精神
- 5) 社会の一員、一職業人として、国際的視点をもって活躍しようとする高い意識
多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力

本学全体及び学科のディプロマ・ポリシーは、社会的・国際的通用性を持つものとなっている。本学のポリシーは、社会的・国際的視点を踏まえて確立され、一般社団法人大学・短期大学基準協会の基準に合うよう検討を重ねたものであり、本学の建学の精神を基に社会の趨勢を捉えて策定したものとなっている。

ディプロマ・ポリシーについては定期的な点検を重ね、令和5（2023）年度も教学マネジメント委員会において複数回に亘る議論の上、教授会承認を経て、令和7（2025）年度のディプロマ・ポリシーを含む3ポリシーの策定に至った（備付-09-2、備付-10-第6・7回）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに対応し、ディプロマ・ポリシーに合う人財育成の実現に向けて策定されている。

表Ⅱ-A-2-1 埼玉女子短期大学商学科 令和5(2023)年度 カリキュラム・ポリシー

<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>商学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 商学・経営学を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する 2) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる 3) ビジネスシーンに即応した技術と実践力を磨き、修得した実務能力と鋭敏な感性を自ら試す場を確保する 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、地域と自分、地域と産業界との繋がりを意識できる機会を積極的に創出する 5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する <p>ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する</p>

表Ⅱ-A-2-2 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和5(2023)年度 カリキュラム・ポリシー

<p>カリキュラム・ポリシー</p> <p>国際コミュニケーション学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標達成のため、次のような方針により教育課程を編成しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国際理解を主眼に、基礎から専門分野に至るまで、幅広くバランスのとれた科目群とコース制を活かした柔軟な履修システムを提供する。 2) レベル別クラス編制に留意し、基礎から応用・実践的コミュニケーションまで、学生の外国語能力に合ったきめ細かな指導を行う。 3) 国内外の諸問題を取り扱い、世界的な視座から日本を捉え、学生自ら主体的に考える時間を重んじる。 4) 各種のプログラムを通じ学生自らが種々の社会的課題に関わる機会を設け、多様な他者、多様な価値観に触れる機会を積極的に創出する。 5) 品格のあるマナーと細やかなホスピタリティを実践的に教授する。 6) ICTを活用し、理解度・満足度を高める学修環境を持続的に提供する。
--

教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

各学科の教育課程は、短期大学設置基準に則り体系的に編成され、令和5(2023)年度の教育課程も各要素に配慮されている。

授業科目の編成は各学科、各コースの目指す学修成果に対応しており、カリキュラムマップを整備すると共に、各科目と学修成果との関連性をカリキュラム表内に明示することで視覚的にも関連性が確認できるようにしている(提出-01-P. 38~46、提出-02-P. 37~43)。

単位の実質化を図るため、令和元(2019)年度入学者より授業科目履修による単位修得は各学期22単位を上限とし、下限は1年次各学期14単位、2年次春学期14単位、秋学期6単位とするCAP制を導入している(提出-01-P. 48、提出-02-P. 46)。インターンシップや資格取得など、正課外の活動や実績に対する認定単位の卒業要件算入にも上限を定め、8単位までとしている(提出-01-P. 53~54、提出-02-P. 51~52)。なお、令和5(2023)年度にはCAP制に関する規程も整備し、令和5(2023)年10月より施行した(備付-129、提出-規程集-59)。

成績評価は学則第23条の定めに従って学修成果の獲得状況を厳密に判定したものである。令和5(2023)年度も、短期大学設置基準に則ったものとなるよう評価基準の厳格化に取り組み、

成績評価規程に定める各評語の割合の目安を遵守するよう（表Ⅱ-A-2-3 参照）、専任教員、兼任講師の区別なく評価の平準化を徹底した（提出-規程集-54）。なお、令和5（2023）年度4月より、少人数のプロジェクト形式で学ぶ専門ゼミや語学の上級クラスなど一部の少人数授業を対象に、学生のモチベーションを高めるために新たな目安を設定した（表Ⅱ-A-2-4 参照）。対象科目は、専門ゼミ、総合英語上級、TOEIC700、英会話中級、英会話上級、韓国語初級（1年次春学期上位1クラス）、韓国語中級（1年次秋学期上位1クラス）、韓国語上級（2年次春学期上位1クラス）、履修者が10人以下の科目に限定している。実際の各評語の割合は目安とする割合に概ね準じた分布となっている（表Ⅱ-A-2-5～7 参照）。また、単位認定については、授業科目とは別の単位認定科目（インターンシップ及び海外プログラム関連科目は除く）について「AA」のような評語をつけず、単位のみ認定する制度を適用し、単位の実質化を進めている（提出-01- P. 53, 54、提出-02-P. 51, 52）。

表Ⅱ-A-2-3 成績評語の目安 令和元（2019）年度以降

評語	AA	A	B	C	D
割合	10%以内	20%以内	40%程度	30%程度	制限なし

表Ⅱ-A-2-4 特別科目における成績評語の目安 令和5（2023）年度以降の専門ゼミ及び語学上級クラス等対象

評語	AA	A	B	C	D
割合	20%以内	25%以内	制限なし	制限なし	制限なし

表Ⅱ-A-2-5 令和5（2023）年度 成績評語の割合（1年生）

評語	令和5（2023）年度						令和4（2022）年度					
	春学期		秋学期		総計		春学期		秋学期		総計	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
AA	390	11.00%	406	11.01%	796	11.00%	456	10.68%	428	10.73%	884	10.7%
A	927	26.14%	840	22.78%	1,767	24.42%	1,071	25.08%	963	24.14%	2,034	24.6%
B	1,355	38.21%	1,392	37.74%	2,747	37.98%	1,666	39.01%	1,440	36.09%	3,106	37.6%
C	697	19.66%	825	22.37%	1,522	21.04%	882	20.65%	850	21.30%	1,732	21.0%
D	45	1.27%	60	1.63%	105	1.45%	53	1.24%	52	1.30%	105	1.3%
欠席	53	1.49%	42	1.14%	95	1.32%	36	0.84%	50	1.25%	86	1.0%
失格	79	2.23%	123	3.34%	202	2.79%	107	2.51%	207	5.19%	314	3.8%
合計	3,546	100.0%	3,688	100.0%	7,234	100.0%	4,271	100.0%	3,990	100.0%	8,261	100.0%

※資格取得、海外留学、インターンシップ、地域連携活動・イベント企画による単位認定科目は除く。

表Ⅱ-A-2-6 令和5（2023）年度 成績評語の割合（2年生）

評語	令和5（2023）年度						令和4（2022）年度					
	春学期		秋学期		総計		春学期		秋学期		総計	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
AA	307	10.32%	218	11.04%	525	10.60%	394	11.57%	277	10.89%	671	11.3%
A	676	22.72%	434	21.97%	1,110	22.43%	794	23.33%	584	22.97%	1,378	23.2%
B	1,087	36.54%	712	36.05%	1,799	36.34%	1,304	38.31%	897	35.27%	2,201	37.0%

C	700	23.53%	442	22.38%	1,142	23.07%	746	21.92%	555	21.82%	1,301	21.9%
D	33	1.11%	20	1.01%	53	1.07%	32	0.94%	48	1.89%	80	1.3%
欠席	47	1.58%	29	1.47%	76	1.54%	24	0.71%	28	1.10%	52	0.9%
失格	125	4.20%	120	6.08%	245	4.95%	110	3.23%	154	6.06%	264	4.4%
合計	2,975	100.0%	1,975	100.0%	4,950	100.0%	3,404	100.0%	2,543	100.0%	5,947	100.0%

※資格取得、海外留学、インターンシップ、地域連携活動・イベント企画による単位認定科目は除く。

表Ⅱ-A-2-7 令和5(2023)年度 成績評語の割合(1・2年生全体)

評語	令和5(2023)年度		令和4(2022)年度	
	実数	構成比	実数	構成比
AA	1,321	10.8%	1,555	10.9%
A	2,877	23.6%	3,412	24.0%
B	4,546	37.3%	5,307	37.4%
C	2,664	21.9%	3,033	21.3%
D	158	1.3%	185	1.3%
欠席	171	1.4%	138	1.0%
失格	447	3.7%	578	4.1%
合計	12,184	100%	14,208	100%

※資格取得、海外留学、インターンシップ、地域連携活動・イベント企画による単位認定科目は除く。

本学ではシラバスに必要な項目を明示しており、授業科目名称、科目概要、単位数等の基本情報の他、「学習到達目標」「授業概要」「学修成果・DPとの関連性」「全15回(又は30回)の授業計画」「授業形式・アクティブラーニング比率」「評価方法・評価基準・課題のフィードバック」「テキスト」「参考文献」「オフィスアワー(授業相談)」「学生へのメッセージ」「事前事後学習(内容・時間)」が記載されている(提出-10)。なお、シラバスは完全にWeb化されており、学生個人の携帯端末からも時と場所を問わず確認でき、令和5(2023)年度も利便性の高い同形式での公開を継続している。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程を提供していない。

学科の教育課程の見直しは教学マネジメント委員会が中心となり、毎年度定期的に行っている。教学マネジメント委員会の構成員は、教学マネジメント委員長、学長、両学科長、教務委員長の他、事務局長、及び短大への入口にあたる募集・入試委員会と出口にあたるキャリアサポート委員会の委員長及び各課長である。教育課程のみならず各学科を構成するコースについても検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

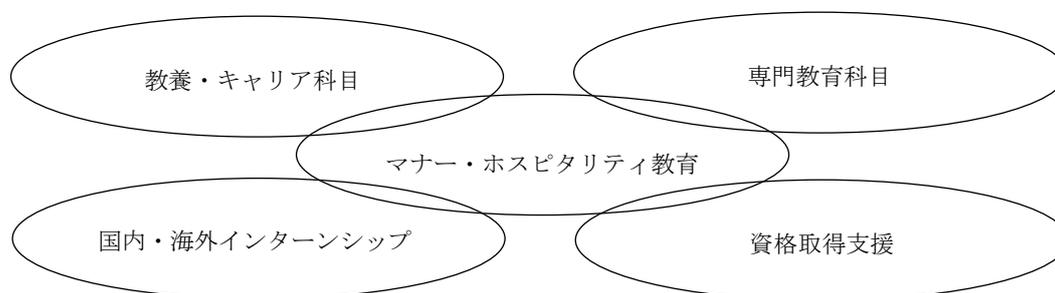
- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学では、教育目的に掲げる「高い教養」を授けるべく、教養教育の内容と実施体制を確立している。教育課程は幅広く豊かな教養を培うよう編成されたものであり、短期大学設置基準にも適うものである。本学の教養教育の特徴は、学生生活への適応、自己形成、職業人としての意識醸成を担う必修科目（2科目6単位）の他、社会人に求められるマナー、ホスピタリティ、コンピュータ運用スキル、コミュニケーション能力、文章力などの実務技能を磨くキャリア基礎科目群（選択必修4単位）、学生たちが生き方の指針を見出し、文化と社会生活に対する理解を深めると共に、人間性を高めることにも寄与する教養科目群（選択必修4単位）、今後のデジタル社会に必要な基礎知識やスキルを身につけるためのデジタル社会基礎科目群（選択必修2単位）によって構成されていることである。特色を持った各科目群が有機的に結び付き合い、社会人基礎力の錬成にも繋がっている（提出-01-P.19-37、提出-02-P.19-36）。

教養教育と専門教育は、前述のように質を異にするものであるが、関連は明確である。「学校案内（SAIJO GUIDEBOOK）」においても整理されており、次の図のように、教養・キャリア科目と専門科目をマナー・ホスピタリティ教育が結ぶ形式で示されている（提出-03-P.15、提出-04-P.16）。コースが掲げる目標への到達に直接的に結びつく専門科目群と、学びの質を高め、人生をより豊かにする教養・キャリア科目群とが有機的に良い相互作用を及ぼし合い、『不偏不羈』という建学の精神に適った本学らしい教育が展開されている。

図Ⅱ-A-3-1 教育体系の概念図



本学では、教養教育の効果測定・評価し、カリキュラムや授業運営の改善に繋げている。科目単位では、テストやルーブリックを用いた測定・評価に努め、授業開始時点から授業終了時点にかけて知識・スキル・意識がどのように変化したか、科目が掲げる到達目標に照らして測定・報告する形式をとっている。当該取り組みは令和3（2021）年度まで専任教員の担当科目のみで行っていたが、令和4（2022）年度以降は兼任講師の担当分を含む全ての科目について行い、令和5（2023）年度も同報告から教育課程全体の効果測定を進めることができた。また、令和5（2023）年度第5回（令和5年9月28日開催）及び第12回FSD研修会（令和6年3月14日開催）においても状況の共有を図り、改善に取り組んでいる（備付-23-3-第5・12回）。さらに、必修科目である「基礎ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」では、基礎学力の向上を目標の一つとして掲げ、漢字、数学、英語、社会、時事の分野に関する実力のアセスメントとして各学期全12回の小テストを行い、結果を集積している。また、株式会社ベネッセi-Career提供のアセスメントテストGPS-Academicを令和3（2021）年度より導入し、「キャリアデザインⅠ」「基礎ゼミⅣ」の授業内で実施した（備付-31）。同テストにより思考力をはじめとする能力・

スキルの伸長状況を捉え、教養教育の効果測定・評価にも役立てている(備付-23-3-第11回)。なお、令和5(2023)年7月及び令和6(2024)年1月に行った「学修時間・行動調査」の結果では、「教養や知識はどのような変化しましたか(春:設問31/秋:設問34)」という問いに対し、「増えた」「どちらかといえば増えた」との回答がいずれの調査でも9割以上を占める結果となり(春:97%/秋:98%)、教養が身についたとの実感をほとんどの学生たちが持っていることが確認された(備付-15)。これらの情報は学内システムや教授会などを通じて逐次共有し、指導方法の調整や学生対応にも反映させることができている。さらに、教学マネジメント委員会ではカリキュラム策定時に同情報を参照した上、幅広く深い教養を培うことができるよう、改善に努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学の職業教育は、学修成果に準拠した教養科目と専門科目によって構成され、カリキュラムマップにその関連性と実施体制が明示されている。特に本学では、マナー・ホスピタリティ教育及びキャリアデザイン教育を、全教職員並びに全科目の礎として捉えている。専門教育と教養教育を繋ぎ、更には社会に繋いでいく教育は、何も「職業教育」だけではないが、自立した社会人として多くの企業から嘱望される学生が輩出できていることは、これら一連の教育の成果である(提出-01-P.38~46、提出-02-P.37~43)。

キャリア教育及び職業教育の効果については、代表的な以下の10種の仕組みによって測定・評価し、改善に努めている。

- 1) 進路・内定状況・就職内定率(表Ⅱ-A-4-1参照)
- 2) 就職希望率(2年次在籍者数に対する就職希望者数)(表Ⅱ-A-4-1参照)
- 3) 各教育科目のアセスメント(備付-14)
- 4) GPS-Academicプログラム(備付-31)
- 5) インターンシップ企業評価(備付-32)
- 6) 入学時キャリア教育効果分析(備付-34)
- 7) 学内キャリアセミナープロジェクト教育効果分析(備付-33)
- 8) 外部評価ヒアリング会(備付-19)
- 9) 卒業生採用企業担当者からのヒアリング(備付-33)
- 10) 卒業生モニタリング評価(備付-35)

これらの測定・評価結果は、まずキャリアサポート委員会で確認し、FSD研修会や教授会等において報告・共有、さらに教学マネジメント委員会において課題を明確化させ、カリキュラム

改善に活用している。4) 「GPS-Academic プログラム」は汎用的学修成果のアセスメントとしても注視しているが（基準Ⅱ-A-3 及び基準Ⅱ-A-7 参照）、職業教育の効果測定・評価にも活用している。同テストは、1年次の「キャリアデザインⅠ」（教養・キャリア科目必修）及び2年次の「基礎ゼミⅣ」（教養・キャリア科目必修）の中で行い、教育全体の成果の把握とともに学生個人の特性を捉え、日々の職業教育にも役立てている。また、6) 及び7) は、プロジェクト参加による教育効果を分析し、教育改善に活かす取り組みである。入学直後の新入生を対象に行う「入学時キャリア教育」では、新2年生から有志を募り、1年次2月に行う「学内キャリアセミナー」では、セミナーを受ける立場にある1年生からメンバーを集め、教職員と協働する運営側としても参加させている。いずれも、プロジェクトメンバーの成長結果を教職員からの評価ならびに本人のコメントから分析した結果、社会人基礎力と就職力の向上が確認され、職業教育の一環としてこれらのプロジェクトが優れた効果を持つことが捉えられている。

表Ⅱ-A-4-1 令和5（2023）年度 就職・進路データ

	商 学 科	国際コミュニケーション学科	合 計
①在籍者数	155	138	293
②卒業予定者数	154	137	291
③就職希望者数	139	126	265
④内定者数	138	125	263
⑤内定率④／③	99.3%	99.2%	99.2%
⑥就職希望率	89.6%	91.2%	90.4%
⑦進学・留学希望者数	3	5	8
⑧その他	12	6	18
⑨未内定者数	1	1	2

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受入れの方針（以下、アドミッション・ポリシー）は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと一体的に策定しており、本学が目指す学修成果に対応している。

表Ⅱ-A-5-1 埼玉女子短期大学商学科 令和5（2023）年度 アドミッション・ポリシー

<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>商学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と商学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力 4) 他者を尊重できる気持ち 5) 社会の一員、職業人として地域及び産業界で活躍する意欲 6) ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性を磨きたいという熱意
--

表Ⅱ-A-5-2 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和5（2023）年度 アドミッション・ポリシー

<p>アドミッション・ポリシー</p> <p>国際コミュニケーション学科では、学科の掲げる教育目的のもと、入学者に対し次のような能力や素養を期待します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学の建学の精神『不偏不羈』への共感 2) 入学後の修学に必要な基礎学力と国際コミュニケーション学科のカリキュラムに対する理解のもと、自ら学ぶ意欲をもって学修に励む姿勢 3) 率先して社会的課題を見つけ、主体的に取り組む実践力 4) 他者を尊重する気持ち 5) 社会の一員、職業人として国際社会で活躍する意欲 6) ビジネスシーンにおいて求められる実務能力や感性、コミュニケーション能力を磨きたいという熱意
--

学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。「学生募集要項」や「公式ホームページ」にアドミッション・ポリシーとして明示し、教育理念や教育目的とともに、求める学生像について、本学の姿勢が伝わるようにしている（提出-06、提出-08-P.3、提出-09-P.3）。

アドミッション・ポリシーは、「学生募集要項」における出願資格、出願書類、選考方法などで入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。特に学校推薦型・総合型・一般の各選抜に設けられた奨学生制度、及び総合型特待生制度の出願要件の項目設定に最も直接的に表わされているといえる。まず各選抜に共通して出願可能となる奨学生制度においては、学業成績、部活動、取得資格など、「学生募集要項」において各20項目（表Ⅱ-A-5-3）を掲げ、入学前、あるいは受験前に目指すべき学修成果を具体的に示し、当該成果を高く評価する方法をとっている。もう一つの奨学生制度である総合型特待生制度は、学生募集要項に掲げる資格（表Ⅱ-A-5-4）のいずれかが取得済みであることを出願の要件としている。

表Ⅱ-A-5-3 奨学生選抜の出願要件の該当基準項目（学校推薦型・総合型・一般共通）

- | | |
|---|---|
| ① | 出身高等学校において、3年間の全教科の学習成績が3.0以上の者 |
| ② | 出身高等学校において、生徒会（生徒会役員などの生徒会本部）の活動を行った者 |
| ③ | 出身高等学校において、高校1年から同一のクラブ活動を2年間以上継続して活動している者 |
| ④ | 出身高等学校において、3年間で欠席日数が5日以内の者 |
| ⑤ | 日本英語検定協会 実用英語技能検定3級以上を取得している者（CBT、S-CBTを含む） |
| ⑥ | GTEC スコア 260 点以上を取得している者 |
| ⑦ | TOEIC 400 点以上を取得している者 |
| ⑧ | TOEFL iBT36 点以上を取得している者 |
| ⑨ | ハングル能力検定協会 ハングル能力検定4級以上を取得している者 |
| ⑩ | 韓国教育財団 韓国語能力試験 TOPIK(I)1 級以上を取得している者 |
| ⑪ | 日本漢字能力検定協会 日本漢字能力検定準2級以上を取得している者 |
| ⑫ | 日本商工会議所 簿記検定3級以上を取得している者 |
| ⑬ | 日本商工会議所 リテールマーケティング（販売士）検定3級以上を取得している者 |
| ⑭ | 実務技能検定協会 秘書検定3級以上を取得している者 |
| ⑮ | 全国商業高等学校協会 簿記実務検定2級以上を取得している者 |
| ⑯ | 全国商業高等学校協会 ビジネス文書実務検定2級以上を取得している者（両部門とも合格） |
| ⑰ | 全国商業高等学校協会 珠算・電卓実務検定2級以上を取得している者（部門別合格も可） |
| ⑱ | 全国商業高等学校協会 情報処理検定2級以上を取得している者（部門別合格も可） |
| ⑲ | 全国商業高等学校協会 英語検定2級以上を取得している者 |
| ⑳ | 世界遺産アカデミー主催 世界遺産検定3級以上を取得している者 |

表Ⅱ-A-5-4 総合型特待生選抜の出願要件の該当基準項目

- | | |
|---|--|
| ① | 全国商業高等学校協会 簿記実務検定1級を取得している者（部門別合格も可） |
| ② | 日本英語検定協会 実用英語技能検定準2級以上を取得している者（CBT、S-CBTを含む） |
| ③ | GTEC スコア 680 点以上を取得している者 |
| ④ | ハングル能力検定協会 ハングル能力検定3級以上を取得している者 |
| ⑤ | 韓国教育財団 韓国語能力試験 TOPIK(I)2 級以上を取得している者 |

入学者選抜の方法は、本学のアドミッション・ポリシーに合うものであり、具体的には、学校推薦型選抜（指定校・公募）、総合型選抜、一般選抜、特別選抜（社会人・海外帰国子女・外国人留学生）の4つの入学者選抜区分を設けている。入学者選抜区分によって事前に提出を求める書類や選考方法に違いはあるが、いずれにおいても、受験者の入学前の学修成果と本学の方針に対する理解の把握を目指していることは共通している。加えて全ての入学者選抜において学力の3要素を多面的・総合的に評価している。

高大接続の観点を重視し、本学では多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。学校推薦型選抜（指定校・公募）、総合型選抜、一般選抜、特別選抜（社会人・海外帰国子女・外国人留学生）のいずれの選抜区分においても学力の3要素を多面的に評価する選考基準を設けている。いずれの選抜方法においても各学科の教員が行う面接又は面談は必須であり、面接官や面談担当者との対話の中から、本学が求める学生像との合致を確かめ、事前提出資料と併せた総合判定により可否を判断している。一般選抜においては、Ⅰ・Ⅱ期は課題作文の筆記試験を実施、面接採点基準とは別に課題作文の評定項目を設け、「内

容」、「語句」、「表記」の項目別に採点基準を設定している。Ⅲ期は、国語（国語総合）、英語（コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ）、数学（数学Ⅰ）の3科目の筆記試験と面接を実施している（提出-08、09）。

授業料、その他入学に必要な経費に関しては、入学前より「学生募集要項」にて明示している。また、オープンキャンパスでは全体説明会とは別に、保護者を対象とした説明会を実施し、本学のアドミッション・ポリシーの伝達とともに学費や各選抜制度、教育ローンや学費ローン、日本学生支援機構の奨学金について説明している（備付-07-2、07-3）。

アドミッション・オフィス等については、本学には当該名称の組織はないが、広報室が入学者選抜や学生募集などの業務を適切に行っている。入学者選抜実施体制の充実と強化を目的とし、募集・入試委員会の委員長及び広報室長をアドミッションオフィサーとして配置し、適切に整備されている。入学希望者に関する選抜広報には、「組織運営規程」に基づいて常設されている募集・入試委員会の専任教員5名と事務局広報室の6名を中心に、教職員一体となり取り組んでいる。

受験の問い合わせなどに対しては、広報室が窓口となって適切に対応している。電話やメール、LINEによる問い合わせに加え、オンライン個別相談も実施し、明瞭かつ正確に情報を伝えることを重視している。

入学者受入れの方針は高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。令和5(2023)年9月に埼玉県立日高高等学校の学校長、及び武蔵越生高等学校の学校長を招いて「外部評価ヒアリング会」を実施している。また、毎年5月に実施している学生募集概要等説明会に進路指導担当教員を招き、意見交換を行っている（備付-19、備付-42）。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

本学が定めた学修成果には次表の通り具体性がある。各学修成果はカリキュラムを構成する各科目と結びついており、育成・伸長を担う学修成果を科目ごとに定めると共に、各科目において学修到達目標を具体的に設定することで、獲得を目指す学修成果を明確にしている（詳細は基準Ⅱ-B-1参照）。なお、令和6(2024)年度の「ディプロマ・ポリシー」からは、本学所定の単位を修得し、本学が定めた学修成果を獲得していることを卒業及び学位授与の要件とすることを明示している（提出-02-3、備付-07-7、備付-123）。

表Ⅱ-A-6-1 埼玉女子短期大学令和5(2023)年度学修成果

専門的学修成果	教養・知識	基礎から専門に亘る高い教養と知識
汎用的学修成果	『不偏不羈』の姿勢	かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
	課題発見・解決姿勢	自ら発見した課題を自らが関わって解決しようとする姿勢

	他者配慮の精神	他者を慮る精神
	学修成果の発揮意欲・実践力	積み重ねた学修の成果を社会に向けて発揮する意欲と実践力

表Ⅱ-A-6-2 埼玉女子短期大学 商学科 令和5(2023)年度学修成果

専門的学修成果	商学・経営学の知識	商学・経営学に真に関わる深い知識
	ビジネス実務能力・感性	ビジネスシーンにおいて求められる卓越した実務能力と鋭敏な感性
汎用的学修成果	『不偏不羈』の姿勢	かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
	課題発見・解決姿勢	世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢
	他者配慮の精神	他者を慮る精神
	地域と産業界発展への意欲と実践力	社会の一員、一職業人として、地域を支え、産業界の発展を目指す意欲と実践力積み重ねた学修の成果を社会に向けて発揮する意欲と実践力

表Ⅱ-A-6-3 埼玉女子短期大学国際コミュニケーション学科 令和5(2023)年度学修成果

専門的学修成果	外国語能力	総合的に磨き上げた外国語能力
	実務能力	産業界に活かし得る卓越した実務能力
汎用的学修成果	『不偏不羈』の姿勢	かたよらずとらわれない精神を重んじる姿勢
	他者配慮の精神	他者を慮る精神
	課題発見・解決姿勢	世界の動向に目を向け、自ら課題を探し、自らが関わって解決しようとする姿勢
	国際的活躍に向けた意識	社会の一員、一職業人として、国際的視点をもって活躍しようとする高い意識
	コミュニケーション力	多様な価値観を受け止め、様々な人々と円滑にコミュニケーションできる能力

これらの学修成果は、カリキュラムと明確に関連付けられており、育成を担う「学修成果」を科目ごとに設定している。これらの科目をカリキュラムマップに沿って体系的に履修し、単位を修得し、卒業要件を満たしていることから学生が卒業時に学修成果が獲得できているといえる（備付-30）。詳細は基準Ⅱ-A-7 参照。

学修成果の把握・測定については、各学期の定期試験結果やGPA値によって、測定することができ、学生自身による主観評価、基礎ゼミ担任等による面談評価、規格化されたテストや検定による客観評価等、複数の側面から定性的・定量的測定を試み、改善に繋げている（詳細は基準Ⅱ-A-7 参照）。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用し

- ている。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

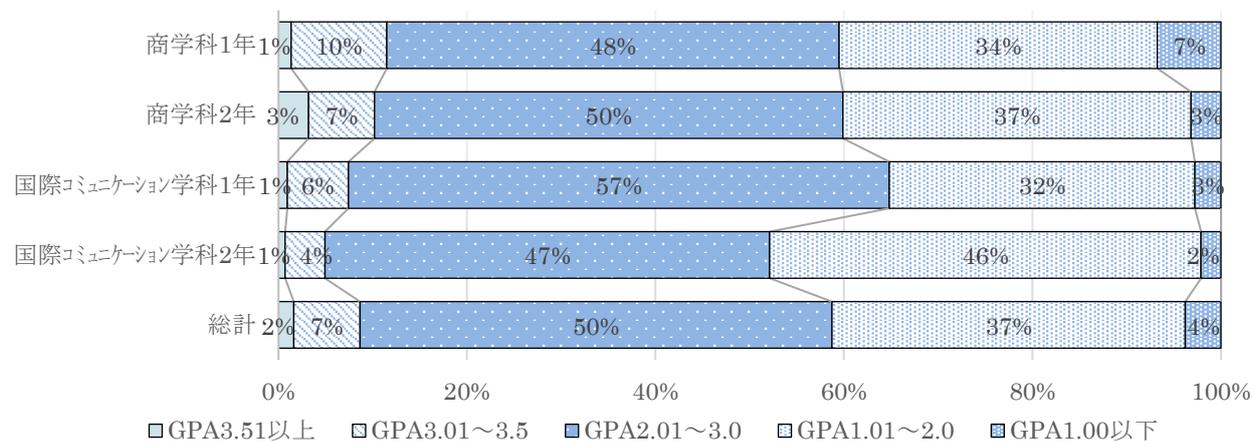
＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

本学は、獲得すべき学修成果を定め、表Ⅱ-A-7-1～3に示すように、GPA分布、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率等を毎年度継続して学務課にて集積し、教務委員会をはじめ関係する委員会において確認の上、学生指導や教学マネジメント委員会におけるカリキュラム改善に活用している（備付-43、44）。学生自身に学修成果の獲得状況をフィードバックすることにも留意し、令和5（2023）年度より前述のような学修成果の一部を学生別にまとめ、学位記授与と同時に「ディプロマ・サプリメント」として配付する取り組みも始めた（備付-137）。

表Ⅱ-A-7-1 令和5（2023）年度 GPA値の分布

GPA分布値	商学科 1年	商学科 2年	国際コミュニケーション 学科1年	国際コミュニケーション 学科2年	総計
3.51以上	2	5	1	1	9
3.01～3.5	15	11	7	6	39
2.01～3.0	71	78	62	67	278
1.01～2.0	50	58	35	65	208
1.00以下	10	5	3	3	21
総計	148	157	108	142	555
平均GPA	2.14	2.17	2.19	2.08	2.15

図Ⅱ-A-7-1 令和5（2023）年度 GPA値の分布



表Ⅱ-A-7-2 令和5（2023）年度 学位取得状況・卒業率

学 科	令和4（2022）年度 入学者数	令和5（2023）年度 学位取得者数（卒業生数）	卒 業 率
商 学 科	173	152 (155)	87.8% (89.5%)
国際コミュニケーション学科	149	136 (138)	91.2% (92.6%)
合 計	322	288 (293)	89.4% (90.9%)

※（）内は留年者数を含む数字

表Ⅱ-A-7-3 令和3～5年度春学期 埼玉女子短期大学における資格試験の結果

検 定 名 称	級	R5 受験者	R5 合格者	合 格 率		
				令和5年度	令和4年度	令和3年度
秘書技能検定	2級	6	3	50.0%	0.0%	48.9%
	3級	0	—	—	47.8%	50.0%
サービス接遇検定	準1級	46	40	87.0%	86.7%	94.1%
	2級	78	49	62.8%	67.9%	78.1%
ビジネス能力検定	2級	5	4	80.0%	—	—
	3級	5	3	60.0%	85.7%	90.0%
医療秘書検定	2級	20	19	95.0%	72.2%	76.4%
	3級	4	0	0.0%	70.0%	66.7%
医事コンピュータ技能検定	2級	22	15	68.2%	82.9%	69.2%
	3級	5	5	100.0%	100.0%	75.0%
電子カルテ技能検定	3級	—	—	—	—	0.0%
調剤報酬請求事務専門士	3級	—	—	—	66.7%	96.1%
色彩検定	2級	1	1	100.0%	83.3%	66.7%
色彩検定	3級	7	7	100.0%	—	—
認定ウェディングプランナー試験	—	14	14	100.0%	100.0%	100.0%
認定ドレスコーディネーター試験	—	20	15	75.0%	100.0%	100.0%

表Ⅱ-A-7-4 令和3～5年度秋学期 埼玉女子短期大学における資格試験の結果

検 定 名 称	級	R5 受験者	R5 合格者	合 格 率		
				令和5年度	令和4年度	令和3年度
ファッション販売能力検定	3級	12	11	91.7%	83.3%	78.6%
ビジネス能力検定	2級	9	7	77.8%	100.0%	100.0%
	3級	0	—	—	100.0%	84.6%
手話技能検定	4級	37	33	89.2%	86.2%	67.9%
秘書技能検定（11月）	2級	2	1	50.0%	33.3%	32.0%
	3級	3	2	66.7%	0.0%	100.0%
サービス接遇検定	準1級	14	14	100.0%	100.0%	95.2%
	2級	38	23	60.5%	51.9%	85.7%
医療秘書検定	2級	1	0	0.0%	100.0%	66.7%
	3級	49	33	67.3%	68.1%	79.2%
医事コンピュータ技能検定	2級	1	1	100.0%	0.0%	0.0%
	3級	41	34	82.9%	80.6%	88.5%
電子カルテ技能検定	3級	16	16	100.0%	100.0%	87.0%
調剤報酬請求事務専門士検定	2級	1	1	100.0%	57.1%	50.0%
	3級	19	19	100.0%	90.0%	97.1%
医師事務作業補助技能認定試験	—	6	4	66.7%	66.7%	64.7%
色彩検定	2級	2	1	50.0%	—	100%
	3級	15	14	93.3%	72.7%	76.9%
フォーマルスペシャリスト検定	準2級	7	6	85.7%	100.0%	100.0%

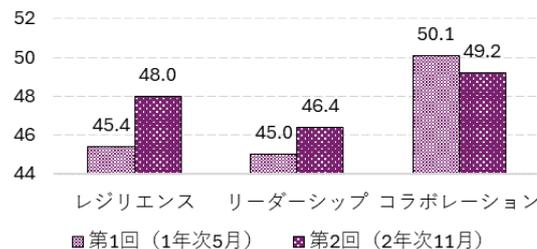
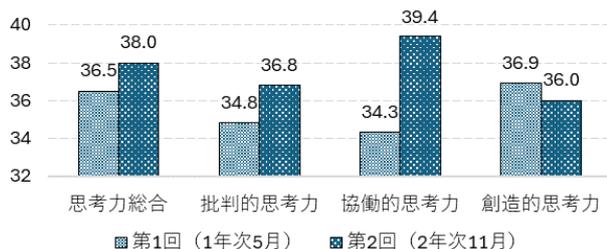
検 定 名 称	級	R5 受験者	R5 合格者	合 格 率		
				令和5年度	令和4年度	令和3年度
ブライダル・コーディネート技能検定	—	—	—	—	80.0%	57.1%
国内旅行業務取扱管理者	—	8	2	25.0%	—	—
国内旅程管理主任者試験	—	—	—	—	100.0%	100.0%
世界遺産検定	2級	5	1	20.0%	25.0%	0.0%
	3級	10	9	90.0%	33.3%	45.0%
セルフメイク検定	—	22	—	—	100.0%	100.0%
メイクアップ知識検定	—	21	13	61.9%	78.3%	
ネイリスト技能検定	—	—	—	—	—	83.3%
マナホス検定	2級	51	42	82.4%	92.7%	92.9%
	3級	51	51	100.0%	100.0%	100.0%

学生を対象とした調査や学生による自己評価、及び各種調査、各種プログラムへの参加率、各種の進路選択率等は、アセスメント・プランに沿って適時実施・集計・算出し、活用している。全学的に行う「学生の声調査」（学生による授業評価、春学期6月及び秋学期11月に実施）や入学時の新入生アンケート、卒業時の卒業時満足度調査等で全体としての学修成果獲得状況を量的に捉える他、兼任講師も含めた全教員の担当科目における科目アセスメント（プレテスト・ポストテスト）によって科目単位の学修成果を把握し、インターンシップ参加率、卒業率、就職内定率、就職率、退学率等についても適時算出の上、教授会等を通じて逐次確認している。これらの量的データの他、カリキュラム改善を目的とした学生ヒアリングや「学生の声調査」の自由記述、卒業生やその雇用者を対象とした聴取についてもデータ蓄積を進め、量的のみならず質的なデータの収集にも努めている（備付-45、46、47）。これらのデータを通じて学生の学修成果獲得状況を測定する仕組みを構築し、短期的には学生に対する活動促進や教育指導の調整、中長期的には教学マネジメント委員会を通じたカリキュラム改善に繋げ、実際の活用を進めている。

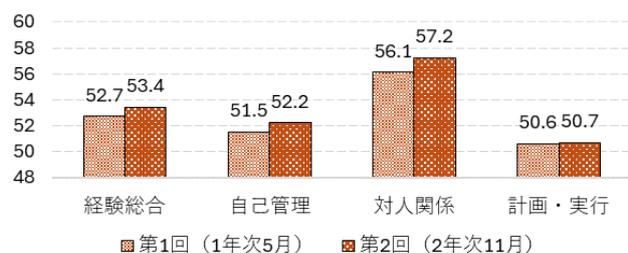
本学では、前述の方法により学修成果の獲得状況を量的・質的に評価し、主に本学ホームページや「学校案内 (SAIJO GUIDEBOOK)」に公開している（提出-03-P. 85-86、提出-04-P. 89-90、備付-07-4、備付-07-5）。令和5（2023）年度は、汎用的学修成果を測る指標としてGPS-Academicプログラム（1年次5月と2年次11月に実施）の結果活用を進め、FSD研修会や教学マネジメント委員会において学修成果獲得状況について評価を行い、公式ホームページにおいても当該結果を公開している。（備付-31）

図Ⅱ-A-7-2 令和5（2023）年度卒業生GPS-Academic 1・2年次結果比較（思考力）：左

図Ⅱ-A-7-3 令和5（2023）年度卒業生GPS-Academic 1・2年次結果比較（姿勢・態度）：右



図Ⅱ-A-7-4 令和5(2023)年度卒業生GPS-Academic 1・2年次結果比較(経験)



[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学における卒業生の進路先からの評価聴取は、次のような方法で定期的実施し、令和5(2023)年度も企業からの率直な声を捉えることができている。特に令和元(2019)年度以降は企業関係者との対話から得られる情報を共有する意識を高め、学生の卒業後評価の実態がより明瞭に把握できるようになった。これにより、企業が求める人材像がパンデミック以降にやや変化したことも敏感に掴むことができている。

表Ⅱ-A-8-1 令和5(2023)年度 卒業生の進路先からの意見聴取方法

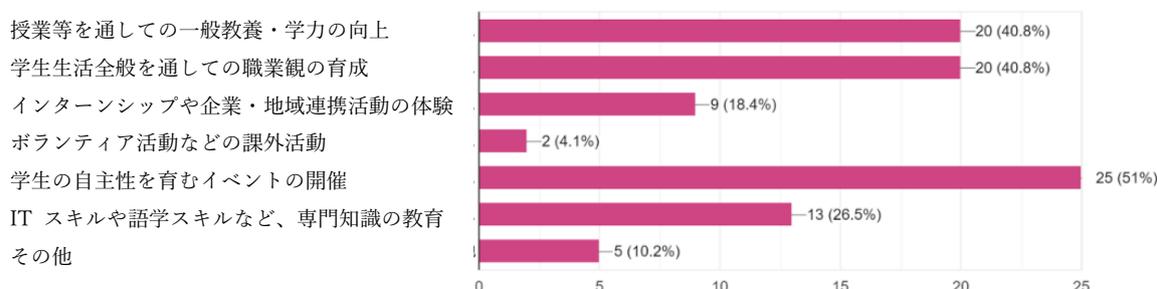
1) 関連企業担当者との懇談を通じたの評価聴取(備付-33)
・対象: インターンシップ受け入れ先企業、学内キャリアセミナー参加企業
・方法: 教職員による企業訪問時の意見聴取、「外部評価ヒアリング会」での意見聴取
・結果の活用: キャリアサポート委員会での報告、教授会での報告、FSD研修会での共有
2) 関連企業担当者への卒業生評価アンケートの実施(備付-37)
・対象: 卒業生の就職先企業(採用実績に応じて回答依頼) インターンシップ受け入れ先企業 学内キャリアセミナー参加企業
・方法: 質問紙(オンラインアンケート含む)
・結果の活用: キャリアサポート委員会での報告、教授会での報告、FSD研修会での共有
3) 卒業生モニタリング評価の実施(令和4年度下期より)(備付-35)
・対象: 卒業生の就職先企業(採用実績に応じて協力依頼)
・方法: 卒業生自身による自己評価と人事担当者による他者評価
・結果の活用: キャリアサポート委員会及び教授会での報告、FSD研修会での共有・意見交換

表Ⅱ-A-8-2 令和5(2023)年度 埼玉女子短期大学卒業生に対する企業評価

	社会人基礎力	平均	評価順
質問1	一般教養・知識について	3.14	4
質問2	職務知識について	3.14	4
質問3	礼儀・マナーについて	3.70	1
質問4	コミュニケーション能力について	3.60	3

質問 5	リーダーシップ力	2.82	7
質問 6	チームの中で仕事をこなす能力	3.64	2
質問 7	自ら課題を見つけ、解決しようとする姿勢	3.12	6
総合平均		3.31	

図Ⅱ-A-8-1 令和 5（2023）年度 埼玉女子短期大学教育への企業評価（複数回答可）



卒業生の進路先から聴取した結果は、教学マネジメント委員会における学修成果の点検に活用している。令和 5（2023）年度は、聴取結果から抽出された問題点を第 1 回 FSD 研修会（4 月開催）において共有し、カリキュラム改善に向けた意見交換を行った上、教学マネジメント委員会での審議を重ねた。また、教養・キャリア科目群の必修科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業内容に関する点検・改善の際にも、聴取結果に基づく調整を図った。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 課題>

卒業生の進路先からの調査については、本学の課題をより正確に抽出するために、今後は調査対象企業の幅を拡げていく必要がある。また、卒業生の勤続・離職状況の把握をより強力に進めていくことも課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学のシラバスは公開前に教員同士でピアチェックを行い、教育内容の質保証ならびに向上を図っている。必要事項の記載の他、様式や表現の統一、予習・復習時間指定等を綿密に確認し、修正加筆されたシラバスを各学科長及び教務委員長が最終チェックした上で一般公開している。当該取り組みは、教員同士の科目理解にも役立っている（備付-29）。

令和 3（2021）年度のカリキュラム検討により、令和 5（2023）年度以降、デジタル社会基礎教育科目群（教養・キャリア科目 2 単位以上選択必修）、学科教養科目群（専門選択科目 2 単位以上選択必修）を設けると共に、他学科専門教育科目について 2 単位以上選択必修化とした。これにより、今後の社会において必要度の高い知識を全学生が身に付け、幅広く教養を深めていく体制が整ったといえる。

また、本学の特徴であるマナー・ホスピタリティ教育は、教養教育と専門教育とを繋ぐ結節点として重要な役割を果たしており、元客室乗務員が指導する「マナー・ホスピタリティⅠⅡ」はキャリア基礎科目の主幹を成している。平成 27（2015）年度に「埼玉女子短期大学マナー・ホスピタリティ研究所」（通称 SAIJO マナー&ホスピタリティ研究所）を開設し、建学の精神『不偏不羈』に根差した独自性のある教育を複層的に展開している。平成 29（2017）年度に埼

玉女子短期大学マナー・ホスピタリティ研究所主催で、第1回「SAIJO マナホス検定試験」が実施され、令和5（2023）年度に第6回検定試験が実施された（備付-136）。

本学の教育課程において職業教育の面で際立っているのは、「専門ゼミ」における PBL 形式の教育である。取り組み方はゼミにより異なるが（基準 I-A-2 参照）、各種の産学官連携の下、企業や社会に非常に近いところで教育を展開し、職業や社会人としての実生活に必要な能力を強化することができている。強化の実態は各専門ゼミのアセスメント結果からも明らかであり、特に社会人基礎力に関わる力の伸長は顕著である。一般社団法人社会人基礎力協議会主催「人生100年時代の社会人基礎力育成グランプリ」では、森川専門ゼミが東北・関東地区予選大会において優秀賞を獲得、SDGs に着目した地域連携と学内での啓発活動の取り組みを通じた学生の成長が高く評価された。さらに令和5（2023）年度より本学の特色である「マナー・ホスピタリティ」を在学生在が地元小学生に対して教える「マナー教室」を開始し、具体的には挨拶や返事、正しい言葉遣いや気持ちの良いお辞儀等を、小グループ毎にレクチャーした。同様に医療事務コンピュータコースの専門ゼミでは、日高市立高根小学校4年生に「思春期を迎える子どもたちへの性教育の必要性」について授業を実施した。これらは、社会活動の一環だけではなく、本学での学びを「教える」というプロセスを体験させることによって、学びの定着及び成長を促す取り組みである。

企業による外部評価を得ることにも力を入れている。蓄積及び比較可能な評価方法として、企業対象の Web アンケートを令和2（2020）年度に充実させ、学内キャリアセミナー時の人事担当者ヒアリングや大学公式のインターンシップ実施時のアンケートによっても在学学生評価を得ている。コロナによる混乱の只中であつた令和3（2021）年度と令和4（2022）年度の企業評価からは、論理的思考力や課題解決力の育成といった課題が発見され、教学マネジメント委員会において当該課題を解決するカリキュラムの検討に至った。結果、令和5（2023）年度カリキュラムにおいて学科教養科目群を新設すると共に、国際コミュニケーション学科では「ディベート」を学科教養科目（選択必修）に設定し、広く学生が履修できる環境を整えることとなった。カリキュラム変更や科目設定には2年ほどの準備時間がかかるが、令和5（2023）年度も外部評価・聴取結果を踏まえて課題抽出に留意し、在学中から卒業後までの評価をカリキュラム改善へと繋げるサイクルを確立しつつある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

01. 学生ハンドブック 2022 年度生用 P. 2, 48, 53, 54, 61, 62, 77, 90-96
02. 学生ハンドブック 2023 年度生用 P. 2, 46, 51, 52, 59-60, 75, 89-95
03. SAIJO GUIDEBOOK 2023
04. SAIJO GUIDEBOOK 2024
08. 2023 年度学生募集要項
09. 2024 年度学生募集要項
10. Web シラバス

提出資料-規程集

07. 埼玉女子短期大学合同学科会運営細則
08. 埼玉女子短期大学委員会運営細則
38. 埼玉女子短期大学課外活動運営内規
46. 埼玉女子短期大学学生サポーター規程
47. 埼玉女子短期大学 FSD 活動推進規程
54. 埼玉女子短期大学成績評価規程
57. 埼玉女子短期大学障害学生支援の基本方針
80. 埼玉女子短期大学文書取扱規程
106. 学校法人川口学園事務組織規程
- 140-1. 川口記念奨学基金規程
- 140-2. 川口記念奨学基金施行規程
- 141-1. 川口学園奨学基金規程
- 141-2. 川口学園奨学基金施行規程

備付資料

14. 科目アセスメント報告記録
15. 令和 5 (2023) 年度春学期・秋学期 学修時間・行動調査結果
- 23-3. 令和 5 (2023) 年度 FSD 研修会実施記録
31. 令和 5 (2023) 年度 GPS アカデミック検査結果
37. 企業による卒業生評価アンケート集計結果
38. 短期大学卒業生調査結果
41. 令和 5 (2023) 年度エクステンション・プログラム、新入生用入学前資料
43. GPA 値一覧・分布図
45. 令和 5 (2023) 年度春学期・秋学期「学生の声調査」集計結果
47. 令和 5 (2023) 年度卒業時満足度調査結果
49. SAIJO English Placement Test/SAIJO 韓国語 Placement Test 案内
50. 令和 5 (2023) 年度授業時間割表

51. 令和 5（2023）年度オリエンテーション配付資料
52. 令和 5（2023）年度オリエンテーションガイド
53. 履修ガイド
54. 資格取得ガイド
55. 基礎ゼミ小テスト問題集
57. 海外留学ガイド
58. Club & Circle Guide Book
59. コンピュータ・ネットワーク利用案内
60. 入学手続書類一式
61. 令和 5（2023）年度出席不良学生調査票
63. 進路一覧表（過去 3 年間）、令和 5（2023）年度内定率
64. 留学オリエンテーション資料
66. 定期試験フィードバック実施依頼
67. 令和 5（2023）年度マナー・ホスピタリティ研究所議事録
68. 各課業務分掌
69. 各委員会議事録
71. オフィスアワー案内
74. スポーツデー実施報告書
75. 令和 5（2023）年度彩女祭実施報告書、パンフレット
76. 自宅外通学調査票
77. スクールバス乗車にあたっての注意点
78. ピンクのくじら POST
82. 学生面談実施の依頼文
83. 令和 5（2023）年度企業研究セミナー参加企業一覧
131. 令和 5（2023）年度 ICT 環境・活用実態調査結果
138. 入学者向け個人 PC 購入案内

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献して

- いる。
- ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

教員は学生たちの学修成果獲得を常に念頭に置いて指導し、科目レベルでの学修成果をシラバス内にある学修到達目標に明記し、一定期間内に達成が可能なように設定している。また、設定した学修到達目標に照らして、シラバスに示した成績評価方法によって適切に評価を行っている。科目により評価方法は異なるが、定期試験やレポート評価のみならず、受講態度や授業参画度、課題への取り組み等も含め、総合的に評価している（提出-10）。

学修成果の獲得状況は、学期末のテストやレポートの他、授業内で行われる小テストやリアクションペーパー等に記入されたコメント等を通じ、授業の途中段階でも学修成果の獲得状況が適切に把握されている。特に令和4（2022）年度から専任教員だけでなく、兼任講師も「アセスメント報告」を各学期末に科目別に Google スプレッドシートにまとめ、学生たちの学修成果獲得状況を意識した授業運営を実現した。このデータは専任教員が情報共有し、確認している（備付-14）。さらに、令和2（2020）年度からは定期試験・定期レポート終了後に学修成果の獲得状況についての対学生フィードバックを実施している（備付-66）。令和4（2023）年度からは、兼任講師を含む全教員の担当科目によって取り組みを徹底し、Web Class や Google Classroom などを利用して学生に向けて公開している。

学生による授業評価を「学生の声調査」として各学期1回ずつ行い（6月・11月）、学生の理解度や授業に対する満足度等が確認された（備付-45）。具体的な設問は、表Ⅱ-B-1-1の通りである。実施方法は、令和2（2020）年度から全面的に Web アンケート化し、学生所持のスマートフォン等から簡便に回答できるようにしている。また、調査結果は授業内で学生にフィードバックしており、学生たちの回答状況の報告やコメントに対する返答、苦情に対する改善案の提示など、当該アンケートの結果を授業改善に結びつけられるよう、全学的に取り組んだ。なお、この結果は教授会で報告され、年度末に専任教員が提出するティーチングポートフォリオ

においても触れられ、改善計画につなげている。次の表Ⅱ-B-1-2は令和5(2023)年度の「学生の声調査」の結果である。令和5(2023)年度の全ての項目の平均値は令和4(2022)年度に続き5点満点中4点以上を維持し、②の理解度に対する低い評価(5点満点中2点以下)の割合は全体の3.8%以下に留まった。この結果は、Web Classにより学生たちが繰り返し学習できる環境が整ったことや教授法の工夫などが要因と考えられる。

表Ⅱ-B-1-1 令和5(2023)年度「学生の声調査」設問

①	あなたは、この授業を熱心に受講していますか
②	あなたは、この授業を理解できますか
③	この授業で使用する教材(テキスト、板書、プリント、スライドなど)は活用していますか
④	この授業の説明や資料は、わかりやすいですか
⑤	講義開始時間及び終了時間(90分)が適切に守られていますか。
⑥	この授業に対する、教員の熱意は伝わってきますか
⑦	私語、携帯電話、飲食があるときの注意等も含めて、授業の環境は良いですか。
⑧	あなたは、この授業を受けて良かったと思いますか
⑨	アクティブラーニング(体験・調査学習、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等の他、教員の説明を一方向的に聞く受け身の授業ではなく、能動的に参加する授業)が行われていますか。
⑩	この授業において授業開始時及び終了時にあいさつが行われていますか。
⑪	自由記入コメント

表Ⅱ-B-1-2 令和元(2019)～令和5(2023)年度「学生の声調査」結果

		回答数	履修者	回答率	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	①～⑩ 平均	② 2以下
R5	春	4688	5981	79%	4.6	4.5	4.7	4.6	4.9	4.8	4.8	4.7	4.6	4.9	4.73	3.8%
	秋	3637	5165	70%	4.4	4.3	4.6	4.5	4.7	4.8	4.7	4.5	4.6	4.8	4.60	2.1%
R4	春	5980	7174	83%	4.5	4.4	4.6	4.5	4.8	4.8	4.6	4.5	4.0	4.7	4.50	2.8%
	秋	4344	5955	73%	4.3	4.2	4.5	4.4	4.7	4.7	4.6	4.4	4.0	4.6	4.45	2.9%
R3	春	6109	8511	72%	4.5	4.3	4.5	4.4	4.7	4.7	4.6	4.5	3.9	4.6	4.46	3.0%
	秋	4865	6903	70%	4.5	4.4	4.5	4.5	4.7	4.8	4.6	4.5	4.0	4.7	4.53	2.4%
R2	春	5994	8279	72%	4.4	4.2	4.3	4.3	4.6	4.4	/	/	/	/	4.38	3.0%
	秋	4437	7522	59%	4.4	4.2	4.4	4.4	4.6	4.4	/	/	/	/	4.39	4.9%
R1	春	5492	6822	81%	4.2	4.1	4.2	4.2	4.6	4.2	4.4	4.2	3.8	4.7	4.29	6.1%
	秋	7030	8315	85%	4.2	4.1	4.2	4.2	4.6	4.2	4.4	4.2	3.8	4.7	4.34	7.7%

※令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス禍で対面授業が少なかったため、設問7～10は未実施

授業内容については授業担当者間で連携がとられており、意思の疎通はもとより、協力・調整が常に行われている。特に「基礎ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「マナー・ホスピタリティⅠ・Ⅱ」「コンピュータリテラシーA・B」など、同一科目を複数教員で担当する場合には、事前事後の情報共有を欠かさず、授業内容や学生の様子などについて積極的な意見交換が行われている。必要に応じて複数クラスをまとめた合同授業を行い、担当者同士の連携のもと、科目で設定する学修成果に向けてより効果的で適切な教授法が探られた。また、平成27(2015)年度に創設された「SAIJO マナー・ホスピタリティ研究所」では、「マナー・ホスピタリティⅠ・Ⅱ」担当教員(マナー・ホスピタリティ研究所研究員兼務)、非常勤研究員と学長

を出席者として毎月1回運営会議（令和5（2023）年度は主に対面会議）が開かれ、本学の教育を特徴づけている「マナー・ホスピタリティⅠ・Ⅱ」科目の教育現場の様子の情報共有、教授法の確認、今後の課題の検討などが行われた（備付-67）。教職員を対象としたFSD研修会も、教育資源の活用、担当者・教職員間の意思疎通に寄与したと考える。令和5（2023）年度は、「アフターコロナの時代を見据えた情報共有とICTを積極的活用した内部質保証」をテーマとして掲げ、教職員で情報交換を行った（備付23-3）。

教育目的・目標の達成状況の把握は、学修成果の獲得状況の把握と併せて行われ、小テストやレポート、定期試験の結果や各種のアセスメントを通じ、シラバスに掲げた目標の達成度が確認され、シラバスに明示した方法によって各学生の成績評価がなされている。また、本学全体としての教育目的・目標の達成状況については、IR推進室による「学修時間・行動調査」によって把握し、教職員間で結果を共有している（備付-15）。

学生に対する履修指導は綿密に行われており、2年間での卒業を叶えるべく、主に基礎ゼミ担当教員により日常的な指導が続けられている。本学では、両学科ともコース単位で基礎ゼミが編制されており、コースの特色を理解する基礎ゼミ担当教員が主な履修サポート役を担っている。入学時の履修指導では、カリキュラムマップに基づくモデル時間割が各基礎ゼミ担当教員によって作成され、卒業までの2年間の履修計画を助けている。また、履修経験者である2年生のサポートメンバーが履修計画を補助し、新入生たちの不安解消に貢献している。卒業に向けた支援としては、まず教務委員会主導のもと各学期の途中段階で行っている出席不良学生調査がある。調査後、抽出された欠席過多の学生に対して基礎ゼミ担当教員が指導を行っている（備付-61）。さらに学務課や教務委員会より常に情報を発信し、単位不足や欠席過多等、卒業不可となる懸念のある学生については基礎ゼミ担当教員との連携の上で、早い段階から対応をとることができている。また、学期末の時点で通算GPAが1.2を下回る者、修得単位数が各学期の基準を大幅に下回る者については、保護者宛に家庭での支援要請文書を送付している。令和5（2023）年度の対象者は、春学期が18名、秋学期が15名であった（提出-01-P.54、提出-02-P.52）。退学希望者への対応方法は、学生相談を受けた基礎ゼミ担当教員からの情報提供を第一歩とし、各学科長又は教務委員長による学生面談を経た後に事務手続という流れになっている。複数名の教員との面談を経ることで、在学継続を選択した例もあり、ゼミ担当教員のみならず、大学全体として卒業に向けた支援に取り組むことができている。令和4（2022）年度は卒業可否判断を通年でGPA1.0未満とする方針について決定し、令和5（2023）年4月1日より施行することを定めた（提出-規程集-54、備付-43）。

事務職員は学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務局には、総務課、学務課、キャリアサポートセンター、広報室があり、必要に応じて連携しつつ各部署の職務を通じて学修成果を認識し、学生の学修成果の獲得に貢献している。学務課においては、学生の修学における履修登録、成績処理、出欠席処理、休学・退学などの学籍異動の職務、科目アセスメントやGPS-Academicに関する職務、キャリアサポートセンターにおいては、キャリアカウンセリング、就職支援などの職務を通じて、職員も学生の課題や学修成果について、直接的に情報を認識している。学務課では、職員が教務課程全体の把握、時間割の作成、オリエンテーションの実施、資格取得講座の開設、留学希望者への対応、編入学希望者への対応、奨学金希望者への対応、IR推進室による「学修時間・行動調査」や関連する新入生アンケートによる学生の意識調査、「学生の声調査」（学生による授業評価）、卒業時満足

度調査の実施などを担当、支援している。授業運営については、対面授業が主であるが、講義科目を中心にオンライン授業も制度的に取り入れ、学生個々の学習環境に対応した指導・支援を行った。また、新たに学習支援用オンラインシステムの Web Class を令和 4（2022）年度より本格導入し、より効率的・効果的なオンライン教育をスタートさせた。今年度は、その利用が定着し、授業形式に関わらず活用されてきている。キャリアサポートセンターでは、学生のキャリア形成支援及び就職活動を積極的かつ円滑に推進するために、職員が就職指導計画の策定、学生の就職指導、企業訪問、就職情報の収集、インターンシップの実施などを担当、支援している。コロナ禍による就職環境の変化に対応した新たな指導体制を継続し、オンラインでの就職相談、面接指導など、個別指導の強化をしつつ就職内定に結び付けた。また、総務課は学務課と連携し、対象となる学生が学習に専念できるよう高等教育修学支援新制度を利用した学費支援のほか、オンライン授業に関連して無線 LAN 配線や機器の更改など、改善を図った。広報室は、学生募集活動を通じ学生や高等学校との信頼関係のもと、入学後の学修成果に繋がるよう教学関係と情報のリレーションを図っている。事務職員は、このように職務を通じて学生が学修成果を多面的に獲得できるよう貢献している（提出-規程集-106、備付-68）。さらに、本学では、教育の質的充実を図るための組織的な取り組みとして教職員共同の FSD 研修会を開催している。事務職員は教員との連携を深め、外部環境との違いを意識した本学の現状について共通認識を得つつ研鑽し、学生支援の職務充実を図っている（提出-規程集-47）。また、日本私立短期大学協会の研修会に必ず参加し〔令和 5（2023）年度はオンライン参加〕、知識、技能の向上を図っている。

学務課職員が制作に関わる「学生ハンドブック」に学科の教育目的が明記されているが（提出-01-P.2、02-P.2）、建学の精神、教育理念、教育目的、学修成果、及び 3 ポリシーについて、事務職員も委員を務める教学マネジメント委員会により毎年度見直しを図り、専任教員の他、事務局長、各課長等の事務職員も出席する教授会で確認されている。また、事務職員は IR 推進室による定期的なアンケート集計や分析にも関わり理解を深めている。事務職員は、このように各委員会や教授会、FSD 研修会などへの参加を通じ、より明確に各学科の教育目的・目標の達成状況について把握することができている（備付-69）。

学務課職員は、学生に配付する「学生ハンドブック」のほか、「シラバス」、「履修ガイド」「授業時間割表」の制作にも関わり、カリキュラムや履修方法について把握している。新入生オリエンテーションにおける履修ガイダンスや個別履修相談による支援のほか、学務課のカウンターで個別に履修相談を受け付け、個々の学生の進路や関心をヒアリングしながら履修科目のアドバイスを行っている。また、教務委員会との協働で行う出席不良調査を通じて、定期試験受験資格の喪失や学生の退学を早期に予防するため、出席不良学生の把握に努めている。また、学生の履修科目や成績、GPA 値などは全て学務課主管の学事システムで適切に管理しており、GPA 不良者や標準修得単位数不足者を抽出し、ゼミ担任への指導要請や保護者への学修支援要請文書の発送等も行っている。卒業に向けた支援としては、一人一人の修得単位数を確認し、2 年間で卒業が見込める単位数修得状況か、選択必修科目は計画的に修得できているか、卒業要件を満たしているかといった観点でチェックを行い、要件を満たしていない場合は、個別に履修登録科目の修正等に対応をしている。このように事務職員は学生に対して、履修及び卒業、就職などの進路選択に至る支援をきめ細かく行っている。

学生の成績管理については、「埼玉女子短期大学文書取扱規程」に基づき、学生の累加記録（第

1種、永年保存)として、開学以来のデータを適切に保管している(提出-規程集-80)。

短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。本学では、図書館の専門的職員として司書を配置し、図書館利用や各種 ICT 設備利用のサポート等、学生の学修環境の質向上のための支援を日々行っている。新入生に対しては、ICT・メディア委員会及び学務課共同編集による「コンピュータ・ネットワーク利用案内」(備付-59)の冊子配付を行うとともに、新年度のオリエンテーションにおいて図書館利用ガイダンスの時間を設け、希望するゼミには、「基礎ゼミ」時間内に司書が館内のガイダンスを随時行っている(提出-01-P.94-96、提出-02-P.93-95)。入学時のみならず、日々の学修支援も丁寧かつ積極的に行っており、文献検索からパソコン利用まで、細かな不安や問題が生じたときにも図書館に常駐する司書に気軽に尋ねられる環境を整え、ときには各種教室にも出向き、柔軟に対応している。また、教養キャリア科目の「知の探究 A」(春学期)及び「知の探究 B」(秋学期)においても司書によるメディアリテラシーの講義の場を設け、図書館や文献検索システムの活用のための支援を図っている。

司書は、学生の利便性向上にも努めている。図書館内のパソコンやプリンタの開放、ノートパソコンやタブレットの貸し出し、学生・教職員のオンラインツール活用を支援する「SAIJO ポータル」の整備、各科目の「Web シラバス」に記載されているテキストや参考図書、検定試験対策問題集や就職試験問題集などのコーナー設置など、学生の学修成果獲得のために施設設備及び技術的資源の有効活用を進めている。なお、新型コロナウイルス感染症拡大を機に令和 2(2020)年度に開始したノートパソコンの長期学外貸し出しは令和 2(2020)年度末を以て一旦終了し、特別な事由がある場合の学外貸出制度を令和 3(2021)年度に整備し、令和 5(2023)年度も継続した。

教職員によるコンピュータ活用は非常に活発であり、全員がパソコンを所持した上で授業や大学運営に活用している。授業におけるコンピュータの活用はもはや一般的となっており、授業資料の作成や提示の他、オンラインミーティングツールやオンラインアンケートツールの利用も一層拡大している。結果として、ペーパーレス化、省資源化にも繋がっている。なお、パソコン教室を利用した令和 5(2023)年度開講の科目は、次の表 II-B-1-3 に示す通りである(備付-50)。

表 II-B-1-3 令和 5(2023)年度パソコン教室利用科目

科目種別	科目名称
教養・キャリア科目	コンピュータリテラシーA、コンピュータリテラシーB、データサイエンス
商学科専門選択科目	投資シミュレーションと経済、コンピュータ会計、プログラミング A、プログラミング B、医事コンピュータ、電子カルテ、特別演習 A (医事コンピュータ)、調剤事務コンピュータ、調剤事務演習 A、調剤事務演習 B
国際コミュニケーション 学科専門選択科目	特別演習 A (国際線予約)

本学では学内 LAN を完備し、事務系と教育系の 2 つのネットワークを適切に活用し、管理している。令和元(2019)年度に教育系ネットワークと事務系ネットワークとを完全に独立した回線に分けることでセキュリティ強化を図り、令和 4(2022)年度には学内無線 LAN のアクセス

ポイント増設や通信プランの見直しも行い、よりスムーズな通信環境を実現し、令和5(2023)年度は通信環境に関する不具合はほとんど報告されなかった。さらに、学生による活用の頻度が高い第2パソコン教室及び第1アクティブラーニング教室のパソコンの更改も令和4(2022)年度に行い、2年目となる令和5(2023)年度も活発に利用されている。また、令和2(2020)年度以降は、入学予定者に個人用パソコンの購入の案内を送付し(備付-138)、学内に留まらず学外においてもコンピュータの利用を促進している。結果、令和5(2023)年度の「ICT環境・活用実態調査」では、約9割の学生が個人用のパソコンを保有し、活用していることが分かっている(備付-131)。

さらに、教職員のコンピュータを含むICT利用技術向上のために、ICT・メディア委員会主催のICT研修会を開催した(表Ⅱ-B-1-4参照)。また、事務系ネットワークに導入している教職員用グループウェア(サイボウズ)を通じて「【共有】ICT・メディア情報」のスレッドを立ち上げ、コンピュータ利用技術の向上に資する情報をICT・メディア委員より日常的に提供している。

表Ⅱ-B-1-4 令和5(2023)年度ICT研修会 (ICT活用の促進を図る取り組み)

開催日	研修テーマ	講師
令和6(2024)年2月22日(木)	ChatGPTのフロンティア —業務で使える生成AIの基本—	大西 智之 助教

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対し、授業や学生生活についての情報を入学前に提供している。数年来、当該取り組みを継続しており、「エクステンション・プログラム」の名称で入学予定者に課題及

び学生生活に関する情報を送付している（備付-41、60）。また、入学予定者（選抜試験合格者）のオープンキャンパス参加も受け入れ、学生生活や授業について、教職員や在学生から直接的に情報提供できる仕組みを持っている。

新入生に対する学習及び学生生活のためのオリエンテーションを表Ⅱ-B-2-1に示す通りに、入学式を含めて5日間に亘り、運営した。令和5（2023）年度より、英語及び韓国語のプレイスメントテストを3月中旬から下旬の間に自宅にてウェブで行う形式を取っている（備付-49）。このことにより、クラス分けを比較的早い段階で行うことができ、スムーズな履修計画作成へ結び付けている。

表Ⅱ-B-2-1 令和5（2023）年度 新入生オリエンテーションスケジュール

実施日	内 容
4月1日（土）	入学時キャリア教育・奨学金予約採用説明会
4月4日（火）	入学式・教職員紹介・全体オリエンテーション・ゼミ別オリエンテーション・集合写真撮影
4月5日（水）	学科コース説明・教務事項説明・海外プログラム紹介・インターンシップ紹介・オープンキャンパススタッフ募集・他学科履修説明・ゼミ別オリエンテーション・基礎学力テスト・奨学金新規採用説明会
4月6日（木）	健康診断・個別履修相談・資格取得説明会
4月7日（金）	学生生活関連事項説明・ハラスメント防止・カウンセラー紹介・履修登録説明・オンライン授業説明・他学科教員・学務課紹介・ゼミ別オリエンテーション・各種表彰・留学説明会・個別履修相談・資格取得講座相談会

オリエンテーション期間中に学習の方法や科目選択のガイダンス等を積極的に行っている。第一に全体ガイダンスを行い、第二に所属コースを同じくするゼミ単位の規模でより具体的な指導を行っている。ゼミ担当教員のサポートにより、授業期間開始前には履修スケジュールがほぼ確定する状況にある。また、授業開始から履修登録完了までは、教務委員を中心とした教職員が随時個別履修相談を受け付け、よりきめ細かな履修登録サポートを行っている（備付-51、52）。

印刷物の面でも学修支援は進んでおり、年度初めの4月に表Ⅱ-B-2-2に示す資料を配付している。基礎ゼミやオリエンテーション等の時間にこれらの資料に基づき説明を行い、積極的な活用を図った（備付-53～55、58～59）。また、これらの配付資料のうち「学生ハンドブック」「履修ガイド」などについては、学内向けポータルサイトの「SAIJO ポータル」でも閲覧できるように公開している。

表Ⅱ-B-2-2 学生用印刷物一覧

入学時配付	年度ごと配付（1年次・2年次 計2回）
学生ハンドブック PINK no KIJIRA 手帳（就職活動の手引き） クラブ・サークルガイド コンピュータ・ネットワーク利用案内	履修ガイド 資格取得ガイド 基礎ゼミ小テスト問題集

基礎学力が不足している学生に対する補習授業は、科目担当者、ゼミ担当者の判断で個別に

行っている。医療、簿記、英語、韓国語関連の科目では、一定の学修成果が得られていない学生や希望する学生を対象にオフィスアワーを利用して補習が設けられ、きめ細かな支援が実践されている。また、基礎学力の向上を目指す基礎ゼミではほぼ毎回小テストが行われるため(全12回)、小テストの得点が一定水準に達していない学生に対して再テストを行い、個別指導を行う等、適宜フォローが行われている(備付-71)。

学習上の悩みなどの相談にも、様々なレベルで対応がなされている。まず、科目単位の具体的な悩みや疑問には科目担当教員がオフィスアワーを利用して応じ、この点は専任教員・兼任講師の区別なく全教員間で徹底されている。感想やコメントの記入を課す授業も多く、悩みや疑問が科目担当者に直接的に届けられる環境が整えられている。また、毎週火曜日と隔週水曜日にカウンセリングルームを開室し、日常的な悩み・不安から学修上の相談までを専門のカウンセラーが受けている他、学務課、キャリアサポートセンター、図書館、保健室の場で職員が日常的な悩み相談に応じる場面は令和5(2023)年度も非常に多く見られた。さらに基礎ゼミ担当教員が日常的なサポートをきめ細かく行っており、1年次の5月及び11月には全学的に面談の機会を設けている。本学では、教員・職員の立場を越えて学生の悩みや不安に応じる姿勢が共有されており、令和5(2023)年7月及び令和6(2024)年1月に行われた「学修時間・行動調査」においては、「短大の教職員と信頼関係が築けていると感じますか(設問11)」の設問には、春学期80%、秋学期86%と全体の8割の学生が「築けている」「どちらかという築けている」と回答している。「短大の教職員から他者に配慮する気持ちを感じられますか(設問12)」に関しては、春学期93%、秋学期95%と全体の9割の学生が「感じられる」「どちらかと言うと感じられる」としている。

本学では通信による教育を行う学科・専攻課程はない。

学生の能力、資質、学習のスタイルは様々であるため、進度の速い学生に対しては上級科目を設置することで配慮している。各コースに関連する上位資格の取得を目指す「特別演習A・B」、より高度な知識の修得と実践力の強化を目標とする「専門ゼミⅠ・Ⅱ」は上級科目の代表例である。また、英語科目及び韓国語科目の多くは入学前に行われる「英語プレイスメントテスト」「韓国語プレイスメントテスト」の結果に基づきレベル別にクラス編制され、春学期の修得状況が良好であれば、続く秋学期から上位のクラスで受講できるように配慮し、より高い学修成果が得られるよう支援を行っている。この他、より高レベルの学修が期待される優秀で意欲のある学生に対しては、授業時間外の個別指導も活発に行われている。特に簿記や医療事務等の分野では上級資格の取得の支援にも繋がっているといえる。また、各学期もしくは通算GPAが3.3を上回る場合には、各学期22単位となっている履修登録上限を26単位まで拡大して成績上位者に対する学修機会の確保・拡大を図っている(提出-01-P.48、53、提出-02-P.46、51)。同様に、各学期もしくは通算GPAが3.6を上回る場合には学習奨励賞、通算GPAが3.7を上回る場合には学長表彰の対象としている(提出-01-P.61、62、提出-02-P.59、60)。

留学生の受入れ及び留学生の派遣については、各種制度を整えた上で実施している。留学生の受け入れに向け、本学では外国人留学生を対象とした特別選抜を実施しており、令和6(2024)年度選抜では1名が受験した。また、令和5(2023)年度の留学生の派遣は、英語圏や韓国を留学先とした3週間・6カ月・1年のプログラムがあるが、留学費用高騰などにより長期の英語圏留学は参加者が集まらず、夏期開始の韓国6カ月留学(梨花女子大学)と春期プログラムの韓国3週間留学(高麗大学)のみ予定通り実施した。毎年、夏期休暇中に実施しているJTB

カナダ語学研修は、時期をずらし2月～3月に実施した。具体的な実施プログラム及び参加者数は表Ⅱ-B-2-3の通りである。留学参加者には、海外留学ガイドを配付しており、複数回の事前オリエンテーションを行い、現地の状況や危機管理について事前指導を行っている（備付-57、64）。

表Ⅱ-B-2-3 令和5（2023）年度 海外プログラム参加実績

プログラム名	期 間	人 数
韓国 梨花女子大学 6カ月留学	9/1(金)～2/20(火)	11
JTB カナダ語学研修	2/15(木)～3/2(土)	7
韓国 高麗大学 短期集中課程	2/17(土)～3/15(金)	11
総参加者数		29

令和5（2023）年度も専任教員が中心となりアセスメントに取り組み、量的・質的に学修成果の獲得状況を把握し、点検することに努めた。既述の通り、FSD研修会の第5回及び第12回目にアセスメント報告を行い、学修支援方策の点検と情報の共有に役立てることができた（備付-14、23-3）。また、「基礎ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の小テスト、TOEIC IP（7月と12月）、学力テスト（1年次4月実施）、行動価値検査（1年次5月実施）、GPS-Academicプログラム（1年次5月と2年次11月実施）、「学修時間・行動調査」（各年次7・1月実施）や卒業時満足度調査（2年次1月実施）の結果についても適時情報共有を図り、学生の学修成果獲得状況とともに学生の特性を捉え、それらに合った学修支援方策が教授会や合同学科会及び各教員間で話し合われた（備付-15、31、47）。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整

- えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
 - (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生生活を支援する組織としては学生委員会及び学務課があり、教職員が協力して学生の指導にあたっている。「埼玉女子短期大学委員会運営細則」では、学生委員会は、学生の厚生指導を円滑に推進するために、以下の業務を行うと規定されている（提出-規程集-08）。

- ① 学生生活指導
- ② 課外活動支援
- ③ 学生保健衛生指導
- ④ 学生福利厚生支援
- ⑤ 奨学生に対する対応
- ⑥ 学生意識調査の実施

学生が主体的に参画する活動への支援は、主に前述の学生委員会と学務課が担っている。学務課は、学内イベント（スポーツデー、大学祭、その他イベント）、地域連携活動、クラブ・サークル活動などの学生の活動を学生委員会とともに支援している。クラブ・サークル・同好会は表Ⅱ-B-3-1のように22団体ある。なお、同好会は1年間活動した上で継続を希望する場合にはクラブ・サークルとして昇格する場合もある。

表Ⅱ-B-3-1 クラブ・サークル・同好会一覧

体育会系	バレーボールサークル、テニスサークル、山田ジャパン（フットサルサークル）、INFINITY（バスケットボールサークル）、バドミントンサークル、合気道部
ダンス系	BLAZE（ヒップホップダンス）、NEXT（チアダンス）、빛나는 소녀（ピンナヌン ソニョ）
文化系	セレ部（ファッションショー実施）、軽音楽部、図書サークル、SJVOP（ボランティアサークル）、点数表研究会（医療事務）、おもてなしクラブ、英会話サークル、SWT（ホテルサービス）、ハピネス（ディズニー）、簿記会計研究会、響映会（映画鑑賞）、友あいサークル、おくすりクラブ

クラブ・サークルに所属している学生の延べ人数は約100名で、財政的な支援として団体補助金がある（提出-規程集-38）。

学生にとって大きな本学の行事は、5月に実施されるスポーツデーと10月に実施される大学祭（彩女祭）である。どちらの行事も希望する学生から組織された実行委員会が中心となって運営され、実行委員はSP（スポーツデー実行委員）、Palette（大学祭実行委員）と呼ばれている。これらのイベントには、全て学生委員会と学務課が学生とともに携わり、実行委員会のサポートを行っている（提出-01-P. 90, 91, 提出-02-P. 89, 90, 備付-74, 75）。同窓会は、大学祭と連動して年1回開かれ、卒業生や教職員が一堂に集う。令和4（2022）年度に3年ぶりに再開し、令和5（2023）年度は10月に大学祭と同時開催した。

学生食堂やカフェテリア、売店を設置し、学生が快適なキャンパスライフを送ることができるよう、アメニティに配慮している。なお、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した後、

飛沫予防のパーティションは撤去したが、手指消毒は引き続き徹底し、各教室・学内の要所には消毒液を設置している。キャンパス内のパウダールーム（5か所）は、平成28（2016）年度の大規模改修時にデザイン性、機能性共に学生が快適に使用できるものにリニューアルして以降、学生の憩いの空間のひとつになっている。

遠方から入学した学生の宿舎については、オープンキャンパス等を通じ、信頼できる不動産業者を紹介している。一人暮らしをしている学生に毎年アンケートを実施し、このアンケートに基づいて、よりよい宿舎が確保できるよう努めている（備付-76）。

学生の通学のための便宜を図り、スクールバスは次の5つの駅より発着している。

- ① 武蔵高萩駅（JR川越線）
- ② 狭山市駅（西武新宿線）
- ③ 飯能駅・東飯能駅（西武池袋線・JR八高線）
- ④ 桶川駅（JR高崎線）

以上の駅と本学との間を無料で運行している。バスの時刻は基本的には授業に対応して設定されているが、学生の利用頻度の高い駅については、それ以外の時間にも設定されている。学生には、安全面も考慮して、スクールバスを利用するよう指導している（備付-77）。自動車通学は学生が申請することにより認められる。駐車場利用料金は1日200円、半年5,000円、1年10,000円である。オートバイ、自転車による通学も認めており、申請することにより利用可能である。

奨学金による経済的支援は、日本学生支援機構奨学金が主である。高等教育機関の修学支援新制度の対象校としても認定されており、全体の5割の学生が貸与型・給付型のいずれか又は両方の奨学金を利用している。令和5（2023）年度末時点の利用者数は、表Ⅱ-B-3-4の通りである。本学園独自の奨学金としては、「川口記念奨学基金」と「川口学園奨学基金」を設けている（提出-規程集-140-1～2、提出-141-1～2）。返還時の利息はつかないが、卒業後5年以内に返還する必要がある。令和5（2023）年度の利用者はいなかった。その他、入学選抜試験時の奨学金（総合特待生、奨学生、姉妹受験、母娘受験）による優遇制度も設けている。これらの奨学金以外にも、地方公共団体（都道府県市区町村）、民間育英事業団体等の奨学金制度があり、学生個人で申し込むものも含めて、その都度掲示板やメール等で告知している。

表Ⅱ-B-3-2 日本学生支援機構奨学金利用者数 令和6（2024）年3月31日時点

	給付・学費減免（修学支援新制度）					貸与 第一種	貸与 第二種	合計
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	支援区分外	合計			
1年	13	2	4	7	26	38	59	123
2年	21	5	3	1	30	51	74	155
合計	34	7	7	8	56	89	133	278

表Ⅱ-B-3-3 独自の奨学金制度

名称	貸与金額	募集時期と貸与人数
川口記念奨学基金	50万円まで	7月募集、2月募集 合わせて2名
川口学園奨学基金	授業料相当額（73万円まで）が上限	7月募集、2月募集 合わせて2名

学内には看護師が常勤する保健室があり、心身の健康に関する相談に応じ、助言や保健指導を行っている。また、救急薬品が備えられ、休養ベッドも設置されている。開室時間は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までである。毎年4月には、全学生を対象とした定期健康診断を無料で実施している。精神的な問題にはカウンセリングルームが対応している。令和4（2022）年度までは週1回の開室だったが、年々、専門家への相談が必要と思われる学生が明らかに増加しているため、令和5（2023）年度より、毎週火曜日に加えて隔週水曜日にも開室するようになり、カウンセラーが各々1名で対面とオンラインで対応している。令和5（2023）年度は対面でのカウンセリングが主であったが、僅かながらオンラインも活用している（提出-01 P.77、提出-02 P.75）。なお、保健室、カウンセリングルーム、学生委員会、学務課、キャリアサポートセンターで構成される会議（カンファレンス）が月1回行われ、対応が必要な学生の情報を共有している。ただし、内容は個人情報として重要なものばかりであるので、議事録は作らず、必要のある時以外は他の教職員にも伝えないなど情報の機密を守るよう配慮している。また、月1回行われる「合同学科会」において、各基礎ゼミで心配な点のある学生について各教員で共有している（提出-規程集-07）。

学生の状況把握・意見聴取のために、1年次の春学期と秋学期に基礎ゼミ担任による面談を実施し、学生個々の状況を把握している。2年次以降は、全員面談は行わないが、適宜希望により対応している。その他、学生が意見や要望などを自由に書いて投函できる投書箱及びWebフォームの「ピンクのくじらPOST」を設置し、学生の意見・要望の収集に努め、関連部署の回答を学生に伝えている（備付-78）。卒業前には、「卒業時満足度調査」（備付-47）を実施し、その結果を合同学科会やFSD研修会などで詳細に確認している。

留学生を受け入れるにあたり、カリキュラムに日本語科目を配置し、日本語が学習できるよう履修環境を整えているが、令和5（2023）年度の在籍はいない。生活支援は、主として国際交流委員会及び学務課が担当し、必要に応じて学生委員会が補助する。

社会人学生については、学費減免制度により支援している。必要に応じて相談会を実施しているが、令和5（2023）年度の在籍はない。

障がい者の受け入れのための施設については、多機能トイレや車いす対応のエレベータなどを整備し、各教室もほぼ段差を解消し、バリアフリー化している。また、入学時から必要情報を取りまとめ、全学的に情報を共有し、一元管理している。学生からの要望は、学生委員会や教務委員会及び学務課など関連する部署が集まり、よりよい学生生活を送れるよう合理的な配慮を十分検討している。実際にサポートが必要な場面においては、「埼玉女子短期大学障害学生支援の基本方針」に基づき支援にあっている。障がいのある学生の就職に際しては、キャリアサポートセンターを中心に必要な特別支援を提供し、日々の学生生活から就職に至るまでをサポートしている（提出-規程集-57）。

長期履修生を受け入れる制度は現時点では設けていない。

短期大学の役割の一つは地域貢献であるため、学生の地域連携活動を積極的に進め、評価している。地域連携には地元の小学校や企業・地域との連携があり、それぞれの活動にポイントが付与され、10ポイントを獲得するとレポートを提出した上で「地域連携活動A・B・C（各1単位）」いずれかの科目が認定される（提出-01-P.53-54、提出-02-P.51-52）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学の就職支援体制は主にキャリアサポートセンターとキャリアサポート委員会を中心に組織を整備し、活動している。事務局内に設置されているキャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーを含む6名のスタッフ（うち1名、国家資格キャリアコンサルタント保持者）を配置し、相談、書類添削、面接練習等を個別に対応している。教員と担当事務局で構成されたキャリアサポート委員会では主にキャリア形成指導の企画・運営を行い、具体的にはインターンシップ、セミナー、キャリア教育イベント等を行っている。学生の情報は共有し、基礎ゼミ担当教員との連携を図っている（提出-01-P.92～93、提出-02-P.91～92）。学生への支援は基本的には対面で行っているが、コロナ禍に始めたオンラインでの相談・添削等にも引き続き対応しており、主に、Eメール、LINE、Zoom等のアプリケーションを利用している。また、毎年1年次の冬には基礎ゼミ担当教員とキャリアサポートセンター職員による1年生全員への面談を実施しており、教員と職員で個別に収集した進路情報を共有している（備付-82）。キャリアサポート委員会主催の令和5（2023）年度キャリアセミナーは、2月9日、13日、14日の3日間で、45社の企業が参加した（備付-83）。

就職支援のための施設であるキャリアサポートセンターは平日9時から17時30分まで開室し、学生の就職支援を行っている。主なサポート内容は、個別相談、求人票・内定者の受験報告書・企業の資料・就職関連書籍などの各種資料の提供、パソコン・自主学习や面接練習のスペース等の提供などである。

就職試験対策、資格取得のための支援も行った。1年生全員対象の外部講師による筆記対策講座、面接対策講座のほか、基礎ゼミ内で1年生全員を対象としたキャリアサポートセンター職員による将来計画指導を行った。また、希望者を対象としたキャリアサポートセンター職員による少人数グループの就活入門講座（全4回）、Uターン就職希望者向けセミナー、エアライン就活対策講座（全4回）も実施した。資格対策としては、表Ⅱ-B-4-1の通り、19の資格・検定の対策講座を行い、受講者数は延べ296名だった。

表Ⅱ-B-4-1 令和5（2023）年度資格取得講座一覧

開 講 講 座	担 当 講 師	人 数
ファッション販売能力検定試験3級対策講座	大井 宗太郎	15
サービス接客検定準1級対策講座	白石 晴美	60
色彩検定3級対策講座	青木 こず枝	20

医療秘書技能検定 2 級対策講座	安部 正美／岩下 淳子／藤井 昌弘	20
医療秘書技能検定 3 級対策講座	藤井 昌弘／安部 正美／佐藤 麻菜	45
医事コンピュータ技能検定 2 級対策講座	安部 正美／三好 善彦 川村 好子／西村 久美	24
電子カルテ実技検定対策講座	川村 好子	16
医師事務作業補助者対策講座	藤井 昌弘	6
医薬品登録販売者試験対策講座	伊東 育巳	9
国内旅行業務取扱管理者試験対策講座	井上 知代美	8
レストランサービス技能検定 3 級対策講座	眞弓 忠史	6
認定ウェディングプランナー試験対策講座	山本 優貴	17
認定ドレスコーディネーター試験対策講座	山本 優貴	19
ブライダル・コーディネート技能検定対策講座	山本 優貴	24
フォーマルスペシャリスト検定準 2 級対策講座	齊藤 彰	7

就職内定状況は学科・コース・ゼミごとに毎月末に集計、分析し、基礎ゼミ担当教員と共有する他、毎月末の教授会においても報告している。年度末には卒業時の内定率、各学生の就職先、受験企業等を整理し、就職支援に活用している（備付-63）。また、卒業した後も調査を実施しており、就職先企業へ卒業生の状況を確認する「企業による卒業生評価アンケート」や卒業生に対して就職先で役立っている知識や能力を問う「短期大学卒業生調査」を実施している（備付-37、38）。これらの調査結果を集計し、その後の就職指導に活用している。

留学や進学希望者に対しても個別に支援を行っている。四年制大学編入希望者を対象に、学務課による編入学説明会を6月に設けている他、具体的な受験先が定まった後には、文章表現を専門とする教員やキャリアサポートセンターが小論文や面接対策等の個別指導を実施している。また、出願書類のチェックや編入前に必要な履修科目の確認、推薦書の発行等の事務処理も学務課で行っている。編入以外の進学希望者（専門学校等）や留学希望者に対しても、キャリアサポートセンターや学務課及び国際交流委員の教員が中心となり、個別に対応している。このように課・センターをまたいで留学や進学希望者に対する支援を行う体制となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 課題>

学生の生活支援に関しては、メンタル面で悩みを抱える学生が多く、専門家の配備やFSD研修会で専門家の話を聞く機会の創出が望まれる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

学生の更なる学修成果獲得に向け、図書館では学生と連携した企画にも取り組んでいる。令和5（2023）年度も7月と12月に「選書ツアー」企画を設け、有志の学生と共に書店で選書を行い、蔵書の充実を図った。また、教養・キャリア科目「知の探究A」「知の探究B」において、学生が感銘を受けた本、他の学生にも薦めたい本を分かり易くアピールする「おすすめ本ポップ作成企画」を設けた。この企画により、参加学生の側にはその本の魅力をアピールするスキ

ル向上も見られた。さらに、同科目において図書館司書によるメディアリテラシーの講義を企画し、図書館設備や文献検索システムの活用法など、学修成果向上に資するより高度な内容を実践的に指導する場を設けている。

学生主体の活動の一形態として、サークルの他に学内ボランティア活動の「学生サポーター活動」を設けている。現在取り組まれている活動は表Ⅱ-B-3-3の通りである。先輩が後輩に手本を示したり、同じ立場の学生同士が支え合ったりするなど、ピアサポートの側面を多分に持つ活動である。いずれの活動もボランティアであり、学生自ら率先して活動することに誇りを持ち、就職活動等のキャリア形成に繋げている者も多い（提出-規程集-46）。

表Ⅱ-B-5-1 学生サポーターの主な活動内容

オリエンテーションプロジェクト (OP)	入学式から授業が開始されるまでのオリエンテーション期間に、2年生が教職員の補助及び新入生のサポートを行う。
授業補助	必要とする教員から申し出があった場合に、学生サポーターを授業補助員として派遣する制度である。学生委員会は関連する委員会（教務委員会/キャリアサポート委員会）と協力して実施している。
入学時キャリア教育プロジェクト	新入生に対して入学時のオリエンテーション期間に半日（あるいは1日）かけて行われる挨拶や座り方などのマナー実習とゲームによるコミュニケーション実習（入学時キャリア教育）に参加し、担当教員の補助を行う。
キャリアセミナープロジェクト	1年生を対象として2月に行われる企業紹介イベントにおいて、参加される企業の方々の案内やプロジェクトの進行を行う。
就職活動相談	キャリアサポートセンターにおいて、1年生の就職相談に応じる。
メディア部	ICT・メディア委員会と連携して本学公式 SNS の企画・運営を行い、様々な角度から公式 SNS の発信を行っている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程に関しては、教学マネジメント委員会が中心となり、3ポリシーの策定・改善が行われ、教育課程の輪郭が教職員にとって明確化しつつある。学生はこの3ポリシーを、入学前は「学校案内 (SAIJO GUIDEBOOK)」で、入学後は「学生ハンドブック」等により説明を受ける機会を持っている。ただその周知度・理解度については必ずしも明確ではない。カリキュラム・ポリシーに基づく科目編成やアドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜の改革は徐々に進んできている。またディプロマ・ポリシーにおける外部ステークホルダーとの情報交換も進展している。

学修成果については、IR推進室及び教務委員会が調査・データ収集し、その結果をもとに教学マネジメント委員会が今後の方策の検討を担っている。ここでは3ポリシー見直しはもとより、カリキュラムやカリキュラムマップの作成などに繋がっている。特に教務委員会による「科目アセスメント」、「学生の声調査（学生による授業評価）」、「入学前課題テスト」、「基礎ゼミ小テスト」の実施や、IR推進室による年2回の「学修時間・行動調査」は学生の学修成果獲得状況や学習行動を把握するうえで重要なものとなっている。

GPAは規程に基づき早くから活用され、その活用方法の見直しも教務委員会で検討されており、学修成果の正確な把握が進んでいる。また各科目の成績評価については正規分布に近い値となるような成績評価をしている。CAP制についても実施済みである。学修成果獲得で基礎学力不足の学生への対応は、基礎ゼミでの基礎学力対策が定着しつつある。

卒業生の就職先での評価調査に関しては、従来から関連企業担当者との懇談での評価聴取、就職先企業からの卒業生評価アンケートなどを実施してきた。令和4（2022）年度からモニター学生評価制度を採り入れ、サンプルは限定されるが入職後定期的に企業からの評価と卒業生からの自己評価を収集し3ポリシーに繋げる試みが始まった。

その他の学生支援に関しては、種々のアンケートによりハード面とソフト面からの支援体制が整ってきている。特に基礎ゼミでの個別面談は一年次に春秋2回実施され、学生の現状把握や進路相談に成果を出している。さらに進路支援に関しては、キャリアサポートセンターがきめ細かな指導を行い、毎年、就職率、内定率を上げている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

卒業生に関する調査は、まず調査目的の整理を進め、当該目的に適う調査方法の選定、調査規模の設定を図り、令和6（2024）年度の1年間をかけて合理的な調査計画を立案する。これにより企業負担を最大限に軽減した上、各調査・聴取について、毎年度2社程度の拡大を目標に協力企業を募る計画である。また、卒業生の勤続・離職状況については、企業への直接的な問い合わせのみでなく、卒業生自身からの報告やその友人知人に関する報告などの情報集積も、実態を掴む一助となるものと考えられる。令和6（2024）年度から学内システム等を使って情報集積をはじめ、数年をかけてデータベース化を実現する。

学生のメンタル面の支援に向けた専門家配備の方策としては、対応時間の最適化が第一に考えられる。現状のカウンセリングルームは、毎週火曜日と隔週水曜日という開室状況であるが、令和6（2024）年度以降は、カウンセリングルームに関する学生の意見収集を行い、当該結果を踏まえた開室曜日・時間の調整を加え、令和8（2026）年度には学生の声に寄り添った開室曜日・時間を実現させたい。また、教職員向けのFSD研修会におけるメンタルヘルス専門家の招聘についても、令和6（2024）年度から毎年度1回以上を徹底する。その際には、教職員が学生指導に悩む場面や困難を感じる場면을事前にアンケート等で抽出し、現場の状況を踏まえたテーマ設定及び講師選定を図る。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料-規程集

- | | | |
|------|----------|-------------------------|
| 04. | 埼玉女子短期大学 | 組織運営規程 |
| 14. | 埼玉女子短期大学 | 個人研究費規程 |
| 16. | 埼玉女子短期大学 | 研究紀要投稿規程 |
| 17. | 埼玉女子短期大学 | 研究紀要投稿運用基準 |
| 33. | 埼玉女子短期大学 | 教務補助規程 |
| 47. | 埼玉女子短期大学 | FSD 活動推進規程 |
| 60. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員就業規則 |
| 61. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員給与規程 |
| 62. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員定年規程 |
| 63. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員退職金規程 |
| 64. | 埼玉女子短期大学 | 学長選任規程 |
| 65. | 埼玉女子短期大学 | 学長選考委員会に関する申合わせ |
| 66. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員任用規程 |
| 67. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員任用基準 |
| 68. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員評価規程 |
| 69. | 埼玉女子短期大学 | 任期付教員規程 |
| 70. | 埼玉女子短期大学 | 兼任講師規程 |
| 71. | 埼玉女子短期大学 | 特任教員規程 |
| 72. | 埼玉女子短期大学 | ハラスメント防止・対策規程 |
| 73. | 埼玉女子短期大学 | ハラスメント問題の処置に関する細則 |
| 74. | 埼玉女子短期大学 | ハラスメント防止・対策ガイドライン |
| 75. | 埼玉女子短期大学 | ハラスメント問題処理のフローチャート |
| 76. | 埼玉女子短期大学 | 車両通勤規程 |
| 77. | 埼玉女子短期大学 | 私有車通勤内規 |
| 78. | 埼玉女子短期大学 | 教育職員育児・介護休業規程 |
| 80. | 埼玉女子短期大学 | 文書取扱規程 |
| 81. | 埼玉女子短期大学 | 公印取扱規程 |
| 82. | 埼玉女子短期大学 | 施設等管理規程 |
| 84. | 埼玉女子短期大学 | 研究室使用規程 |
| 94. | 埼玉女子短期大学 | 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程 |
| 98. | 学校法人川口学園 | 就業規則 |
| 100. | 学校法人川口学園 | 健康情報等の取扱規程 |
| 101. | 学校法人川口学園 | ストレスチェック制度実施規程 |
| 102. | 学校法人川口学園 | ハラスメント防止に関する規程 |

- 103. 学校法人川口学園 育児・介護休業規程
- 104. 学校法人川口学園 定年後嘱託者再雇用規程
- 106. 学校法人川口学園 事務組織規程
- 111. 学校法人川口学園 出向規程
- 112. 学校法人川口学園 人事考課規程
- 132. 学校法人川口学園 賃金・賞与支給規程
- 133. 学校法人川口学園 職能資格基準運用規程
- 135. 学校法人川口学園 退職金支給規程
- 138. 学校法人川口学園 自己啓発補助費支給規程

備付資料

- 23-1. 令和 3（2021）年度 FSD 研修会実施記録
- 23-2. 令和 4（2022）年度 FSD 研修会実施記録
- 23-3. 令和 5（2023）年度 FSD 研修会実施記録
- 23-4. 令和 5（2023）年度 SD 研修会年間スケジュール、実施記録
- 24. 教員ハンドブック P. 46～47
- 69. 各委員会議事録
- 73. 就業に関する運用事例集
- 84. 教員個人調書〔様式 21〕〔令和 6(2024)年 5 月 1 日現在〕
- 85. 教育研究業績書〔様式 22〕〔過去 5 年間（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）
- 86. 非常勤教員一覧表〔様式 23〕
- 87. 教育職員配置表〔令和 5(2023)年 4 月 1 日〕
- 88. 専任教員の年齢構成表〔令和 5(2023)年 5 月 1 日〕
- 89. 埼玉女子短期大学研究紀要
- 90. 埼玉女子短期大学教育・研究報告書 I～V
- 91. 専任職員一覧表
- 92. 日本学術振興会 研究倫理 e ラーニングコース修了証書
- 93. 自己申告の実施について
- 94. 専門業務型裁量労働制に関する協定届
- 95. 勤務・計画実績表、出勤簿データ
- 96. 令和 5（2023）年度衛生委員会議事録
- 97. 目標面接制度の実施について
- 98. ストレスチェックの実施について（通知）

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経

- 歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
 - (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
 - (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
 - (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

令和 5（2023）年度の本学の専任教員構成は表Ⅲ-A-1-1 の通り、教授 8 名、准教授 4 名、講師 9 名、助教 4 名の 25 名で構成されている（備付-87）。

この人数は短期大学設置基準を満たしている。年齢構成からみると表Ⅲ-A-1-2 の通り、70 歳～79 歳 4%、60～69 歳が 12%、50～59 歳が 56%、40～49 歳が 20%、30～39 歳が 8%となっており平均年齢が 53.3 歳（前年 52.7 歳）である（備付-88）。

表Ⅲ-A-1-1 専任教員人数構成

	教授	准教授	講師	助教
人数	8	4	9	4
比率	32%	16%	36%	16%

表Ⅲ-A-1-2 専任教員年齢構成

	70 歳～79 歳	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳
人数	1	3	14	5	2
比率	4%	12%	56%	20%	8%

職位は短期大学設置基準に基づき判断し、この基準を充足している。氏名及び職位はインターネット（本学公式ホームページ）で公表している。また、年度末には一年間の教育業績や研究業績を報告し累積していく方法をとっている（備付-84, 85）。

コース制を取っていることから幅広い専門性が求められる。それらに対応するために専任教員と兼任講師を適切に配置しており、特に実習科目については実業界からの兼任講師を配置し授業を行っている。

兼任講師の場合は研究者だけではなく、実業界出身者の場合も任用委員会にかけ、後者においては、研究業績というより実務の業績を考慮し採用及び配置している（提出-規程集-70）。

令和 5（2023）年度に限っては教務補助教員の採用はなかった。規程（平成 12 年 4 月 1 日施行）に従い、必要であればいつでも対応できるようになっている（提出-規程集-33）。

学長を議長とし、両学科長と各学科 1 名の代表からなる任用委員会を設置し、教員の新規採用や昇任にあたる。これに際して、本学の教員にふさわしい資格と資質の有無について厳格に審査されている。また担当科目との適合性は「履歴書」「業績書」の照合や面接を通して確認がされている（提出-規程集-66, 67, 69, 70）。令和 5（2023）年度は専任教員のうち、実業界出身の教員の割合は 52%（前年 50%）である。兼任講師は 37 人で全教員数の 62%（前年 62%）

となっている（備付-86）。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて一定の成果をあげている。種々の研究活動は、学生教育に還元することを念頭に計画し、各教員の専門分野のみならず、授業担当分野に関する教育研究にも積極的に取り組んでいる。

専任教員の中で令和5（2023）年度に科学研究費補助金を獲得した者はおらず、外部資金獲得に関しては該当者がいなかった。

専任教員の研究活動に関する規程を整備し、当該規程に基づき研究費を給付している。項目は「学会・研究出張補助費」、「研究図書購入補助費」、「研究補助費」とあり、その枠内での使用を認めている（提出-規程集-14）。

専任教員の研究倫理を遵守するため、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を作成し、平成29（2017）年度より一層取り組みを強化した（提出-規程集-94）。また、平成30（2018）年度では、専任教員全員が日本学術振興会の研究倫理eラーニングコースの研修を受け、修了証書を得ている（備付-92）。また、令和4（2022）年度のICT研修会において研究倫理をはじめとした研修方法の指導の場を設けた。

学内の「研究紀要」の作成については、ICT・メディア委員会が編集業務を担当し、規程に基づき、9月と3月の年2回発行している（提出-規程集-16、17）。また兼任講師も自由に投稿でき、専任教員と共著であれば外部者も投稿することができるようになっている。令和5（2023）年度は延べ21人の紀要投稿があった。さらに開学以来5年ごとにまとめられている「埼玉女子短期大学教育・研究報告書」には、本学の「研究紀要」発表分と「研究紀要」以外の発表分に分けて記載し、累積データとして保存してある（備付-89,90）。

専任教員には一人一室の研究室があり、研究費で必要機材を購入し自己管理している。コピー

一機や印刷機は教員ラウンジにあり、自由に使えるように整備されている（提出-規程集-84）。

専任教員は出校日を月曜日から金曜日の間の週4日とし、1日を研究日としている。労働時間としては裁量労働制をとり、研究時間をできるだけ確保し教育に反映できる環境を整えている。本学の特色でもある委員会活動、オープンキャンパス、インターンシップ先への訪問などにより、個人差はあるが教員の出校日以外の出勤日が増えている。このような場合代休を勧め、夏季休暇などでなるべく研究日を確保できるように配慮している。夏季休暇や春季休暇の期間は研究時間をとり、また専門以外の研修会などへの参加も勧めている。

専任教員の海外派遣や国際会議などの出張に関しては、個人研究費の学会・研究出張補助費を充てられるようになっている〔令和5（2023）年度には国際学会のための海外出張実績2件あり〕。

本学では、FSD活動に関する規程（提出-規程集-47）を整備し、教務委員会が主体となって適切にFSD活動を実施している（備付-23-1～23-3）。FSD研修会は令和5（2023）年度には12回開催され、その中でアセスメント報告会も行っている。令和5（2023）年度は春・秋学期に専任教員・兼任講師を問わず教員全員が科目アセスメントを実施して、学修成果についての報告会を開催し、授業・教育方法の改善に繋がる機会を設けた。

これらのFSD研修会などの機会を通し、学修成果を上げるための教員同士や学内での関係部署との連携体制は構築されている。

表Ⅲ-A-2-1 令和5（2023）年度FSD研修会

回	開催日	タイトル	講師・担当者
第1回	令和5（2023）年 4月27日（木）	2022年度アセスメントを踏まえたカリキュラム改善の検討	山田雅子教学マネジメント委員長
第2回	5月25日（木）	データを活用したキャリア支援— Global Proficiency Skills Programを用いた学生指導—	第1部 庄野世輪子助教 第2部 イノベーションゲート 佐々木氏
第3回	6月29日（水）	2023年度自己点検・評価—内的質保証、 授業改善に向けた提言	三ツ木丈浩自己点検・評価委員長
第4回	7月27日（木）	科研費獲得のための研修	柏崎尚也兼任講師
第5回	9月28日（木）	2023年度春学期アセスメント報告会と ティーチングポートフォリオ	各科目担当者・教務委員会・自己点 検・評価委員会
第6回	10月26日（木）	2023年度就職活動と学生指導について	山田敦キャリアサポートセンター長
第7回	11月30日（木）	発達障害とその支援について 【高大連携企画】	東京大学大学院医学系研究科脳神経 医学専攻 東京大学医学部附属病院 医師 金生由紀子准教授（医学博士）
第8回	12月14日（木）	授業計画と学生支援 — 学生に伝わる・ 授業が見えるシラバス作成 —	教務委員会
第9回	令和6（2024）年 1月18日（木）	金融教育について 【高大連携企画】	ブルデンシャル生命 伊藤隆夫氏
第10回	2月15日（木）	Web Class を用いた授業改善— 実用例 の紹介と活用推進 —	三好善彦 IR推進室長
第11回	3月14日（木）	2023年度秋学期アセスメント報告 各種アセスメントから本学の課題を捉 える	各科目担当者・教務委員会・自己点 検・評価委員会
第12回		GPS-Academic プログラムデータ分析	ベネッセ i キャリア 遠藤優花氏

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

学生の学修成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。「学校法人川口学園事務組織規程」に事務組織、職制、職務及び事務分掌について規定されており、短期大学事務局には総務課、広報室、学務課、キャリアサポートセンターを設けている（提出-規程集-106）。事務局長は所属課長を指揮監督し所管事務を掌理する。各課・室・センター長は所属課・室・センター員を指揮監督し当該課・室・センターの事務を処理しており、教育研究活動に係る事務組織の責任体制は明確となっている。また、「学生ハンドブック」に事務手続に関連する部署について明示し、学生に対しても明確化を図っている。

事務局には事務局長を置き、各課・室・センターに必要な専門的能力を特に有する課長を置いて、係長を含む職員をそれぞれ充てて効率的な事務処理に取り組んでいる（提出-規程集-133、備付-91）。各部署において、表Ⅲ-A-3-1の通り専門性に応じた定期的な学外研修への参加をはじめ、都度の学園内外の研修にも参加・促進しているほか、個別の自己啓発により職務遂行に必要な能力の向上を図っている。自己啓発は一部学園からの補助対象となり、促進されている（提出-規程集-138）。令和5（2023）年度もコロナ禍からの形が継続され、オンラインでの研修が主となった。

表Ⅲ-A-3-1 令和5（2023）年度事務職員外部研修などへの参加状況

開催日	研修会等	参加形式	主催等	参加部署
令和5年 4月24日	令和5（2023）年度関東私立短期大学協会定期総会・特別講演	オンライン	関東私立短期大学協会	事務局長 総務課
5月17日	研究支援の最新トレンド2023	オンライン	(株)エデュース	総務課
5月23日	たった1つの真実！昨年よりも入学者数が増えた学校がデジタル広報戦略で大切にしていること	オンライン	(株)日東システムテクノロジーズ	広報室
5月26日 ～8月19日	GCDF 厚生労働大臣認定キャリアコンサルタント養成講習	オンライン	特定非営利活動法人 キャリアカウンセリング協会	キャリアサポートセンター

開催日	研修会等	参加形式	主催等	参加部署
6月13日	令和5(2023)年度第1回就職問題研究協議会	オンライン	埼玉県私立短期大学協会	キャリアサポートセンター
6月13日	海外派遣におけるトラブル対応事例と事例に学ぶ実践ケーススタディ	オンライン	日本アイラック(株)	学務課
6月23日	令和5(2023)年度オンライン合同企業説明会	オンライン	TJUP(埼玉東上地域大学教育プラットフォーム)	キャリアサポートセンター
6月29日	「『ゆるい職場』時代の若年キャリア支援～コミュニティで学ぶ新入社員育成の取り組み～」	オンライン	特定非営利活動法人キャリアカウンセリング協会	広報室
7月6日	来校率アップのために infoCloud でできること	オンライン	(株)日東システムテクノロジーズ	広報室
8月1日	高校生の進路検討の現状を踏まえたリクルートの取り組みとスタディサプリの募集活用について”	オンライン	(株)リクルート	広報室
8月1日～8月28日	国家資格キャリアコンサルタント更新講習	オンライン	日本キャリア開発協会	キャリアサポートセンター
8月18日	令和5(2023)年度教職員・情報通信技術支援員(ICT支援員)著作権講習会	オンライン	文化庁 著作権課 著作権普及係	図書館
8月23日	令和6年度短期大学認証評価ALO対象説明会	オンライン	大学・短期大学基準協会	事務局長 学務課
8月24日	令和5(2023)年度埼玉県私立短期大学協会教職員研修会	オンライン	埼玉県私立短期大学協会	事務局
8月25日	令和5(2023)年度私立短期大学入試広報担当者研修会	オンライン	日本私立短期大学協会	事務局長 広報室
9月1日	近畿地区協議会 2023年度第3回研修会「著作権よもやま話～やっていいこと、だめなこと～」	オンライン	私立短期大学図書館協議会	図書館
9月4日	令和5(2023)年度関東私立短期大学協会事務局長等研修会	対面	関東私立短期大学協会	事務局長 総務課
9月12日	令和5(2023)年度IRの普及・活用に向けた合同研修会	オンライン	埼玉県私立短期大学協会	事務局長 学務課
9月19日	令和5(2023)年度第2回就職問題研究協議会	オンライン	埼玉県私立短期大学協会	キャリアサポートセンター
9月29日	JTB 海外教育旅行セミナー2023	オンライン	(株)JTB	学務課
10月23日	令和5(2023)年度関東私立短期大学協会教職員研修会	オンライン	関東私立短期大学協会	事務局長 総務課
10月27日	令和5(2023)年度私立短期大学教務担当者研修会	オンライン	日本私立短期大学協会	学務課
10月29日	国家資格キャリアコンサルタント更新講習	オンライン	日本キャリア開発協会	キャリアサポートセンター

開催日	研修会等	参加形式	主催等	参加部署
11月1日	原稿制作前の情報整理	オンライン	(株) Doorkel	広報室
11月9日	元アイドル学校広報が語る、高校生の心をつかむ SNS 広報術を大公開！	オンライン	(株) ライフマップ	図書館
11月8日	就職・キャリア支援担当者セミナー	オンライン	(株) ディスコ	キャリアサポートセンター
令和6年 1月11日	令和5(2023)年度私立短期大学図書館協議会全国研修会「YouTubeをはじめよう」	オンライン	私立短期大学 図書館協議会	図書館

事務職員は、ほぼ毎年理事長宛に自己申告をする機会がある。事務職員個々の業績を確認し、今後希望する仕事について適性を把握し、各人の能力向上（教育訓練・自己啓発援助等）を図るとともに意見聴取を行っている（備付-93）。希望により個別の面談も可能である。仕事空間も含め能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるよう取り組んでいる。

事務関係諸規程としては、寄附行為及び学則に基づき、本学の教育研究活動及びその組織運営に関する基本的事項が「埼玉女子短期大学組織運営規程」に規定されており、校務事務を分掌する事務局について明記されている（提出-規程集-04）。また、「埼玉女子短期大学文書取扱規程」「埼玉女子短期大学公印取扱規程」「埼玉女子短期大学施設等管理規程」などを整備している（提出-規程集-80～82）。

校務運営に必要な個人個人のコンピュータ、情報機器、備品など、ICTの基本的な事務環境は、法人本部事務局、ICT・メディア委員会と連携しつつ、総務課による管理のもと整備されている。コロナ禍の影響やICT機器の活用環境の改善により、会議や研修、セミナー等への参加はオンライン化が推進された。

SD活動については、平成26(2014)年度に「FSD活動推進規程」（提出-規程集-47）として規程を整備している。毎月、教授会後の予定でFD研修会とSD研修会を統合したFSD研修会という教職員が共同して教育の質的充実を図るための研修会を、テーマに基づき行っており、令和5(2023)年度は12回実施した。また、令和5(2023)年度は、FSD研修とは別に、主に事務職員の能力・資質向上を目的としたSD研修会を年間5回実施した（備付-23-4）。さらに、川口学園が主催する研修を職制に応じて都度実施している。

事務局各部署の課長をほぼ毎週1回招集し、課長会を実施している。課長会は事務局長、各課長により構成している。打合せを通して共通認識を得ることで、日常的な業務の見直しや事務処理の改善に取り組んでいる。緊急の問題が発生した場合も臨時に招集するなど、業務遂行上の打合せを密に行っている。課長会の内容は、各部署の週ごとの打合せにより情報共有されている。

事務職員は、校務運営の要となる各委員会にも必ず出席し、それぞれの立場で意見を述べ、教員との連携に努めている。常設委員会の募集・入試委員会と特別委員会のIR推進室については、事務職員が委員として参加している。教授会にも、課長以上が出席しており、同様に各課員に情報提供されている（備付-24 P.46～47, 備付-69）。また、事務局は本館1階に総務課、学務課、キャリアサポートセンター、広報室が集中しており、事務局同士の連携がしやすく、学生、教員、外部関係者の利便性に配慮されている。このように学生の学修成果の獲得を向上

させるため、教員及び各委員会、事務局同士など、関係部署間の連携を密接に図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学園では、基準Ⅲ-A-3 で示した通り、公的な使命を持った教育機関としての短期大学設置基準管理、教職員の採用から労務に関する管理、法人、学校運営に係る重要な案件対応、法的な各種調査、予算の編成から執行、学園の施設管理、情報公開も含めた広報業務などについて、学園全体と各学校の担当部署で調整しつつ行っている。したがって人事管理に係る諸規程の整備は、法人本部事務局総務課と短期大学事務局総務課が連携をしながら行っている。就業、賃金などの人事管理に係る規程一覧は次の通りである。

(人事関連規程) <短期大学教員>

- 埼玉女子短期大学 教育職員就業規則 (提出-規程集-60)
- 埼玉女子短期大学 教育職員給与規程 (提出-規程集-61)
- 埼玉女子短期大学 教育職員定年規程 (提出-規程集-62)
- 埼玉女子短期大学 教育職員退職金規程 (提出-規程集-63)
- 埼玉女子短期大学 学長選任規程 (提出-規程集-64)
- 埼玉女子短期大学 学長選考委員会に関する申合わせ (提出-規程集-65)
- 埼玉女子短期大学 教育職員任用規程 (提出-規程集-66)
- 埼玉女子短期大学 教育職員任用基準 (提出-規程集-67)
- 埼玉女子短期大学 教育職員評価規程 (提出-規程集-68)
- 埼玉女子短期大学 任期付教員規程 (提出-規程集-69)
- 埼玉女子短期大学 兼任講師規程 (提出-規程集-70)
- 埼玉女子短期大学 特任教員規程 (提出-規程集-71)
- 埼玉女子短期大学 ハラスメント防止・対策規程 (提出-規程集-72)
- 埼玉女子短期大学 ハラスメント問題の処置に関する細則 (提出-規程集-73)
- 埼玉女子短期大学 ハラスメント防止・対策ガイドライン (提出-規程集-74)
- 埼玉女子短期大学 ハラスメント問題処理のフローチャート (提出-規程集-75)
- 埼玉女子短期大学 車両通勤規程 (提出-規程集-76)
- 埼玉女子短期大学 私有車通勤内規 (提出-規程集-77)
- 埼玉女子短期大学 教育職員育児・介護休業規程 (提出-規程集-78)

(人事関連規程) <事務職員>

- 学校法人川口学園 就業規則 (提出-規程集-98)
- 学校法人川口学園 健康情報等の取扱規程 (提出-規程集-100)

- 学校法人川口学園 ストレスチェック制度実施規程（提出-規程集-101）
- 学校法人川口学園 ハラスメント防止に関する規程（提出-規程集-102）
- 学校法人川口学園 育児・介護休業規程（提出-規程集-103）
- 学校法人川口学園 定年後嘱託者再雇用規程（提出-規程集-104）
- 学校法人川口学園 出向規程（提出-規程集-111）
- 学校法人川口学園 人事考課規程（提出-規程集-112）
- 学校法人川口学園 賃金・賞与支給規程（提出-規程集-132）
- 学校法人川口学園 職能資格基準運用規程（提出-規程集-133）
- 学校法人川口学園 退職金支給規程（提出-規程集-135）

本法人は原則的には法人本部事務局が人事管理を所管し、労働関係法規とこれら諸規程に基づいて教職員の人事管理を適切に行っており、法令改正などが生じた場合、顧問社労士などの指示を仰いだうえで速やかに適切な措置を講じている。具体的な対応を記すと、就業規則は教員を対象とした「埼玉女子短期大学教育職員就業規則」と事務職員を対象とした「川口学園就業規則」の2種類が整備されており、適切に所轄の労働基準監督署に届け出が行われている。法令の変更などによる改正も適切に行われており、例えば平成28（2016）年度には後述のようにストレスチェック制度実施に伴い、「ストレスチェック制度実施規程」を制定し、実施しているほか、育児・介護休業法改正に伴い、弾力的な運用をするなど、適宜見直しを行っている。また令和元（2019）年度より年10日以上の有給休暇を付与される教職員（有期雇用者を含む）に対し5日の有給休暇を、時季を指定して必ず取得させている。

寄附行為・施行細則、就業規則を含めた諸規程は全教職員に「埼玉女子短期大学諸規程綴」、
「学校法人川口学園規程集」として配付・周知されており、いつでも教職員自らが確認することができる。学園ネットワーク上でもこれらの閲覧が可能であり、規程の変更時には理事会で承認後、同ネットワーク上にて全教職員に周知徹底され、それを受け各教職員が自らの綴りを更新するようになっている。また事務職員へは「就業に関する運用事例集」を配付し、勤怠、出張、慶弔、経理等について規程に基づく具体的な例を幅広く示している（備付-73）。

教員の就業管理は、労災などの把握のためタイムカード打刻を行って管理しているが、労使合意のうえ所管の労働基準監督署に届け出し、裁量労働制を採っているため、超過勤務などは発生していない（備付-94）。一方、事務職員の就業管理はICカードでの打刻データを勤怠管理システムにより管理しており、出退勤管理、時間外勤務、休暇の取得等を直属上長が日々把握し、さらに毎月、部門長、さらに法人本部総務課、総務課長、事務局長がチェックしている（備付-95）。業務の必要に応じて事務職員が時間外業務をする必要が生じた場合には、事前申請・許可制度を原則としており、仮に過度な時間外勤務が発生した場合には学園の衛生委員会にて報告、法人本部事務局長より直属の上司へ改善を促すこととなっている。同時に衛生委員会にて産業医に対し、この時間外勤務状況が定期的に報告されており、二重のチェックが効くようになっている（備付-96）。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の現在の年齢構成は、40～50代が60%を占め、重要な戦力となっている。その一方で若手教員の採用が進んでおらず、年齢層のアンバランスの解消が課題である。

学内での研修に留まらず、専任教員の研究倫理遵守を目的とした外部研修を定期的に受講する必要がある。

事務職員は、18歳人口の減少など、今後の不確実な教育環境に柔軟性をもち、迅速に対応していかなければならない。そのため意識改革や能力アップは基本であるが、モチベーションの低下をまねかないよう注意が必要である。適正な人事異動や人材採用など、実績を得つつ、ワークライフバランスを意識しながら人的資源の活性化を図ることが求められる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

事務職員には「目標面接制度」を取り入れている。人事考課の補完とするほか、個人のキャリアアップ及び能力アップを図り、個人のモチベーション向上を実現することで、組織全体のパフォーマンス、実績を上げ、よりよいコミュニケーションを図ることを狙いとしている。毎年度、短期大学部門の事業計画に基づき、各課・室・センターの実行計画と課の目標設定を行い、各個人は、課・室・センターの計画・目標をベースに個人目標を設定する。目標設定には助言・指導があり、年2回のフィードバック面接によって、それぞれ成果を結実させる（備付-97）。

平成28（2016）年度より「ストレスチェック制度実施規程」及び「事業場における心の健康づくり計画及びストレスチェック実施計画」を制定して、全教職員を対象にストレスチェックを実施し、教職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組んだ（備付-98）。ストレスチェックの結果を元に、産業医による高ストレス者への面接指導の勧奨を行うとともに職場環境などの評価と改善などによりストレスの軽減を図った。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集

09. 埼玉女子短期大学図書館規程
10. 埼玉女子短期大学図書館利用規程
11. 埼玉女子短期大学図書館利用細則
12. 埼玉女子短期大学図書館資料管理規則
13. 埼玉女子短期大学図書館資料収集方針について
51. 埼玉女子短期大学リポジトリガイドライン
82. 埼玉女子短期大学施設等管理規程
88. 埼玉女子短期大学 消防計画
93. 埼玉女子短期大学個人情報・セキュリティに関する運用内規
95. 埼玉女子短期大学 危機管理に関する規程
121. 学校法人川口学園情報セキュリティ基本方針
122. 学校法人川口学園ネットワーク及びパソコン利用規程
123. 学校法人川口学園電子メール管理規程
127. 学校法人川口学園経理規程
128. 学校法人川口学園経理規程施行細則
131. 学校法人川口学園固定資産及び物品管理規程

備付資料

99. 令和5(2023)年度学校基本調査学校施設調査票
100. 令和5(2023)年度学校法人基礎調査票建物面積及び図書館
101. SAIJO リポジトリ <https://saijo.repo.nii.ac.jp/>
102. 避難訓練案内
103. 令和5(2023)年度警備日誌
104. セコム契約書
105. 熱源機器運転時間管理表
106. 新型コロナウイルス感染者発生時の埼玉女子短期大学の対応方針
122. 施設案内・図書館〔令和5(2023)年度学生ハンドブック P.93~95, 103~111〕

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学キャンパスは、埼玉県日高市女影所在の1か所のみである。校地面積は63,519㎡を有し、短期大学設置基準面積6,000㎡の約10倍と基準を十分に満たしている（備付-99）。

運動施設は、グラウンド（13,870㎡）、体育館（1,328㎡）、全天候のテニスコート3面を備え適切な面積を有しており、スポーツ系の授業、サークル活動、学校行事、地元・地域のコミュニティ（テニス、ミニサッカー）などに有効活用している。

校舎面積は11,835㎡を有し、短期大学設置基準面積4,150㎡の約2.8倍と基準を上回っている。

障がい者への対応は、本館と教室棟に屋内エレベータを設置している。また教室棟には車椅子対応トイレが整備されている（備付-122）。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業が行えるよう、校舎には、300人用の大教室1室、200人用の教室2室、80人用の教室2室、60人用の教室9室、小教室4室、アクティブラーニング教室2室、パソコン教室2室、その他、50人用の教室、40人用の教室、コミュニケーションスペース、図書館、ラーニングスクエアなどを整備している。また、各個人にロッカーの貸与やクラブルームを設置し学生のサポートを行っている。

本学には、通信による教育を行う学科を設置していない。

各講義室、演習室にはパソコン、タブレット、電子黒板、ブルーレイプレイヤー、モニター、エアライン用シートなどさまざまな授業に対応できるよう、必要な機器・備品が整備され適正に活用されている。また、AV機器のデジタル化をすすめ、パソコン教室を除き、全ての教室に備え付けの 프로젝タを設置している。また、一部の教室には、インタラクティブ機能付きの短焦点 프로젝タを導入し、その他、各教室で使用している音響設備も、計画的にリニューアルを重ね、適正に活用している。

本学の図書館は、1号館2階にあり、面積488㎡を有しており、規模において適切である（備付-100）。

図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等についても適切である。

蔵書数は70,490冊（うち外国図書8,939冊）、学術雑誌23種、製本雑誌1,928冊、CD-ROM74枚、視聴覚資料808点を所蔵しており、規模、資料構成において適切である。通常の閲覧席89席のほかに、ソファ席13席があり学習用としての機能に加え、憩いの場としての役割も果たしている。またデスクトップパソコン10台を自由に使用でき、適宜プリントアウトできる。さらに学生証で貸出可能な学内のみ持ち歩きできるノートパソコンを45台用意しており、学生のニーズに対応している。図書館内のグループディスカッション・スペースには、アクティブラーニングに対応した移動可能な机3台と椅子9席が設置されている。プロジェクタや移動式ホワイトボードなど、ディスカッションに欠かせないツールも用意している。また、全てのパソコンは、インターネットに接続でき、「SAIJO ポータル」を活用した情報共有が可能である（備付-122）。図書館は「埼玉女子短期大学図書館規程」に基づき、学長の委嘱した図書館長及びICT・メディア委員会により運営され、「埼玉女子短期大学図書館利用規程」及び「埼玉女子短期大学図書館利用細則」で図書館の利用について定めている（提出-規程集-09, 10, 11）。購入図書の選択については、「図書館資料収集方針について」（提出-規程集-13）において本学の目指す図書館を次の通り定め、当該年度の重点分野や学科のコース内容に即した図書収集計画を策定している。

①本学学生が、本学の教育内容を学習・研究し、あわせて広い教養を身につけ人間性を豊かにするための図書館である

②本学教職員が調査・研究するための図書館である

③本学関係者及び協力関係にある外部機関からの照会に応え得る図書館である

図書館資料収集の選書、発注、保管方法や蔵書点検、除籍、廃棄などは、「埼玉女子短期大学資料管理規則」（提出-規程集-12）において定めている。具体的な選書の方針は次の通りである。

①本学のカリキュラムに基づく、教員の教育活動と学生の学習に必要とされる資料であると同時に、人としての教養を豊かにし、学生生活を充実させるための資料

（各科目・コースに関連した基本的・入門的・古典的図書、辞書・事典、及び一般教養書、趣味・娯楽図書、各種資格試験問題、就職・編入学試験対策資料など）

②教職員の学術研究に必要な資料

（各研究者の専門主題に関する資料など）

③ 図書館として、全利用者に提供する資料

（書誌・目録・参考図書などの二次資料、逐次刊行物、視聴覚資料、電子出版物など）

④地域に根ざした大学としての特色ある資料

（郷土資料や地域に関連のある主題の資料など）

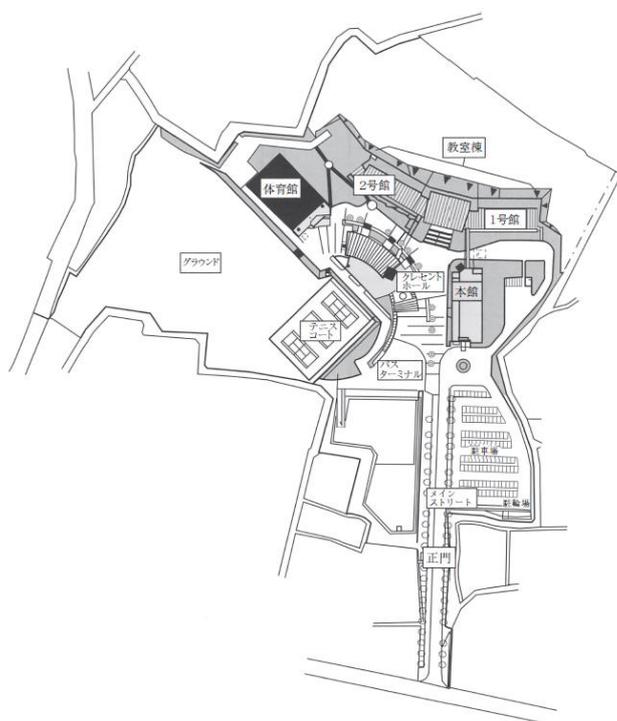
以上の方針に則り、教員に希望図書を募って図書館において発注・検収・受入れをしている。学生からも希望図書を募り、特に問題のない限り優先的に購入しており、図書館への関心喚起や読書推進のために、書店に出かけて蔵書を選べる「選書ツアー」も年2回実施している。長期にわたって保存・使用することが予想される図書は資産として登録し、検定試験や就職関連などの使用期間が短期間であることが予想される学習用図書は消耗品として登録する。また、廃棄については、年度末に蔵書点検を実施し、連続不明図書や傷みの激しい図書、内容が古く現状に合わない旅行ガイドやパソコン関連図書、消耗品図書、回収不能の貸出図書などを「学校法人川口学園固定資産及び物品管理規程」（提出-規程集-131）により申請し、除籍・抹消を

行っている。平成 28 (2016) 年度からは、「埼玉女子短期大学学術情報リポジトリ (通称: SAIJO リポジトリ)」が構築され、過去の「埼玉女子短期大学研究紀要」は全て SAIJO リポジトリで閲覧可能になった。今後も安定的な管理運用を継続する (提出-規程集-51/備付-101)。

体育館は 1,328 m²と適切な面積を有しており、スポーツ系の授業、サークル活動、学校行事、地元・地域のコミュニティの活動 (ひ・まわり探検隊) などに有効活用している。

多様なメディアを使用した授業も行っている。特に令和 2 (2020) 年度からは、感染対策として Zoom 等のツールを使ったオンライン双方向授業やオンデマンド型授業を取り入れており、全ての教室から配信ができるよう環境を整えている。また、動画撮影・編集のため Web 会議用の Cisco 社製 Webex Room デバイスを導入し、1つの教室に専用施設として設置している。授業動画撮影をはじめ、学生の Web 会議や Web 面接等にも有効活用している。

図Ⅲ-B-1-1 キャンパス平面図



[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人川口学園経理規程」、「学校法人川口学園経理規程施行細則」、「学校法人川口学園固定資産及び物品管理規程」を定め、教育効果を上げるために管理責任者を設け、適切に整備している（提出-規程集-127、128、131）。

備品などは台帳により、整理・管理しており、施設設備、固定資産、図書館資料、その他物品の維持管理は適切に行っている（提出-規程集-82）。

火災、震災、その他災害対策を含めた「消防計画」「危機管理」の規程を定めており、適切に整備している（提出-規程集-88, 95）。

施設設備の日常的な管理、災害対策、省エネルギー対策などについては、総務課を中心に学外からの専門業者を常駐させて施設の定期的な安全点検と安全確保、防災対応、省資源対策などに努めている。「災害時緊急対応カード」を学生・教職員全員に配付し、教職員ならびに学生を交え、管轄の消防士の立ち合いのもと、火災・地震発生時の避難、非常放送の確認、消火器の使用訓練を年1回以上実施している（備付-102）。教職員向けの研修としては、令和元（2019）年度と令和5（2023）年度に、AEDの操作方法を中心とした救急救命講習を実施した。その他、災害用の備蓄を行い緊急時における学生・教職員への対応に備えている。防犯対策として学校の開門中は警備員が学校出入口にある正門警備守衛室に常駐し、外部からの入場者の確認を行っている。またセコムによるセキュリティサービスを利用し、建物への異常を感知した場合は、業者が駆けつけ対応を行い学校へ報告がされるよう安全管理に努めている（備付-103, 104）。なお、校舎の耐震については基準を満たしている。

コンピュータシステムは、ICT・メディア委員会が中心となって管理しており、不正アクセスなどの脅威に対して、検疫システム、ウイルス防止システム、ファイアーウォールのセキュリティ対策を講じ、常に最新のバージョンで利用できるようメンテナンスを行っている。ただし、昨今の個人情報の流出は、紙ベースではなく電子ファイルによる持ち出し、不正アクセス、サイバー攻撃によるものがほとんどであるため、学園としてネットワークにおけるログ管理、セキュリティ管理、デバイス管理という情報漏洩対策やIT管理を支援するソフトウェアを導入している。文部科学省より「個人情報を含む重要情報の適正な管理について（通知）」（27文科政第42号）、「文部科学省関係機関における情報セキュリティ対策の強化について（通知）」（28文科政第63号）が示されていることから「学校法人川口学園 情報セキュリティ基本方針」、「学校法人川口学園 ネットワーク及びパソコン利用規程」、「学校法人川口学園 電子メール管理規程」を制定し、本学園は「埼玉女子短期大学 個人情報・セキュリティに関する

る運用内規」を制定した（提出-規程集-93, 121~123）。学生には「コンピュータ・ネットワーク利用案内」の冊子を配付して、パソコンやモバイルを利用する際の危機管理と倫理教育も行っている。また、教職員に対しても情報モラルやネットリテラシーへの対応について研修を行った。

省エネルギー対策としては、教室棟を中心に一部施設を改修し、節水トイレの導入やトイレの照明スイッチの人感センサー導入、LED照明への移行等を行い、本部棟とクレセント棟については、冷温水発生機3台の更新を行い電気、水道、ガスの削減対策を行った。直近3年間では、令和3（2021）年度に本館トイレの一部の洗面台を自動水栓とし節水対策を行い、令和4（2022）年度にはパッケージエアコンの更改工事により、従来よりも消費電力が少ないものを取り入れた。また、ウォームビズ・クールビズの励行、空調設定温度指針を設け、電力消費削減の協力を全学に促している。デマンド監視（中央監視設備）システムによる空調、電気などの集中管理を行っている（備付-105）。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 課題>

日高キャンパスに移転後20年以上経過し、今後補修箇所が増えていくことは間違いなく、学校運営に支障をきたさないよう迅速に対応するとともに、省エネ・ECO環境対応品の利用を進めていきたい。また、省エネ設備の利用だけでなく啓発活動により、教職員、学生が一丸となってECO活動に取り組んでいきたい。また、照明のLED化は必須のため早急に進めることにより使用電力を抑えCO₂削減を実現する。

大規模災害に対し、学生や教職員の安全確保が重要であるが、同時に地域住民の避難所となるため避難生活や災害に対応できる備蓄品の整備を更に進めていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

教室棟、クレセントホールには、学生アンケートを参考にリニューアルした、SAIJOの頭文字を使用したオリジナルのトイレ・パウダールーム（SはSweet、AはArt、IはImagination、JはJewell、OはOasis）を5か所設置している。

学生の憩いの場である教室棟クレセントホールに、七夕、ハロウィン、クリスマスなど季節感のある装飾を行い、日々の学校生活に変化のある空間を提供した。

なお、平成29（2017）年度より新たに「埼玉女子短期大学 危機管理に関する規程」を設け、様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法を定めていくこととなった（提出-規程集-95）。令和2（2020）年度以降のコロナ禍において危機管理委員会により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策本部を設け、「新型コロナウイルス感染症に対する埼玉女子短期大学の対応方針」「新型コロナウイルス感染者発生時の埼玉女子短期大学の対応」などに基づき、協議しながら教育環境を整備し対応した（備付-106）。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

- 59. コンピュータ・ネットワーク利用案内
- 107. 学内 LAN 敷設状況 (学内ネットワーク図)
- 108. コンピュータ教室配置
- 109. 令和 5 (2023) 年度第 1 回 ICT・メディア委員会資料
- 131. 2023 年度 ICT 環境・活用実態調査結果

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

本学では、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、技術サービスや専門的支援、施設設備の向上・充実を図っている。ICT・メディア委員会は、主に当該任務を担う組織であり、構成員は、図書館長、委員長（教員）、委員（教員）、図書館司書（総務課職員）である。具体的には、以下のような ICT 全般に関わる業務及び図書館に関わる業務を執り行っている（備付-109）。

- ① （事務関連システムを除く）学内システムの構築、及び学内 LAN をはじめとする ICT 設備の運用、管理、保守点検
- ② ICT 技術を利用した教育などへのサービス及び支援
- ③ ICT 教育の研修会や情報交換会の実施
- ④ 「研究紀要」及び「大学報」の編集発行
- ⑤ 図書館の管理運営
- ⑥ 「本学公式ホームページ」の保守管理
- ⑦ 埼玉女子短期大学学術情報リポジトリの保守管理

⑧ 公式 SNS を通じた情報発信

ICT 関連設備は表Ⅲ-C-1-1 の通り整備されており、授業や研修会などにおいて活用するほか、授業以外のさまざまな場面で学生が自由に利用できるように開放し、継続的に施設設備の向上や充実を図っている。令和 5（2023）年度も、本学のカリキュラム・ポリシーに掲げる「学生自身が主体的に活動」「教職員と学生との関係構築」という点が叶うよう、Google Workspace for Education により構築された「SAIJO ポータル」（Gmail、Google ドライブ、Google サイトなどのサービスを本学仕様で提供する総合オンラインシステム）の整備を進めた。当該システムは学外からのアクセスも受け付けながら、SAIJO アカウントを持たない利用者からはアクセスできない仕様となっており、セキュリティに配慮されている。一方、事務系ネットワーク内ではグループウェア（サイボウズ）が導入されており学生情報管理などの学校運営に活用されている。また、令和 2（2020）年度に導入したオンラインミーティングツール Webex Room デバイス（カメラ、マイク、操作パネルを含む総合システム）の管理の他、ネットワーク接続や各種のオンラインツールなど、学生が日々直面するトラブルに対する技術的サポートや専門的支援も、図書館及び学務課を中心に綿密に行っている。なお、パソコン教室や図書館など教室棟で利用するパソコン全てに Windows10 及び Microsoft Office 2016、さらにパソコン教室では「医事 NAVI Ⅲ」、「調剤 OXRY Ⅲ」、「弥生会計」と「INFINI：国際線航空券予約システム」という専門アプリケーションソフトを導入し、専門教育を行っている。

表Ⅲ-C-1-1 令和 5（2023）年度 ICT 関連設備

場 所	施 設 ・ 設 備	台 数
第 1 パソコン教室	Windows デスクトップパソコン	41
	プリンタ	1
第 2 パソコン教室	Windows デスクトップパソコン	41
	プリンタ	1
第 1 アクティブラーニング教室	Windows ノートパソコン	20
	電子黒板	1
第 2 アクティブラーニング教室	Windows ノートパソコン	10
	電子黒板	1
教室棟 3 階	電子黒板	1
	無線 LAN アクセスポイント	8
教室棟 4 階	電子黒板	1
	無線 LAN アクセスポイント	12
教室棟 2-45 教室	Webex Room デバイス	1
教室棟 大教室	無線 LAN アクセスポイント	2
図書館	Windows デスクトップパソコン	10
	Windows ノートパソコン	50
	プリンタ	2
	無線 LAN アクセスポイント	2
ラーニングスクエア	無線 LAN アクセスポイント	1
本館 3 階	無線 LAN アクセスポイント	2
本館 4 階	無線 LAN アクセスポイント	2
キャリアサポートセンター	Windows デスクトップパソコン	4
	プリンタ	1
	無線 LAN アクセスポイント	1

場 所	施 設 ・ 設 備	台 数
広報室	無線 LAN アクセスポイント	1
クレセントホール	無線 LAN アクセスポイント	4
体育館	無線 LAN アクセスポイント	1

情報技術の向上に関する学生向けトレーニングとしては、冊子「コンピュータ・ネットワーク利用案内」（備付-59）による情報提供や授業によるリテラシー教育が挙げられる。新入生オリエンテーション時に当該冊子参照の上で情報技術の向上及び倫理面での啓発を図り、1年次にはほぼ全員が履修する「コンピュータリテラシーA」及び「コンピュータリテラシーB」（キャリア基礎科目・選択必修）において、より実践的なトレーニングを提供する他、表Ⅲ-C-1-2に示す各種科目により一層の情報技術向上を目指すトレーニングを実現している。

表Ⅲ-C-1-2 令和5（2023）年度パソコン教室利用科目

科 目 種 別	科 目 名 称
教養・キャリア科目	コンピュータリテラシーA、コンピュータリテラシーB、データサイエンス
商学科専門選択科目	投資シミュレーションと経済、コンピュータ会計、プログラミングA、プログラミングB、医事コンピュータ、電子カルテ、特別演習A（医事コンピュータ）、調剤事務コンピュータ、調剤事務演習A、調剤事務演習B
国際コミュニケーション 学科専門選択科目	特別演習A（国際線予約）

また、教職員に対してはSAIJOポータルの効果的な利用やアクティブラーニングの支援のためのICT研修会を開催し、教職員向けシステムを活用した継続的な情報提供を続けている（基準Ⅱ-B-1参照）。

技術的資源と設備は、ICT・メディア委員会により計画的に維持、整備している。教職員及び学生が使用するパソコンは専門業者による点検を定期的に行い、全てのパソコンに「ESET」をはじめとするセキュリティソフトを導入することで、常に最新の状態を保つことでセキュリティの維持向上を図っている。また、学生用パソコンについては環境復元ソフト「ヴァーチャルリカバリー」を活用し、正確かつ簡便に保守管理ができるようにしている。

技術的資源の分配の面では、年度ごとのカリキュラム変更と近年のICT技術の進歩及び教育・学修環境の変化を踏まえてICT・メディア委員会を中心に適時見直しを行い、状況に合わせた柔軟な活用を図っている。

学内のコンピュータは、教職員がカリキュラム・ポリシーに沿った授業・学校運営に活用できるよう適切に整備している。令和3（2021）年度には各種の拡充も行い（第2パソコン教室や第1アクティブラーニング教室のパソコンの他、図書館の管理用パソコンを更改）、令和5（2023）年度も授業や学校運営に活発に活用されている。

学生の学修支援のための学内LANは、適切に整備している。令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの段階的な工事の積み重ねにより、教育系ネットワークのアクセスポイント増設、教卓用有線LANの整備を実現すると共に、接続人数やデータ容量によらず安定的な通信が叶うよう通信プランの見直しを行った結果、令和5（2023）年度はトラブルの報告も少なく、学生の使用感の向上も見られた（備付-131）。なお、学内ネットワークは教育系ネットワーク

と事務系ネットワークに分かれており、教育系ネットワークは教室棟及びクレセントホールの全ての場所で接続ができるよう、アクセスポイントを各所に配置している（備付-107）。

本学の教員は新しい情報技術の活用にも積極的であり、学生たちの学修成果獲得に効果的な授業を行っている。「SAIJO ポータル」に含まれる SAIJO メール、Google ドライブなどは学生及び教職員同士のコミュニケーションツール及び協働ツールとして浸透しており、Zoom や Webex などのオンラインミーティングツールの活用も進んでいる。また、令和 3（2021）年度より導入された LMS（Learning Management System: 学習支援システム）の「Web Class」は授業形式（対面／オンライン）の区別なく全科目で使用できるようになっており、資料提示、学生-教員間の連絡、テストなどの他、授業外学習の支援にも活用されている。また、令和 3（2021）年度までのハード面の充実により、パソコン・プロジェクタ・インターネットの三者を活用したスピード感のある資料提示も広がっている。プロジェクタのインタラクティブ機能（電子黒板機能）による提示内容の保存や保存内容の復習用活用なども、令和 4（2022）年度の ICT 研修会における事例共有から徐々に活用が進んでいる。

本学では、コンピュータ教室としてパソコン教室を 2 室完備している。同教室では、デスクトップパソコンを整備し（表Ⅲ-C-1-1 参照）、コンピュータリテラシー教育をはじめとしたさまざまなコンピュータ関連授業を行っている。この他、専門ゼミをはじめとしたさまざまなアクティブラーニング型の授業を行う第 1・2 アクティブラーニング教室にはノートパソコンを整備し（表Ⅲ-C-1-1 参照）、授業スタイルに合ったコンピュータ活用ができる形式になっている（備付-108）。なお、マルチメディア教室や CALL 教室は本学では設置していない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までのネットワーク工事や種々の機器の更新により、令和 5（2023）年度には安定した接続環境を実現することができた。令和 6（2024）年度からも、接続状況や機材の老朽化等を丹念に点検し、継続的に状況改善を図りたい。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

文部科学省による「令和 3（2021）年度大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」のための補助金獲得により、令和 3（2021）年度にインタラクティブ機能付きのプロジェクタを教室等 4 階に新設すると共に、オンライン学習支援システム（Web Class）を導入した。Web Class の活用は翌令和 4（2022）年度に一層進み、令和 5（2023）年度にも安定的な運用を継続することができた。オンライン科目はもちろんのこと、対面形式で行われる科目についても授業外での学習を充実させることに繋がっている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

13. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[書式 1]
14. 事業活動収支計算書 [書式 2]
15. 貸借対照表の概要 [書式 3]
16. 財務状況調べ [書式 4]
17. 令和 3（2021）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
18. 令和 4（2022）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
19. 令和 5（2023）年度資金収支計算書・資金収支内訳表
20. 令和 3（2021）年度活動区分資金収支計算書
21. 令和 4（2022）年度活動区分資金収支計算書
22. 令和 5（2023）年度活動区分資金収支計算書
23. 令和 3（2021）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
24. 令和 4（2022）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
25. 令和 5（2023）年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
26. 令和 3（2021）年度貸借対照表
27. 令和 4（2022）年度貸借対照表
28. 令和 5（2023）年度貸借対照表
29. 事業報告書
30. 事業計画書・予算書

提出資料-規程集

109. 学校法人川口学園 監事監査基準
126. 学校法人川口学園 稟議規程
139. 学校法人川口学園 資金運用規程

備付資料

87. 教育職員配置表（令和 5 年 5 月 1 日）
110. 学校法人川口学園 創立 80 周年記念募金
111. 財産目録・財務関係書類
115. 令和 4（2022）～8（2026）年度中期・目標計画
139. 経営改善計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握し

ている。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

法人全体の資金収支は、設置する短期大学、専門学校の在籍者数の減少に伴い学生生徒等納付金収入が大幅に減少しており、教育研究経費支出、管理経費支出等の抑制に努めてはいるが繰越支払資金の減少が続いている状況である。日本私立学校振興・共済事業団「私立学校運営の手引き」第1巻「私学の経営分析と経営改善計画（平成29年3月改定版）」によれば、平成26（2014）年度から令和3（2021）年度まではA3ランクに、令和4（2022）年度はB0ランク、そして令和5（2023）年度はB3ランクに区分される。なお、文部科学省高等教育局私学部参事官の指導は受けていない。短期大学については、令和2年度を境に入学者数が減少し始め、令和5（2023）年度には、平成26（2014）年度以来の入学定員未充足（国際コミュニケーション学科）となり、収支均衡には及ばない状態となった。入学者数及び在籍者数の減少がそのまま前受金収入の減少に直結し活動区分資金収支計算書上の教育活動資金収支差額の低下につながっている（提出-17, 18, 19）。

法人全体の事業活動収支は、令和元（2019）年度、令和2（2020）年度は収入超過であったが、

令和3(2021)年度、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度と連続して支出超過という結果であった。この要因は前述の通り、学生生徒等納付金の大幅な減少によるものであり、支出の抑制努力だけでは収支均衡には至らなかった。短期大学においては、令和4(2022)年度までは収入超過状態が続いていたが、令和5(2023)年度に支出超過となった。令和5(2023)年度の法人全体の経常収支差額比率は、学生生徒等納付金を含む事業活動収入の減少が大きく影響し、△14.16%となった。(提出-13~25)。

貸借対照表については、第3号基本金引当特定資産及び退職給与引当特定資産の積み増し、借入金の計画的償還及び前受金の大幅減少等による負債の減少を受け、現金預金が大きく減少している。第1号基本金については、令和4(2022)年度の短期大学空調設備更新による既存設備の除却額が大きく、その後は備品類、図書の廃棄等によりやや減少している。第3号基本金は計画通りの増額を行っており、令和6(2024)年度には計画最終年を迎える。(提出-15, 16, 26~28)。

本学園は、ほぼ同一規模の短期大学と専門学校の2校を設置する法人であるため、短期大学の財政が法人全体の財政に影響するとの認識、またその逆の認識も当然のものであると考えており、危機意識も法人全体で共有している。学園全体の収支は、短期大学の校舎等の大規模修繕工事を実施した平成30(2018)年度は支出超過となったが、令和元(2019)年度と令和2(2020)年度は収入超過が続いた。令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度については、短期大学は収入超過であったが、専門学校校舎の大規模修繕等の影響もあり、法人全体では支出超過となった。

財務比率については、流動比率が令和3(2021)年度135.52%、令和4(2022)年度125.91%、令和5(2023)年度109.14%、積立率が令和3(2021)年度43.44%、令和4(2022)年度37.76%、令和5(2023)年度31.36%と下降しており、余裕十分といえる状況ではないが、短期大学の存続を可能とする財政はまだ維持できていると考えている。

貸借対照表の注記事項に示すように退職給与引当金は100%引き当てられている。また、令和3(2021)年度から退職給与引当特定資産の積み増しを継続している。退職給与引当金相当額を目標にわずかずつでも毎年度増額していく予定である。

運用資産については、平成31(2019)年度より資金運用規程を整備し、適切に運用している(提出-規程集-139)。銀行の定期預金と安全性の高い社債、株式などの有価証券による堅実な運用を行っている。保有している資金保持の観点からは適切な運用であると考えているが、ここ数年の現金預金減少を考慮した上で運用方法の検討を今後も継続する必要があると考えている。学校法人全体の教育研究に対する支出は、経常収入に対する過去3年間の教育研究経費比率では、令和3(2021)年度43.19%、令和4(2022)年度43.05%、令和5(2023)年度45.32%と、いずれの年度も40%を越えており、水準以上と認識している(提出-16)。

現物寄付の受け入れ及び補助金制度を活用し、プロジェクトやパソコンの整備、学生食堂等の施設設備の充実にも積極的に取り組んでいる。また、図書などの教育資源についても資金配分を適切に行っている(備付-111)。

公認会計士である会計監査人による監査も、令和5(2023)年度は年間のべ48日間実施している。公認会計士と監事との情報交換会を年に数回実施し、意見交換、情報の共有を行っている。公認会計士監査時には経理課長が立会い、監査意見については適切に対応し、会計処理方法の適正化を図っている(提出-規程集-109)。

平成 25 (2012) 年度より「川口学園 80 周年記念募金」として募金活動を開始しており、法人や個人からの募金は適正に処理されている。入学に関する寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない(備付-110)。

短期大学の入学定員充足率は、令和 3 (2021) 年度 116.6%、令和 4 (2022) 年度 107.3%、令和 5 (2023) 年度 88.3%、収容定員充足率については、令和 3 (2021) 年度 120.0%、令和 4 (2022) 年度 109.8%、令和 5 (2023) 年度 95.2%と、いずれもやや低下傾向にある。

現状においては、短期大学の存続は可能と考えているが、今後の 18 歳人口減少並びに 4 年制大学への進学割合の上昇傾向を考慮するとかつてのように定員を充足し続けることは容易ではない。さらに今後、物価上昇及び施設設備の維持や更新にかかる支出が増加していくことも考えられるため、事業活動収支差額が急速に好転することは考えにくい。

財的資源を毎年度適切に管理している。

中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算編成は以下の手順で行っている(提出-29、30)。

1) 予算編成手順

- ① 予算編成方針は、予算統括責任者である理事長からの命により、法人本部が中心となり原案を作成し、常任理事会の議を経て 11 月の理事会に上程され、その承認後に理事会決定の予算編成方針として各部門の予算編成責任者に通達される。
- ② 各部門の予算編成責任者は予算編成基本方針に基づき、中期計画に沿った各部署の予算編成単位担当者に予算要求書作成を指示し、これを取りまとめ法人本部経理課に提出する。
- ③ 法人本部経理課は前年度の予算執行状況を評価し、各部門にこれを実績ベースとした予算編成基礎表の作成を依頼する。
- ④ 各部門から提出された予算編成基礎表と予算要求書を精査し、理事長、法人本部事務局長、経理課長が必要に応じ、各部門から予算要求書の内容などに対してヒアリングを行い、同時に予算折衝を行う。
- ⑤ 法人本部経理課は、各部門部署の折衝結果を取りまとめ、予算編成方針に基づき予算原案としてとりまとめ、1 月に第一次予算案を作成し、これを常任理事会、理事会に諮る。
- ⑥ 学生生徒等納付金が収入の大部分を占めるため、入学予定者数の状況を確認しながら、達成の可能性を検証したうえで、第二次予算案作成、さらに必要に応じて第三次予算案作成へ練り直す。最終的に 3 月下旬の評議員会において意見を聴き、理事会にて次年度予算として承認された後、速やかに各部門に通達される。また事業計画と併せて 4 月に行われる事業計画説明会にて全教職員に説明される。

2) 中期計画と単年度予算について

- ① 原則として、中期計画が年次進行により当該年度予算となるが、内外要因、特に入学者数の状況、設備の更新、施設の修繕などにより変更が生じる場合、その内容を慎重に審議して変更していく。
- ② 内外要因により変更が生じた場合は、中期計画の抜本的な見直しが必要なため、主として常任理事会が中心となり、理事会の承認を経てローリング作業が行われていく。

「令和 4~8 年度中期・目標計画」では、学校法人を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、これまでに培った強みを活かしつつ新たな魅力を備えた学校へと成長を遂げることを目指して

いる（備付-115）。令和5（2023）年度には、経過した2年の状況、特に新型コロナウイルス感染症拡大や修学支援制度の開始などによる生活様式の変容や進学先選択における判断材料の変化等を鑑み、中期・目標計画の進捗確認及び見直しを行い、高等学校卒業見込者だけでなく、これまでわずかであった外国人留学生の入学を促進すべく、体制づくりと環境整備に注力することとした。あわせて人事制度改正や全照明器具のLED更新などによる経常的支出額の抑制、見直しを行った。

決定した事業計画は年度初めの事業計画説明会にて各部門長より全教職員に対し説明があり、予算は理事会・評議員会の承認の後、速やかに各部署に周知されている。

編成された各年度予算は、事業計画に基づき適正に執行されており、法人本部経理課及び法人本部事務局長がこれを管理している。この執行状況を毎月とりまとめ、予算額と対比させた形式にて学内ネットワーク上にて公開している。また月次決算は、法人本部事務局長、理事長が閲覧した後に、常任理事会、各予算執行部署の課長にも開示されており、経営情報の共有化が図られている。9月末までの上半期終了後には半期決算を行い、11月に行われる年央の評議員会、理事会に報告し、予算執行状況などを鑑み必要に応じて予算の補正を行っている。

日常的な出納業務は学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は理事長、又は法人本部事務局長を経て行っている。予算にない支出が発生した場合には稟議規程に基づき稟議により理事長が決裁することとなっている。また、予算計上済みの支出であっても一定金額以上の支出については発注許可願を提出し、相見積もりの有無等を確認している（提出-規程集-126）。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、ファイル台帳として管理している。資金出納は全て適切な会計処理に基づいて記録し、毎月現金出納帳と預金照合表を法人本部事務局長と理事長が確認している。

月次決算は毎月速やかに行われ、各計算書類の作成後、経理課長より、法人本部事務局長、理事長に報告がなされている。常任理事会においても報告がなされ、各部門長も把握している。また同様の資料は学内ネットワークでも公開している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

短期大学の将来像については、「企業に近いキャリア短大」を意識し、競合する大学・専門学校の長所・短所を見極め、社会的に有用性の高い教育を学生に提供していく。学内外のさまざまな場面において体験的な学びを重ねることにより経験値の向上を図り社会で生き抜く力を獲得していくことを強みとして評価を得ていく。保護者や高等学校における知名度を上げ、高等学校の進学志向の挟間を埋める「キャリア教育」、「マナー・ホスピタリティ教育」に代表されるような、豊かな人間性を育む、人間教育を基礎とした現実的で独自性のある短期大学を目指している。

本学は短期大学の中でも商学科、国際コミュニケーション学科という、短期大学の代表格である教育・家政分野ではない学科を設置しており、少子化及び高等学校の 4 年制大学志向によって、本学を取り巻く環境、特に学生募集については厳しさを増している。また、短期大学の社会的な位置づけについて、情勢をにらみ客観的な環境分析が行えるよう、日本私立学校 振興・共済事業団に継続的に経営相談する体制にある。

法人全体の経営判断指標に照らし合わせ、経営実態、財政状況を的確に把握しており、今後の経営計画に反映されることになるが、特に財政上の安定性を高めるためには、学生の定員確保は必須である（備付-139）。

教員数については、設置基準において必要とする教員数を充足している（備付-87）。

施設設備については、「令和 4～8 年度中期・目標計画」に則り、教育の質及び学生満足度の向上を目指し、カリキュラム改革やオンライン授業への取り組み等計画的に実行している。

外部資金の獲得については、私立大学等経常費補助金に代表されるが、教育の独自性をアピールする上でも教職員一体となって補助金の積極的な受け入れを促進することが、学内の活性化にも繋がるものである。令和元（2019）年度に文部科学省と日本私立学校振興・共済事業団の共同で実施された「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1「特色ある教育の展開」に、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度及び令和 4（2022）年度、令和 5（2023）年度にはタイプ 1「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に選定された。今後も全学的・組織的な取り組みを継続し、外部資金の獲得を目指す計画である。

定員管理については、まずは入学定員の充足に努め、学科における偏りの解消に慎重に対応している。各学科の経費配分については、適切に行っている。

経営情報の公開については、「本学ホームページ」に学園の事業報告として、法人の概要、事業（短期大学、専門学校）の概要のほか、財務の概要として財産目録、資金収支計算書、活動

区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監査報告書を掲載している。また、毎年度の自己点検・評価報告会において、資料に基づき財務の説明を行い、危機意識の共有を図っている。さらに学生募集の状況については、毎月の教授会の報告事項になっており、オープンキャンパスの参加状況についても開催の都度、学内ネットワークによって情報共有している。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 課題>

今後は、入学者の減少に歯止めをかけ、わずかずつでも増加を実現させる。さらに適正かつ効果的な支出策を講じ、支出超過を回避し、収入超過の状況を早期に実現することが極めて重要である。

貸借対照表については、借入金を計画通りに償還しており外部負債の負担は小さくなっているが、入学者数に連動し前受金が減少したことで流動資産の額が減少している点に注意する必要がある。定員充足のためには施設設備の更新、充実も必要であり、支出抑制と設備投資のバランスを取り続けることが求められる。

保有している資金保持の観点からは適切な運用であると考えているが、ここ数年の現金預金減少を考慮した上で運用方法の検討を今後も継続する必要があると考えている。(D-1-⑦)

今後の短期大学ひいては法人の将来のためには、両校ともに定員充足率向上こそが財政健全化の第一歩であり、継続のために乗り越えなければならない最重要課題である。

今後の18歳人口減少を考えると、安定的に入学定員充足率及び収容定員充足率を妥当な水準で維持し続けることは容易ではないが、学内における教育、学生生活、就職、学生募集など、一連のサイクルにおいて、実質的に連携して展開させることが重要であり、積極的に学内外にアピールできるよう、それぞれ年度ごとの新たな取り組みが必要になってくる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育資源の①人的資源については、令和5年度は25名の専任教員と37名の兼任講師によって構成されているので改善がなされた。ただ、兼任講師で担当コマ数が多い教員が若干名いるため、その点は今後改善したい。専任教員及び兼任講師の採用は公募や紹介を通し実施している。また採用希望者の登録制を実施し、必要な時に補充ができる体制をとっている。教員の教育研究活動は、裁量労働制や夏休みを活用したりしておおむね順調に行われている。教職員は、教育運営にかかわる様々な情報を共有するためのFSD研修会を年に10回ほど開催することが定着した。事務局に関しては人手不足解消と将来を見据えた人事計画として、随時新人採用が行われている。なお教員は「教員就業規則」に、事務局員は「学校法人川口学園 就業規則」に従い規律は厳格に守られている。

②物的資源では、平成30(2018)年度の大規模修繕工事や図書館リニューアル工事が終了し建屋に関しては整備が進んだ。空調設備の更新も令和4(2022)年度に実施した。照明器具の

更新を令和 5（2023）年度に一部行い、教室・実習室等を令和 6（2024）年度に実施予定である。避難訓練も火災と地震を毎年交互に実施することが定着した。地域との連携も今後積極的に進めていきたい。

③技術的資源ではパソコンの最新のバージョンアップや保守管理は外部委託が定着した。図書館のノートパソコンの保有台数や貸し出し数も特に支障をきたしてはいない。また、無線 LAN アクセスポイントの設置も徐々に進んだ。

「令和 4～8 年度中期・目標計画」では各ステークホルダーから評価される短期高等教育拠点となるため、教育の質的向上を図り満足度の高い学生支援に取り組むことを心がけている。社会の要請や期待に応えて持続的に発展していくためには、財政基盤の安定化が必要である。短期大学単体では、令和元年度から令和 4 年度まで事業収支差額が収入超過となっている。しかし令和 5（2023）年度には、大規模修繕を実施した平成 30（2018）年度以来の支出超過となり、事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」の評価が、法人全体で B3 という結果になった。

競争的資金である「私立大学等改革総合支援事業」の補助金を令和 5（2023）年度も獲得することができた。平成 25（2013）年度に獲得以降、平成 30（2018）年度を除き令和 5（2023）年度まで連続して獲得している。中期的人事計画による教職員の確保も漸進的に進んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

専任教員について、バランスのとれた年齢構成を実現するため、特に若手教員の採用に留意し、10 年以内の是正を目指す。今後の教育体制を確実な状態に保ち続けることを心がける。

専任教員の研究倫理向上を目指す外部研修については、令和 6（2024）年度中に実施し、その後も 3 年に 1 回程度の定期的な受講機会を確保する。

事務職員については、学園支援のもと定期的な学内・学外研修や個別研修の参加促進、新たな人事制度による適切な評価や表彰、キャリアパスの明確化、スキルと適性に基づく適切な部署への異動、多様なバックグラウンドをもつ人材の採用や組織の多様性と経験値を高めるシニアの採用、職員のメンタルヘルスをサポートするカウンセリングの提供、チームワークを強化する活動など、段階的な施策へのアプローチが望まれる。さらに、学外との連携強化も優先課題である。学生をはじめとするステークホルダーの評価、特に“企業に近いキャリア短大”として、企業からのポジティブな評価や卒業生からの感謝の声を可視化し、共有することが重要である。これにより、本学のイメージアップとともに、事務職員は自身の業務に対する意義ややりがいを感じることができ、モチベーションの維持・向上が図られ、ひいては経営者マインドの醸成にも寄与するものとする。

校舎の補修は毎年度の計画を着実に履行し、美観を保つことと併せ、省エネ・ECO や安全性の確保も同時に実現する。令和 6（2024）年度からは特に LED 化を進め、令和 6（2024）年度中の完全移行を目指す。また、啓発の面でも、新たな展開を探りたい。ここ数年は、専門ゼミの活動によって SDGs や ECO に対する意識は急速に高まっている状況にある。短大としても学生主体の SDGs 啓発活動を一層支援し、学生と教職員の立場を超えた、全学的な取り組みとして強化していく。

大規模災害を想定した備蓄品の整備については、令和 6（2024）年度より現計画の見直し・点検を丁寧に進め、想定される災害規模に見合った合理的な備蓄計画の策定を急ぐ。毎年度情

報をアップデートし、危機管理委員会において備蓄計画を承認する過程を経、必要に見合った適切な計画を実現する。

ネットワークをはじめとした施設・設備の向上充実のためには、継続的な保守点検や適切な時期を捉えた機器の入れ替えはもちろんのこと、不具合に関する情報の集積、ニーズを示す情報のアップデートも必要である。令和6(2024)年度より、学生を対象としたICT実態・活用調査の内容を拡充する一方、教職員を対象とした調査や聴取も行い、令和8(2026)年度には、学生及び教職員の声を反映した施設・設備を実現できるよう、計画的に改善を重ねる。

財政面については、入学者数の増加や学生納付金改定等による収入増だけではなく、支出の見直しによる抑制努力も継続していく。現在運行しているスクールバスは令和4(2022)年度に新たな運行会社との契約により金額を抑制することができた。しかしながら、契約検討時期であった令和3(2021)年度は在籍者数が720名のときであり運行計画等再度検討する必要性を感じている。電気料金抑制のための照明器具LED更新は令和6(2024)年度を以て完了する目途がついているが、他の物品等の購入や制作物に関しても、従来取引先に固定化せず、新たな取引先、新たな入手経路を見つける努力を継続することで、収支均衡への道筋を確かなものにしていく。

流動資産の減少の改善に関しても、入学定員の充足による学生生徒等納付金収入の確保が第一の課題であるが、その達成のためには、施設設備の更新と充実、募集活動費の増大も一定程度許容しなければならず、人事計画上の調整の必要も生じる。前述の道筋で予算に沿った厳格な支出管理を徹底すると共に、中・長期的な視点から学生募集に有効な手段を慎重に取捨選択し、貸借対照表の状況健全化を目指す。

短期大学と専門学校の両校の定員充足のためには、同一法人内に短期大学と専門学校の両方が存在するメリットを生かすことも有用と考える。校種も立地も異なる両校の間で教育の質向上や学生支援に関する情報共有の活発化を図ると共に、スケールメリットを生かした物品購入や事務処理の合理化によって経費節減を図り、令和6(2024)年度より一層の連携強化を進める。これらの取り組みによって、毎年度の収支均衡を早期に実現し、わずかずつでも流動比率、積立率上昇を目指す。

入学定員充足率及び収容定員充足率の改善には、18歳人口の減少期であることを十分に認識し、これまで以上に訴求力を高め、高校生に認知される短期大学へと進化しなければならない。あわせて外国人留学生に魅力を感じてもらえる教育内容、環境、体制づくりを進めていく。特に国際コミュニケーション学科においては、令和6(2024)年度より、外国人留学生の入学と日本人学生の海外留学に一層注力する。また、令和6(2024)年度に新規にスタートした3コースの学びをアピールすると共に、海外の大学との提携、協力による編入制度を開始し、学びのグローバル化を推進していく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

31. 学校法人川口学園 寄附行為
32. 令和 3（2021）年度理事会議事録
33. 令和 4（2022）年度理事会議事録
34. 令和 5（2023）年度理事会議事録

提出資料-規程集

01. 学校法人川口学園寄附行為
116. 学校法人川口学園情報公開規程

備付資料

01. 創立 80 周年記念『川口学園のあゆみ』
- 07-8. 公式ホームページ「情報の公開」財務情報
https://www.saijo.ac.jp/site_info/disclosure.php
113. 理事長履歴書
114. 学校法人実態調査表
115. 令和 4（2022）～8（2026）年度中期・目標計画
118. 学校法人川口学園役員名簿
121. 学校法人川口学園公式ホームページ 「事業報告」
<http://www.kawaguchi-g.ac.jp/jigyo/index.html>

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、本学園入職 30 年を超えた職員としてのキャリアを有し、法人運営の全般に亘ってリーダーシップを発揮している。

そのうちでも永く前理事長の下で補佐役として専務理事を務めてきており、理事長の業務と責任また本学園の建学の精神『不偏不羈』・教育理念『中庸・自立』について十分に理解している。設置する各校の入学式において必ずこの建学の精神の由来と意味について語り、新入生への祝辞としており、また法人全体としても建学の精神や教育理念の浸透をめざした環境整備を行ってきている（備付-01, 113）。

教育理念・目的を具現化するためにリーダーシップを発揮し、他の理事等と協働しながら学園運営に当たるとともに、学校法人を代表し、事業の推進状況について学長を通して逐次確認しながら寄附行為第 13 条の規程により、業務を総理している。

学長、短期大学事務局長をはじめ、各理事との密なコミュニケーションに努めるとともに、ガバナンス改革会議等、本学園を取り巻く業界、行政情報等の収集にも努め、理事会、評議員会に情報提供している。また、法令・寄附行為の定めに従い、毎会計年度終了後 2 か月以内に、監事による監査を受け、理事会の議決を受けた決算書及び事業報告書を評議員会に報告し、評議員会より意見を聴取している。なお、評議員会は定例として年 3 回開催される（提出-31、提出-規程集-01、備付-114, 115）。

理事会は、法令及び寄附行為の定めに従って運営され、事業計画及び予算と共に法人運営に係る重要事項に関し審議・検討を行い、学校法人の業務に関する最終意思を決定し、理事等の職務執行を監督している。

理事会は、理事長が寄附行為の定めに従って招集し、理事長が議長となり開催されている。また、寄附行為第 17 条第 3 項の規定により、理事会開催については理事長が招集し、議長を務めている。理事会は原則として月 1 回、年 10～11 回開催されている。なお本会の事務は法人本部事務局総務課で執り行っており、議事録についても現在まで外部理事も含めた理事全員が確認後、法人本部事務局にて保管している（提出-32～34）。

理事会は、短期大学教育の継続的な質の保証を図るとともに短期大学の主体的な改革・改善を支援する機関であることを認識し、毎年度作成される自己点検・評価報告書に基づく課題解決に際しても学長と協力しながら改善に努め、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。なお、自己点検・評価報告会には理事長が出席し、短期大学の状況を把握している。

理事会には、各部門より必要な議案が発議され、短期大学発展のための学内外の様々な情報共有が行われている。理事会議案は招集段階で通知され、報告議案として学長から短期大学の重要事項が報告されている。なお理事会には事務部門から事務局長が理事として出席し、情報共有のフォローにあたっている。また外部の関係機関主催の説明会や研修等にも理事が積極的に参加し、情報収集を行っている。

寄附行為第3条に、本法人は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことが定められており、理事会は短期大学の運営に関して法的な責任があることを認識している。また私立学校法の定めに従い、ウェブサイトで学園の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書などの公開を行っている（備付-07-8、121）。特に閲覧を希望される場合、所定の手続きを経て申し出があれば法人本部において受け付けている（提出-規程集-116）。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程は整備されており、毎年、法改正や実態に合わせ、法人本部を始めとする各部署によって検討され、必ず理事会の審議、承認を経たのちに各教職員に通知されている（提出-諸規程集）。

理事は法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。本学園の理事定数は7人又は8人、1号理事が学長、2号理事が専門学校校長、3号理事は2人又は3人の評議員選任理事、4号理事は2人又は3人の学識経験理事である。令和5（2023）年4月1日現在、理事は7人である（備付-118）。

いずれの理事も本学の建学の精神を十分に理解し、法人の健全な経営に関して識見を有しており、学校法人の重要な事項が適正に実行できるよう強い責任と役割を果たしている。理事の就任は、法令及び寄附行為の規程通り選任されている。理事会には、毎回理事及び監事がほぼ100%出席し、重要事項の報告を受け審議している。寄附行為第17条第2項の規定により学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督している。

理事の選任にあたっては、寄附行為によって学校教育法（校長及び教員の欠格事由）の規定の準用が定められており、該当する者はいない。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

理事長は本学園在職30年に及び、また長年にわたり前理事長をサポートしてきた経験もあり、建学の精神を十分に理解し、また遵守でき、学園を発展させることが可能と考えている。

また理事長個人ではなく理事会がリーダーシップを発揮できることが望ましいとの考えから、理事長の業務執行についての諮問に応じることと設置校間の連絡調整のため、短期大学学長及び専門学校校長を含めた常任理事会を設置し、原則として毎月1回開催している。

さらに平成28（2016）年より内部監査室を設置し、毎年、理事長の下にテーマを設定し内部監査を実施しており、これにより三様監査体制を確立している。

このような理事長のサポート体制は十分に構築されており、今後も学園全体を総理する理事長として遺漏なきよう運営に努めている。

理事会・評議員会運営については特段問題があるとは認識していない。しかし令和5（2023）年2月に私立学校法の一部を改正する法律案が閣議決定されたことから、来る改正に向け、寄

附行為変更〔令和7（2025）年4月〕の準備を進めていくことが肝要である。

一方、現場レベルでの内部のチェック体制の確立のために設けた内部監査室では、理事長の指示の下、学園の運営上注意すべき点についてテーマを設定し、監査を実施している。令和5（2023）年度は監査テーマに「伝達方法と説明内容」の実態を調査し、学内外への伝達方法が適切に行われ、説明内容が正確に伝えられているかについて検証した。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

35. 令和3年度教授会議事録
36. 令和4年度教授会議事録
37. 令和5年度教授会議事録

提出資料-規程集

04. 埼玉女子短期大学 組織運営規程
05. 埼玉女子短期大学 教授会規程
07. 埼玉女子短期大学 合同学科会運営細則
44. 埼玉女子短期大学 教学マネジメント規程
47. 埼玉女子短期大学 FSD 活動推進規程
48. 埼玉女子短期大学 学生懲戒規程
50. 埼玉女子短期大学 教育改革に関する学長裁量経費取扱要領
64. 埼玉女子短期大学 学長選任規程
65. 埼玉女子短期大学 学長選考委員会に関する申合せ

備付資料

69. 各委員会議事録
84. 教員個人調書 [様式 21] [令和6(2024)年5月1日現在]
85. 教育研究業績書 [様式 22] [過去5年間(令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) 学長等は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

学長は、短期大学の運営全般に適切なリーダーシップを発揮し、大学運営にあたっては最高責任者として、教授会の意見を参酌し、最終判断をしている（提出-規程集-05）。令和3（2021）年度に教学マネジメント委員会を立ち上げ、教学の中心的役割を果たす部署と位置付け強化を図っている。（提出-規程集-44）

学長は、人格、学識、識見を有している（備付-84, 85）。平成22（2010）年度から埼玉県私立短期大学協会理事を務め、令和4（2022）年度より関東私立短期大学協会監事を務めている。学長は、建学の精神からはじまり教育理念、教育目的を実現するために、教育課程編成を通して積極的に取り組み、短期大学の向上・充実に向けて努力している。その一環として「学長裁量経費制度」を創設し教員の積極的な教育・研究の支援をしている（提出-規程集-50）。さらに授業見学や、学生による成果発表（専門ゼミ報告、留学帰国者プレゼンテーション等）にも積極的に出席し、短期大学の教育の質向上・充実につなげている。また学生との日常的な交流にも留意し、昼食時の学生食堂訪問により学生の意見を把握する機会を設けている。

学長は、学生の懲戒に関しては、学則や規程に手続を定め、厳正な学生対応をしている（提出-規程集-48）。

本学は、学長の命を受け校務をつかさどる副学長を置いており、学長は副学長の補佐のもと、教員組織及び事務組織を指揮監督し、円滑な校務運営を図り、所属教職員を統督している（提出-規程集-04）。

学長選考に関しては、規程に基づき厳密に選考され、最終的に理事会によって承認された学長は、教学運営の最高責任者として職務遂行にあたる（提出-規程集-64, 65）。

学長は、教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している（提出-規程集-05）。

学長は、教授会が意見を述べる場として位置付けられていることを教授会に周知している。

学長は、規程にある基本的審議事項やその他の審議事項をあらかじめ明確に定め、教授会の意見を聴取した上で適切に決定している。

学長は、教授会規程に基づき月1回定期的に教授会を開催している。

毎回、教授会議事録は総務課によって作成され、前回の議事録は教授会前に配付されており、教授会の議題の一番目に審議される（提出-35～37）。

教授会は、学修成果及び3ポリシーに対する認識を共有している。学修成果については、各種のアセスメントにより状況を把握し、FSD研修会や学科会において情報共有を行っている。更に、当該研修会及び会議における意見を踏まえ、教学マネジメント委員会にて学修成果及び3ポリシーの原案を策定、最終的に教授会において意見を確認し、学修成果及び3ポリシーに対する認識を統一している（提出-規程集-7、47）。各委員会は教授会の下に規程に基づいて位置づけられ、月1回以上適切に開催されている。各委員長は、会議が終了後に議事録とともに学長に報告し、必要な議題は学長によって教授会で取り上げられ、審議・報告される（備付-69）。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

短期大学の向上・充実を目指した「学長裁量経費制度」には毎年度複数の応募があり、独創的な教育研究の支援に充てられている。更なる発展のためには、応募主体のみならず、教育研究の成果を全学的に応用すると共に、当該制度の認知度を高め、応募経験のない教員にも応募を促進し、拡大していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は、年間30回のオープンキャンパスに欠かさず出席し、受験生の動向と運営方法を掌握し、募集・入試委員会にて意見を述べている。また、春学期15校、秋学期15校と近隣高等学校を訪問し、校長との面談を通し、大学・短大の状況、高等教育の問題、高等学校及び高校生の意識等、意見交換し、状況把握に努めている。また、産学連携・高大連携も積極的推進を図っている。企業との関係性においては企業への訪問、来学の企業関係者との面談を通し、パイプ作りをしている。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

38. 令和 3 (2021) 年度評議員会議事録
39. 令和 4 (2022) 年度評議員会議事録
40. 令和 5 (2023) 年度評議員会議事録

提出資料-規程集

01. 学校法人川口学園寄附行為
109. 監事監査基準

備付資料

- 07-7. 公式ホームページ「情報の公開」大学の基本情報、修学・教育研究上の情報
https://www.saijo.ac.jp/site_info/disclosure.php
116. 学校法人川口学園／埼玉女子短期大学 ガバナンス・コードの適合状況
120. 内部監査（講評通知・回答依頼）全部門共通調書
121. 学校法人川口学園ホームページ「事業報告」
<http://www.kawaguchi-g.ac.jp/jigyo/index.html>
- 127-1. 令和 3 (2021) 年度監査報告書
- 127-2. 令和 4 (2022) 年度監査報告書
- 127-3. 令和 5 (2023) 年度監査報告書

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

学校法人川口学園寄附行為第 6 条第 1 項第 2 号に定められた監事の定員枠は 2 人であり、現員も 2 人、うち 1 人は公認会計士である（提出-規程集-01）。同第 16 条及び監事監査基準（提出-規程集-109）では監事の職務等を規定しており、具体的には監事による業務の監査、財産の状況の監査及び理事の業務執行の状況の監査であるが、これらは適切に行われている。

寄附行為第 16 条第 1 項第 7 号に「この法人の業務または財産の状況について、理事に意見を述べること」と規定されているが、監事は毎月開催される理事会に出席し、議事の進行や採

決の方法などを観察している。審議不十分ないし不明確な点ありと思われるときは発言を求め、自由に意見や質問を述べており、また理事長から意見を求められた場合にも同様に考えを述べている。監事は、令和5（2023）年度の理事会、評議員会の全てに出席して意見を述べている（提出-38～40）。

寄附行為第16条第1項第4号において、「この法人の業務又は財産の状況について、各会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること」と規定されており、令和5（2023）年度決算時に監査報告書を作成し、令和6（2024）年5月の理事会及び評議員会に提出し、監査報告を行った（備付-127-1～3）。また、内部監査室による内部監査が毎年テーマを決めて実施されており、令和5（2023）年度は「伝達方法と説明内容」をテーマに実地調査が行われた（備付-120）。監事、会計監査人、内部監査室による監事監査会議を年に数回実施し、情報交換を行ったほか、監事は監査を担当する会計監査人である公認会計士とは年に数回面談し、意見交換も行い、情報を共有して三様監査体制を構築している。その情報交換の中で、会計監査人からの指導は可能な限り受け入れる姿勢をとっており、双方協力して適正な財産状況の公表に努めている。また、現状と規程とが乖離しないように、担当部署の職員に適切に対処を求めている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は理事長の諮問機関として17人の定数で構成し、寄附行為第25条に定める選任は、法人の職員7人（第1項第1号）、本学園の卒業生5人（第1項第2号）、学識経験者5人（第1項第3号）となっており、現員は17人である。理事定数は7人又は8人（寄附行為第6条第1項第1号）であり、理事定数の2倍を超える数となっている。評議員会は、3月と5月の2回を定期的で開催し、さらに臨時評議員会（11月／年央報告）を開催している。なお、評議員会議長は、評議員会において選任している（提出-規程集-01）。

私立学校法第42条の規定に従い定められた寄附行為第23条の通り、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない諮問事項に関しては、理事長が全て評議員会に諮り、評議員会の意見を聞き、了承を得た後に、理事会を開催し決議をしている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

教育情報及び財務情報は、本学園及び本学ホームページ上で学校教育法施行規則、私立学校教育法の規定に基づき公開している（備付-07-7、121）。

また、財務情報は法人本部事務局に備え置き、本学に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、これを閲覧に供している（備付-121）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

評議員会の出席状況が70～80%で推移しており、更なる出席率向上のための取り組みを検討していくことが必要である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人寄附行為作成例（昭和38年3月12日私立大学審議会決定）が改正されたことに伴い、学校法人川口学園寄附行為の一部を改正し、令和4（2022）年3月に文部科学大臣の認可を得た。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長・学長のリーダーシップに関しては概ね順調に発揮されている。また、本学の建学の精神、教育理念、教育目的、3ポリシーについても学校関係者に話をする機会が増えている。

理事長においては、18歳人口の減少に伴う向かい風に対処し、学園の財務の安定・発展を最重要課題としている。特に広報、財務、労務など横断的に情報収集した中から策定した「平成29年度から平成33年度中期目標・計画」が令和3（2021）年度をもって終了し、新たな「令和4年度から令和8年度中期目標・計画」の執行段階に入りその指揮を取っている。また年一度の「自己点検・評価報告会」には必ず出席し、その年度の短期大学の教育運営と成果について把握している。教職員の人事政策に対しても、採用から研修まで含め積極的に関与している。また、FSD、SD研修会の情報も収集し、今後の運営に役立てている。

学長においては、平成27（2015）年の「学校教育法」改正により、学長権限強化や裁量の機会が多くなったことにより、リーダーシップが発揮しやすくなっている。それだけにボトムアップも重視している。理事会及び常任理事会との連携を保ち、短大の情報は速やかに伝えることを心掛けている。また、中期計画や年度の事業計画を着実に実現し、リーダーシップを発揮している。特に、教職員に大学の活性化に向けた取り組みを提案し、それを実現していくことを重要課題とし、教職員の理解と協力を得ながら実践している。教学マネジメント委員会でもリーダーシップを発揮し、その活動が促進されている。

ガバナンスに関しては、毎年「埼玉女子短期大学ガバナンス・コード」の検討・見直しをし、これを公開している。このことにより学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域社会等の多様なステークホルダーにとって安心かつ支えられる存在を目指している。また三様監査体制が順調に機能し学園全体のチェック体制が確立されている。評議員会は年齢構成の適正化や出席率向上は改善され、理事会に対する諮問機関としての役割を有効に果たしている（備付-116）。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

令和6(2024)年度より、「学長裁量経費制度」において採択された教育研究について報告会を開催し、担当教員から実際の取り組みや学生の成長、学修成果の獲得状況の変化などを紹介する場を設ける。これにより、制度の認知度向上と情報共有を図り、令和8(2026)年度には、令和5(2023)年度比で応募者の倍増を目指す。

評議員会の出席状況の改善に向け、オンラインミーティングツールの活用も含め、令和6(2024)年度から、より多くの評議員にとって出席しやすい環境づくりを図る。令和7(2025)年度には出席率85%以上を維持できるよう、継続的に検討を進める。

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11-1~20] 基礎データ